

北本市文化財保存活用地域計画(案)

北本市教育委員会

北本市文化財保存活用地域計画

目 次

序 章

- 第1節 計画作成の背景と目的
- 第2節 計画期間
- 第3節 地域計画の位置づけ
- 第4節 地域計画における文化財の定義

第1章 北本市の概要

第1節 自然的・地理的環境

- (1) 位置・地勢
- (2) 自治体の沿革
- (3) 地形・地質・水系
- (4) 気候
- (5) 生態系

第2節 社会的状況

- (1) 人口動態
- (2) 産業
- (3) 土地利用
- (4) 交通
- (5) 文化財関連施設

第3節 歴史的背景

- (1) 原始
- (2) 古代
- (3) 中世
- (4) 近世
- (5) 近代
- (6) 現代

第2章 北本市の文化財の概要

第1節 指定文化財の概要

(1)有形文化財

- ① 建造物
- ② 美術工芸品

(2)民俗文化財

- ① 有形の民俗文化財
- ② 無形の民俗文化財

(3)記念物

- ① 遺跡
- ② 動物・植物・地質鉱物

(4)埋蔵文化財

第2節 未指定の文化財の概要

(1)有形文化財

- ① 建造物
- ② 美術工芸品

(2)民俗文化財

- ① 有形の民俗文化財
- ② 無形の民俗文化財

(3)記念物

- ① 遺跡
- ② 名勝地
- ③ 動物・植物・地質鉱物

(4)文化的景観

(5)その他の文化財

第3章 北本市の歴史文化の特性

第1節 歴史文化の概要

第2節 歴史文化の特性

第4章 文化財の調査と把握状況

第1節 これまでの調査と成果

- (1) 北本市による調査の成果と刊行物
- (2) 埼玉県による調査の成果と刊行物
- (3) 研究者・市民団体・市民等による調査の成果と刊行物

第2節 文化財の把握状況

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

第1節 文化財の将来像の設定に向けた調査

第2節 文化財の保存・活用の将来像

第3節 文化財の保存・活用の方向性

- (1) 方向性 1 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)
- (2) 方向性 2 歴史文化を守る・つなげる(継承)
- (3) 方向性 3 歴史文化を学ぶ・広める(発信)
- (4) 方向性 4 歴史文化を活かす・創造する(活用)

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第1節 文化財の保存・活用に関する課題

第2節 文化財の保存・活用に関する方針

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第8章 関連文化財群の保存・活用

第1節 関連文化財群の設定と目的

第2節 各関連文化財群の構成と課題・方針・措置

- (1) 関連文化財群 1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化
- (2) 関連文化財群 2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化
- (3) 関連文化財群 3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化
- (4) 関連文化財群 4 旅人が一休みした中山道の歴史文化
- (5) 関連文化財群 5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化
- (6) 関連文化財群 6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化

第9章 文化財保存活用区域の保存・活用

第1節 文化財保存活用区域の設定と目的

第2節 各文化財保存活用区域の構成と課題・方針・措置

- (1) 保存活用区域 1 北袋の谷津
- (2) 保存活用区域 2 下沼たんぼ
- (3) 保存活用区域 3 高尾カタクリ自生地

第10章 文化財の防災・防犯

第1節 文化財の防災・防犯に関する課題

第2節 文化財の防災・防犯に関する方針

第3節 文化財の防災・防犯に関する措置

第 11 章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 推進体制の方向性

第2節 今後の取組み

序 章

第 1 節 計画作成の背景と目的

本市は、昭和 18 年(1943)に当時の中丸村と石戸村が合併した北本宿村を前身とします。その後、昭和 34 年の町制施行時に北本町となり、昭和 46 年の市制施行によって現在の北本市が誕生しました。市の面積は 19.82 ㎢、総人口が約 6 万 5 千人のコンパクトな市で、令和 3 年には市制 50 周年を迎えました。

市域には令和 8 年(2026)現在で国指定文化財 2 件、県指定文化財 2 件、市指定文化財 53 件の指定文化財が所在し、保存・活用を図ってきました。また、開発の進む県の南部にありながら、雑木林や谷津などの里山が残るまちとして評価され、これらの自然を活かした北本自然観察公園や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地等が整備されています。中でも、令和 6 年度に国指定史跡に指定されたデーノタメ遺跡は、約 6ha の森と草地在り、5 千年前の縄文時代のくらしを現代に伝える文化遺産として象徴的なものです。

バブルの崩壊以降、全国的な少子高齢化と人口減少の波は、文化財を始めとする地域資源を守り伝える後継者や担い手の減少を招き、これらを適切に未来へ継承していくことが困難な時代となってきました。東京都心から 45 km 圏に位置し、住宅都市として人口が急増してきた本市でも、平成 16 年をピークに人口が減少し続けています。さらに、核家族化や単独世帯の増加といった社会状況、ライフスタイルの変化によって、郷土芸能など無形の民俗文化財の存続、および個人所有の有形文化財の保存管理が困難になってきました。

こうした状況の中、国は平成 30 年に文化財保護法を改正し、これまでの文化財の「保存」に加えて「活用」を重視するとともに、未指定の文化財を含めてまちづくりに活かしつつ、地域総がかりで文化財の継承に取り組んでいくことが重要であるとししました。このほか、都道府県ではそのための大綱を策定できること、市町村は地域の文化財を保存・活用するための総合計画を作成し、文化庁の認定を受けることができることを規定しています。

令和元年以降のコロナ禍は、市民生活や価値観に大きな影響を与え、現在では多くの市民が市域のフィールドに足を運び、里山の自然的、歴史的な空間を散策するという風景が日常なものとなりつつあります。市民が文化財に親しみ、関心を高める好機と捉えることができます。また、今後予定されている市の西部を縦断する都市計画道路の建設は、交通の利便性を大きく高める一方、開発による周辺環境への影響が懸念される状況です。

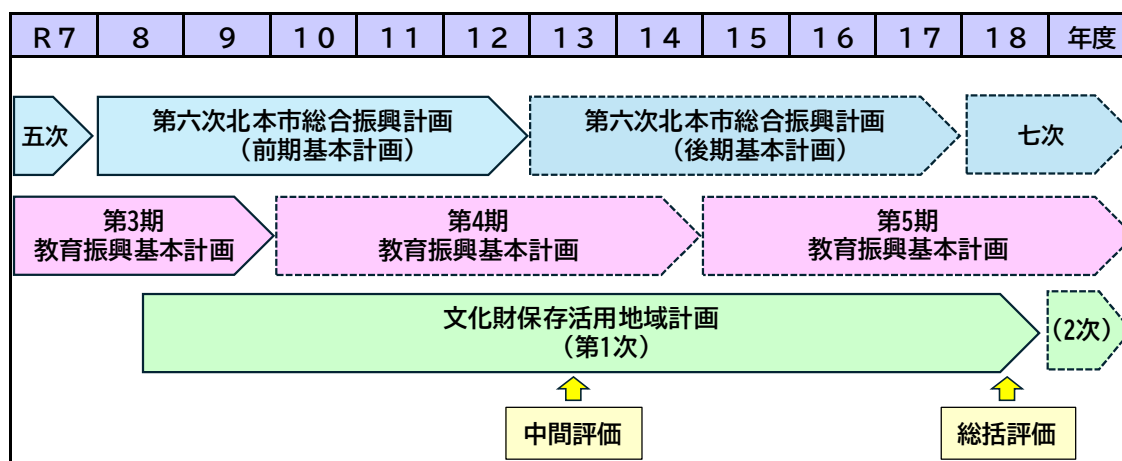
そこで、本市では市域の文化財をはじめとする歴史文化の価値と魅力を多くの市民と共有し、文化財に愛着をもつ市民に支えられたまちづくりにつなげること、文化財を将来に向けて持続的に継承することによって、豊かな市民生活を実現することを目的として、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき「北本市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という)を作成しました。

第2節 計画期間

地域計画の計画期間は、令和8年度から令和18年度までの11年間とします。この期間は「第六次北本市総合振興計画」(令和8年4月から令和18年3月)の期間と並行していて、同計画が前期基本計画(令和8年4月から同13年3月)から後期基本計画(令和13年4月から同18年3月)の移行期に見直しが行われることから、令和13年度には上位計画との整合性および計画の進捗状況などを、北本市文化財保存活用地域計画推進協議会(仮称)において評価します。

また、地域計画の推進に際し、①計画期間の変更、②文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、文化庁長官から認定を受けることとします。

なお、地域計画の軽微な計画の変更については、文化庁および県へ情報提供します。



第3節 地域計画の位置づけ

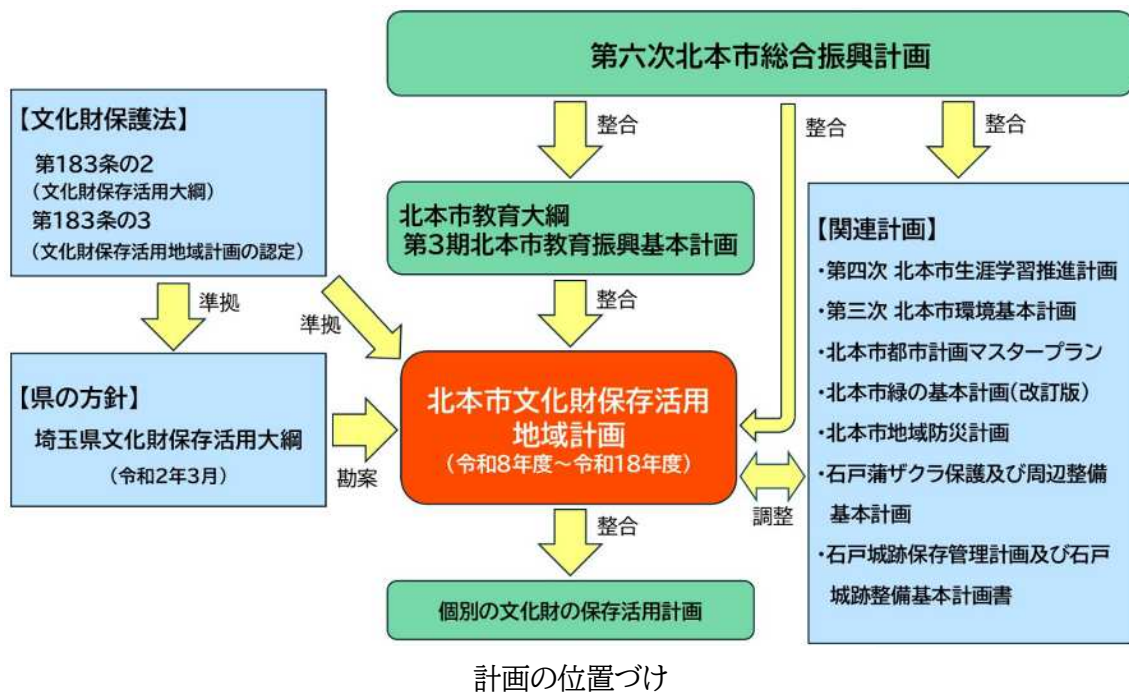
地域計画の作成にあたっては、「北本市総合振興計画」を上位計画とし、「北本市教育振興基本計画」をはじめとする各関連計画との整合を図り、「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。上位計画および各関連計画における文化財の位置づけ、方針などについては、以下のとおりです。

(1)「第五次北本市総合振興計画」【令和7年度改訂予定。改訂後修正します。】

策定年度：基本構想 平成28年度(2016年度)

前期基本計画 平成28年度(2016年度)

後期基本計画 令和3年度(2021年度)



計画期間:基本構想 平成 28～令和 7 年度(2016～2025 年度)

前期基本計画 平成 28～令和 3 年度(2016～2021 年度)

後期基本計画 令和 4～7 年度(2022～2025 年度)

本計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すもので、北本市自治基本条例に基づいて策定しました。基本理念は「市民との協働による持続可能なまちづくり」、将来都市像を「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本」とし、その姿の1つに「地域の歴史と文化を生かしています。」とうたっています。

政策の 7 つの柱のうち、「政策 5 活力あふれるまち」に「5-2 文化財の活用・保護」を位置づけ、文化財を教育や観光などに積極的に活用すること、これにより地域への愛着や誇りを醸成すること、遺跡やその他の文化財は地域の魅力を語る貴重な資源であり、調査・研究・保存に努めることとしています。また、デーノタメ遺跡の保存と開発計画の共存や、郷土芸能の後継者育成、伝承活動の支援が課題であるとしています。

(2)「第 3 期 北本市教育振興基本計画」

策定年月:令和 5 年(2023)2 月

計画期間:令和 5～9 年度(2023～2027 年度)

本計画の基本理念は、未来を切り拓いていく人間を育成する観点から「共に学び 未来を拓く 北本の教育」としています。これを実現するための 6 つの基本目標のうち、基本目標Ⅵには「文化財保護の推進」を位置づけています。この中で 4 つの施策をかけた、「施策 1 文化財保

護の調査と研究」では、未指定文化財の把握と重要遺跡の調査と保存に取り組むこと、「施策 2 文化財の保存と管理」では、新たな保管・整理の施設を確保し、分散している民俗資料を一元管理すること、「施策 3 文化財の啓発と活用」では、インターネットによる情報発信や文化財の積極的な公開、小中学校へ出張授業やシンポジウムの開催に努めること、「施策 4 郷土芸能の継承と支援」では、郷土芸能の存続が危ぶまれる中、芸能団体と後継者育成の支援、芸能の記録、郷土芸能大会の継続などに努めていくこととしています。

(3)「第四次 北本市生涯学習推進計画」

策定年月：令和 6 年(2024)3 月

計画期間：令和 6～15 年度(2024～2033 年度)

本計画は、施策の大綱に「市内全域を学びの場とするまちづくりの推進」を掲げ、第 3 章の施策の体系図において、「5 文化財の保護・活用」を位置づけています。第 4 章はこれを受け、「(1)文化財の保護・継承」で、ア 文化財保護意識の啓発、イ 指定文化財の保存・管理、ウ 文化財の調査・研究、エ 文化財の収集・保存、オ 市史資料の収集・整理、カ 伝統文化の保存と継承を記載、「(2)文化財の活用」で、ア 郷土資料館の検討、イ 重要遺跡の整備・活用、ウ 文化財を活用した学習支援を位置づけています。

また、本計画の進捗と成果を示す数値目標として、「市指定文化財数」と「小中学校学習支援講座数」を掲げています。

(4)「第二次北本市環境基本計画」【令和7年度改訂予定。改訂後修正します。】

策定年月：平成 29 年(2017)3 月

計画期間：平成 28～令和 7 年度(2016～2025 年度)

本計画は、本市の望ましい環境像を「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」とし、長期的な目標として、目標 1「自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち」、目標 2「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」、目標 3「一人ひとりが輝く、環境の輪をつくり広げるまち」を掲げています。また、目標 1 における取組(施策)の方向「1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造」では、市の取組(基本施策)として「⑤歴史的・文化的環境の保全と創造」を位置づけています。なお、ここでは市が講じる主な施策として「自然との共生の歴史文化を伝える歴史的・文化的環境の保全と継承」、「歴史・文化遺産の調査・研究と保護の推進」を記載しています。

(5)「北本市都市計画マスタープラン」【令和7年度改訂予定。改訂後修正します。】

策定年月：令和 2 年(2020)3 月

計画期間：令和 2～21 年度(2020～2039 年度)

本計画では前述の「総合振興計画」と同じ将来像を掲げ、第 3 章の 3「北本市の将来都市構造」では、「(1)拠点」のうち「③緑の拠点」において、市天然記念物「高尾カタクリ自生地」を含む高尾さくら公園の周辺エリアを市における緑の拠点として位置づけています。また、「(2)軸」のうち「①都市軸」では、「中山道の歴史と文化を生かした沿道の景観形成に努め」ること、「②自然軸」では荒川流域軸に多く分布する「神社・仏閣等の歴史的資源、湧水地を取り込んで、水と緑、歴史のネットワーク軸」とすることを記載しています。また、「(3)ゾーン」のうち「②農地ゾーン」では、「環境保全・交流エリア」として、「貴重な歴史的資産であるデーノタメ遺跡については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努め」ることとしています。デーノタメ遺跡は、「北本市将来都市構造図」に表記するとともに、第 4 章「全体構想」の「4-1 土地利用の方針」、「(4)その他」における「②環境保全・交流地区」に位置づけるほか、第 5 章「地域別構想」の「(5)南部地域」のうち「④地域整備の方向性」においても、環境整備の検討を記載しています。

(6)「北本市緑の基本計画(改訂版)」

策定年月:平成 29 年(2017)3 月

計画期間:平成 29～令和 10 年度(2017～2028 年度)

本計画は、『『緑』をつなぐまちづくり～グリーンネットワーク北本～』を基本理念とし、緑の将来像に「まもる」、「つくる」、「ひろげる」の 3 つを掲げています。「基本目標 1『緑』をまもる」のうち、「基本方針 1 豊かな自然を守り親しみます」の「施策 1-1 公園緑地を保全していきます」では、施策 6 に「緑資源としての文化財の保全」を新規に立項し、石戸蒲ザクラ、デーノタメ遺跡、高尾河岸、多聞寺等の中山道の地域資源などの歴史的・文化的資源の保全を位置づけています。ちなみに、基本目標 1 の「施策 1-2 水辺環境を保全していきます」、「施策 1-3 生物多様性を保全していきます」、および「基本方針 2 盛んな農業を活用して共生します」の「施策 2-1 農地を保全していきます」、「施策 2-2 農業と共生していきます」は、本地域計画との関連性が強いものです。

(7)「北本市地域防災計画」(令和 6 年 3 月 19 日修正)

本計画は、「第 2 編 災害予防計画」の「第 1 章 市の防災力の強化」、「第 3 節 生活維持活動のための準備」、「第 8 文教に係る事前対策」において、「3 文化財の事前対策」の項があります。文化財を災害から保護するため、その管理状況を調査し、必要な指導・助言を行うとし、「(1)文化財の現況」、「(2)文化財の収蔵・保管体制の整備」、「(3)防火体制等の整備強化」について記載しています。このうち、(2)では大規模地震に備えるための施設の耐震・免震化、文化財の転倒・落下防止が、(3)では防火対策について、消防本部と連携・協力を徹底するため、「防火体制の整備」、「防火設備の整備強化」、「災害時の緊急的保護体制づくり」、「その他の対

策」の具体策を記載しています。

また、「第3編 災害応急対策計画」では、「第1章 震災応急対策」、「第3節 救援期の災害応急対策活動」、「第7 文教・保育対策」中の、「3 文化財の保護対策」において、市域の文化財等に災害被害が生じた際には、「(1)情報の収集・伝達」、「(2)収蔵・保管施設の応急対策」、「(3)文化財の応急対策」の3項目から、迅速かつ適切に措置することとしています。

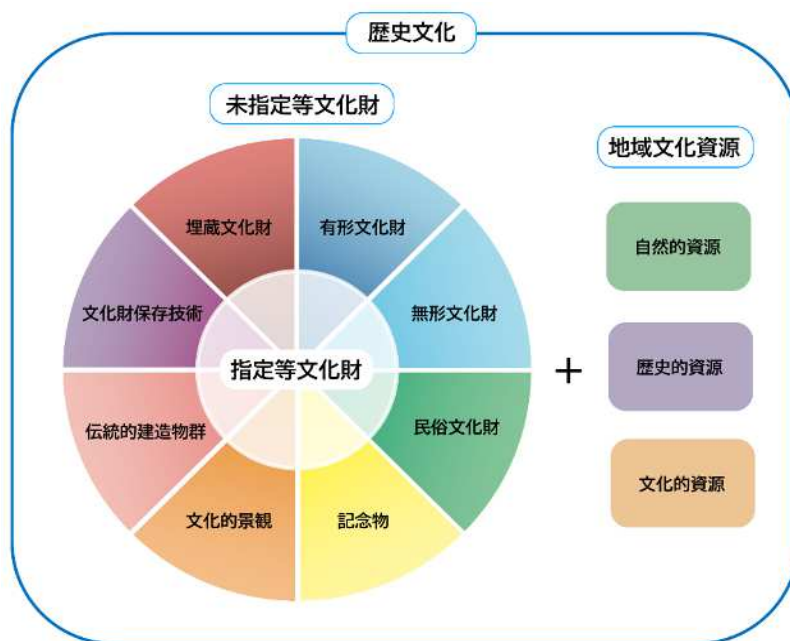
第4節 地域計画における文化財の定義

文化財保護法が定義する「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型で、これに加えて文化財の保存技術と埋蔵文化財を保護の対象としています。また、埼玉県文化財保護条例および北本市文化財保護条例における「文化財」も、この文化財保護法に準じて定められています。

地域の文化財には、上記の類型に位置づけられるものの、指定を受けていない未指定の文化財が数多く所在します。未指定ではあっても、今後、指定される可能性がある文化財を含め、地域の歴史文化を語る上で重要な構成要素です。

また、これら文化財の類型には当てはまらないものの、地域の自然や歴史、文化を特色づける資源も数多く所在しています。地域計画では、これらを地域文化資源とし、①自然的資源、②歴史的資源、③文化的資源の3つに分けて位置づけることとしました。このうち、①は人の生活にかかわる雑木林や谷津などの里山やそこに生息・生育する動植物、②は地名、地域で営まれてきた人々の生活、農的・都市的な景観、③はこうした地域の中で育まれた産業および伝承や方言、生活体験や記憶などです。

本計画においては、上記の指定等文化財、未指定等文化財、地域文化資源の総体を歴史文化と位置づけ、広く文化財としてとらえています。



文化財の定義

の元宿村が存在したため、それぞれ「北」と「南」を冠したことによります。

この北本宿村は現在の北本市の骨格となり、昭和 34 年に町制を施行して北本町となりました。その際、元の宿場を意味する「本宿」のうち、「宿」の字が消え「北本」になりました。厳密には 11 月 3 日の町制施行の直前、10 月 31 日に一時「北本村」と改称し、その後、北本町となりましたが、わずか数日のことで、一般に流布することはなかったようです。

昭和46年11月3日には、市制施行して現在の北本市が誕生します。当時の人口は31,699人で、地方自治法が市制施行の条件とした 5 万人には及びませんでした。①中心市街地の密集戸数が 6 割以上であること、②都市的な産業人口が 6 割以上であること、③県条例で定める都市的施設を備えていること、の 3 条件をクリアしていたため、人口を「3 万人以上」とする特例措置が適応されました。

その後は、人口の増加とともに急速な都市整備が進み、33 年後の平成 16 年に人口が 7 万人を超えました。

(3) 地形・地質・水系

本市は、関東平野に島状に浮かぶ洪積台地である大宮台地の北部に位置し、市域の大半は台地の上に展開します。東と西は台地下の沖積低地で、西部は荒川低地が広がり、荒川によって市域が画され、東部は元荒川低地が広がり、赤堀川が流れています。

大宮台地は県南の川口市から鴻巣市までの南北約 35 km、東西約 15 kmの台地です。標高は総じて 10～15mと低平ですが、北本市域は 20m以上となり、最も標高が高いエリアです。特に市域の西部では 30mを超え、高尾の阿弥陀堂境内の 32.8mがこの台地における最高地点で、高尾という地名も、高い土地を意味する「タコウ」、「タツコ」が転訛したものといわれています。



北本市域の地形



北本市域の地区

西部の台地は、荒川低地の比高差が 15mと大きく、台地の内部を樹枝状に浸食する谷津が起伏に富んだ地形を形成しています。一方、東部の台地縁は、低地との比高差が小さく、「関東造盆地運動」によって現在の水田下へ台地が沈み込んでいるため、東と西の景観は大きく異なります。なお、これらの台地は上位から大里ローム、立川ローム、武蔵野ロームの順でローム層が堆積し、段丘区分は市の西部の高位面が下末吉面で、東部の低位面が武蔵野面です。

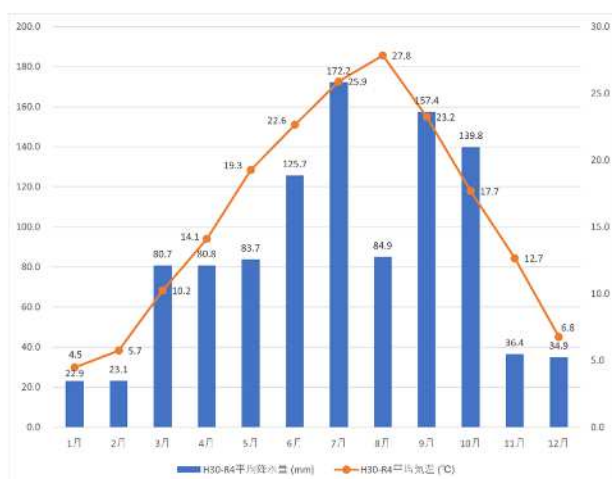
また、市域の西部を流れる荒川は、市域中・西部の小河川を集めて荒川水系を形成しています。中でも市の中央部を南北に流れる江川は、全長約 7 kmの小河川で、市の北に隣接する鴻巣市小松に水源があり、市の南部ではいくつかの支流を集めて大きな沖積低地を形成しています。

一方、東部の河川は元荒川水系に属し、綾瀬川の源流となる小流や谷田用水のほか、赤堀川などの小河川が水系を構成しています。

(4) 気候

本市を含む埼玉県は、典型的な太平洋側の気候で、内陸性の特徴を示しています。このため、夏の気温が高く、冬には「西高東低」の気圧配置によって乾燥した北西の風が強く吹き、降水量は年間を通じて少なく、特に冬期は少ない傾向です。

右図は平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間を対象に、各月の平均気温と平均降水量を示したものです。最も平均気温の低い月は 1 月の 4.5℃、最も平均気温の高い月は 8 月の 27.8℃で、その温度



平成 30～令和 4 年の月別平均気温・降水量

差は 23.3℃です。また、この 5 年間の最高気温は令和 2 年の 39.1℃、最低気温は令和 3 年の -5.9℃でした。各年ともに最高気温と最低気温の差は 40℃を超え、平均較差は 42.4℃です。

一方、最も平均降水量の低い月は 1 月の 22.9 mm、最も平均降水量の多い月は 7 月の 172.2 mmです。冬期は 1・2 月の 20 mm前半と少なく、梅雨の 6・7 月および秋霖と台風シーズンの 9・10 月の降水量が多く、合間の 8 月が少ない傾向です。また、過去 5 年間の年間平均降水量は 1035.5 mmで、令和元年の 1,247.0 mmが最も多く、平成 30 年の 825.5 mmが最も少ない状況です。

なお、平成 30 年から令和 4 年までの天候は、晴天の平均が 215.6 日、曇天が 113.8 日、雨天が 34.2 日となっており、晴天が多く、雨が少ないという傾向が明瞭です。

(5) 生態系

市域には平野部の台地と低地の自然が残されています。台地上では、西部の谷津と崖線、JR 高崎線沿いの雑木林が、低地では荒川と河川敷があり、合わせて県南部においては特に豊かな生態系を形成しています。

このうち、台地を開析する谷津は、北から北袋地区の谷津、高尾宮岡地区の谷津、石戸宿-荒井地区の谷津と 3 つの谷津が展開し、谷頭部の湧水と台地下の小溪流、谷底の湿地、斜面林で構成されます。



北本自然観察公園

荒川河川敷では、荒川の本川とともに水田、畑地、横土手などのオープンスペースや、昭和初期に荒川から切り離された蓮沼(旧河川)に良好な止水環境を残しています。また、台地西縁の荒川崖線は大規模な緑地帯が連なり、台地から低地に至る良好な移行帯を形成しています。

平成 7 年刊行の『北本の動植物誌』(以下『動植物誌』)によれば、市域で確認された動物は、合計で 2,216 種です。このうち脊椎動物は哺乳類 13 種、鳥類 163 種、爬虫類 10 種、両生類 7 種、魚類 27 種、昆虫類は 1,826 種のうち甲虫類 626 種、蝶類 60 種、トンボ類 52 種などが記録されています。また、植物では 682 種が記録され、その内訳はコケ植物 1 種、シダ植物 39 種、種子植物 642 種です。

このように市域の自然環境とそこに生息する動植物相の豊かさは本市の大きな特色になっており、豊かな自然のシンボルとして、昭和 52 年には市の木に「桜」、市の花に「菊」を制定、令和 3 年には市制 50 周年を記念し、住民投票により市の野草に「カタクリ」、市の野鳥に「カワセミ」、市の昆虫に「ヘイケボタル」を新たに制定しました。

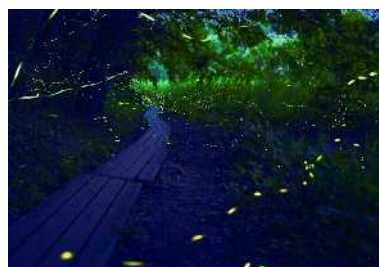
また、『動植物誌』の調査は平成の初期に行われ、すでに 30 年が経過しました。その間の都市化の進展と急速な温暖化により、動植物相は少なからず変化し、近年のクビアカツヤカミキリによる桜の食害や、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」の影響は無視できないものとなっています。



カタクリ



カワセミ



ヘイケボタル

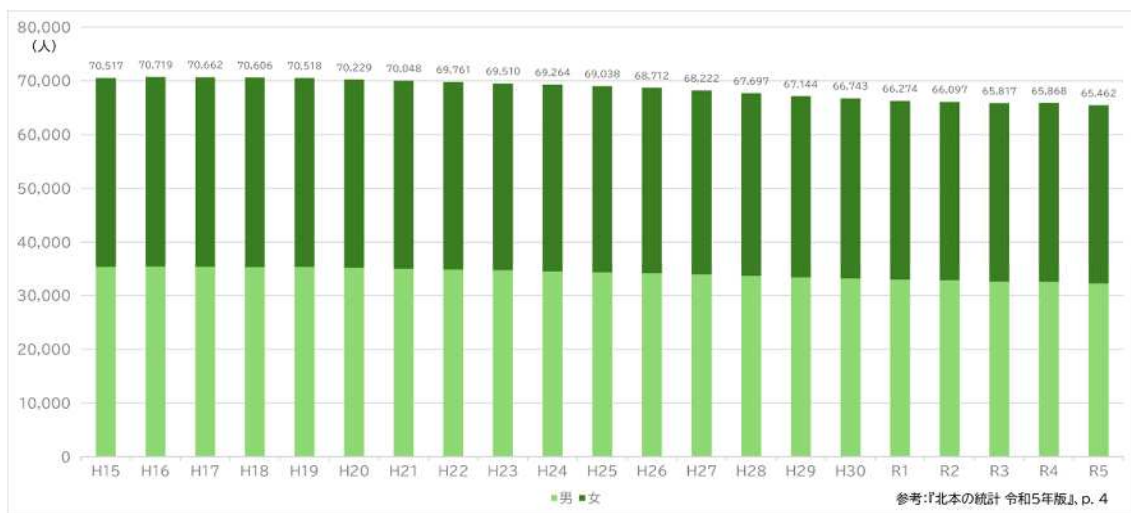
市の野鳥・野草・昆虫

なお、市域で確認されている『レッドリスト』（環境省）に記載されている主な希少種については、動植物合わせて 63 種、『県レッドリスト』では 228 種が確認されており、巻末の参考資料中にリストを掲載しています。

第2節 社会的状況

(1) 人口動態

本市の人口は令和 8 年(2026)3 月現在、□□□□(提出時点で入力)人です。人口は高度成長期の昭和 40 年代から増加し、バブル崩壊後の平成 7 年までは右肩上がりでした。昭和 45 年の市制施行前は人口が 31,699 人でしたが、昭和 50 年には 46,632 人と急増し、その後の 20 年間は年平均で約 1,000 人が増加しました。



人口動態の変遷

しかし、平成 16 年の 70,719 人をピークに緩やかな減少期に入り、平成 22 年は 7 万人を切り、令和 5 年は 65,462 人となっています。

なお、コロナ禍以降は都内から県内に人口が流入し、令和 2 年には転入者が転出者を上回って 17 年ぶりの社会増となるなど、人口減少は一時的に緩和の傾向をみせています。しかしながら、令和 5 年の国立社会保障・人口問題研究会が示した人口推計によれば、今後も人口減少に歯止めはかからず、2030 年には 59,475 人、2040 年には 52,602 人、2050 年には 45,682 人に減少するものと推計しています。

年齢別構成の割合は、令和 2 年の実績値と令和 12 年の推計によると、年少人口(0～14 歳)では、10.1-8.6%、生産年齢人口(15～64 歳)は 57.3-54.9%、老年人口(65 歳以上)は 32.5-36.6%となっており、全国的な傾向と同様に、人口減少および少子高齢化が拡大する傾向にあります。

(2) 産業

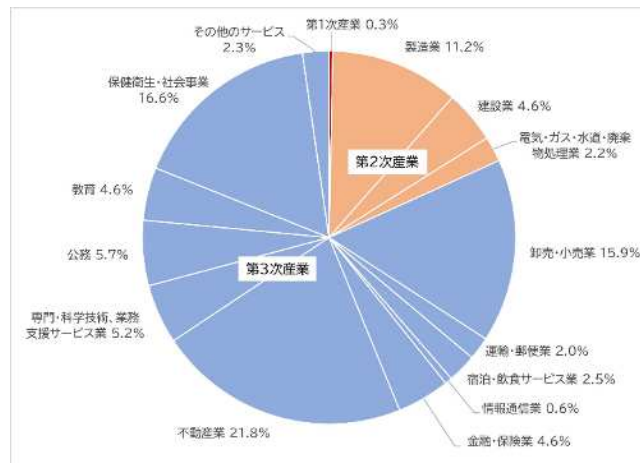
令和 2 年度の「埼玉縣市町村経済計算」によると、本市の総生産額の割合は、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 15.6%、第 3 次産業が 83.6%と第 3 次産業が他の産業を圧倒しています。

農業は、販売農家と農業就業人口がともに減少を続けており、平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間で前者が 53%、後者が 75%も減少しました。一方、経営耕地面積の減少は 34%にとどまり、農業経営が大規模化しています。

なお、かつて本市は台地上の畑作を中心とする麦作地帯として知られ、昭和 30 年代からは梅・プラムなどの果樹栽培が盛んとなり、台地上に陸田が造成されましたが、生産者の減少によって、地域を特色づけてきた農的景観が失われつつあります。

工業は、製造業の事業所数が平成 22 年以降増加していましたが、平成 28 年以降はやや減少した後に横ばいとなっており、従業者数、生産額ともにほぼ同様の傾向にあります。

商業は、事業所数および従業員数が平成 11 年から平成 28 年まで減少傾向にあり、事業所数は 38%、従業員数は 20%の減となっている一方、販売額は増加傾向にあり、平成 11 年から 28 年で 122%の増となっています。



市内総生産の構成(令和2年)

(3) 土地利用

本市の土地利用は、JR 北本駅を中心に市街地が形成されています。宅地が最も多く、令和 5 年(2023)では 43.8%を占め、年々増加の傾向にあります。次いで、畑の 24.5%、雑種地の 6.5%、山林の 3.4%、田の 3.0%、その他の 18.8%となっており、宅地の増加とともに畑と山林が減少しています。

また、市域の全体が都市計画区域で、市街化区域が 36.3%、市街化調整区域が 63.7%です。都市計画用途地



土地利用状況図(令和 5 年)

域は市街化区域のうち、各種住居専用地域等が 87.7%を占めるのに対し、商業地域・近隣商業地域・準住居地域が 5.2%、工業地域・準工業地域が 7.1%にとどまっています。

(4) 交通

本市の交通は、歴史的には市域の中央を南北に縦断する中山道を軸に交通網が発達してきました。このため、市域に北本駅を有する JR 高崎線は、中山道の西側に沿って走っており、この中山道の東側に国道 17 号が走っています。

JR 高崎線は平成 13 年に新宿駅を経由する湘南新宿ライン、平成 27 年に東京駅を経由する上野東京ラインが開通し、東海道線へ直通したことで鉄道の利便性が大きく向上しました。

また、市の西部を南北に縦断し、新大宮バイパスと熊谷バイパスをつなぐ上尾道路の建設も進められています。

一方、東西の交通は、駅を中心とする中央通線および県道 33 号(東松山桶川線)のほか、平成 27 年には首都圏中央連絡自動車道が開通し、桶川北本インターチェンジを起点として、東西の交通網が充実するとともに、関越自動車道、東北自動車道、中央自動車道へのアクセスが向上しました。

市域の交通網は、南北では先に述べた中山道と国道 17 号が、東西では南大通線、北本駅から東へ延びる中央通線、西へ延びる西中央通線が主な生活道路です。



主要な交通網

(5) 文化財関連施設

現在、本市では博物館・資料館などの施設がなく、旧栄保育所に郷土資料室を設置しています。市民の文化活動の拠点は、ホールおよび中央図書館、プラネタリウムを有する北本市文化センター、5つの地区公民館、新たに旧栄小学校を活用した「市民交流活動センター」があります。

このほか野外活動の拠点には、バンガロー



野外活動センター

やキャンプサイトを設ける北本市野外活動センター(高尾)が設置されているほか、県営の北本自然観察公園とビジターセンターである埼玉県自然学習センター(荒井)が開園し、自然観察やバードウォッチングなどで利用されています。

第3節 歴史的背景

(1) 原始

① 旧石器時代(火山灰の降る中で)

北本市域における人類の足跡は、旧石器時代にさかのぼります。当時は氷期にあたり、寒冷な気候と活発な火山活動のため、厳しい自然環境でした。また、荒川の低地や台地の谷津は水位の低下によって深い峡谷となり、旧石器時代の人々は、こうした峡谷に沿って獲物を追い求めながら移動生活をしていました。



市内最古の石器群(下宿遺跡)

市域で確認されている旧石器時代の遺跡は8遺跡で、荒川、江川、元荒川といった水系ごとに彼らの足跡をたどることができます。

最も古い遺跡は、荒川崖線の肩部に位置する下宿遺跡(石戸宿)で、立川ローム層中の黒色帯(VII層)から石器が確認されました。約2万7,000年前の所産と推定しています。当時の荒川低地は水位が低く、大峡谷を望む台地縁で、旧石器人が獲物を求めながら移動生活をしていた痕跡です。

また、江川支流のエイリンジ遺跡(緑)や元荒川水系の提灯木山遺跡(ニツ家)でも石器群が確認されています。特に提灯木山遺跡では複数の層から石器群が出土し、旧石器人の活発な活動がうかがえます。



細石刃核(デーノタメ遺跡)

デーノタメ遺跡(下石戸下)から出土した旧石器時代終末の黒曜石製の細石刃核は、石材の広域流通や石器製作の技術革新を示すものです。

② 縄文時代(豊かな自然の中で)

今から約1万6,000年前、土器の発明によって縄文時代が幕を開けます。この時代は地球

規模で温暖化が進み、台地上は豊かな植生に覆われます。

本市では草創期の石槍が八重塚遺跡(荒井)と庚塚遺跡(石戸宿)で出土しています。最古の土器は、上手遺跡(古市場)から出土した早期の燃糸文系土器です。その後、早期後半の条痕文系土器が市域の西部を中心に分布を広げ、前期の関山式や諸磯式の時期には、横田遺跡(石戸宿)や氷川神社北遺跡(石戸)で、住居跡が確認されています。

続く縄文時代中期は、遺跡数が増加する時期で、関東では大規模な環状集落が形成されるようになります。江川流域のデーノタメ遺跡、刑部谷遺跡(石戸)、荒川流域の横田市場遺跡(荒井)などはその典型的な遺跡です。特にデーノタメ遺跡は長径が 210mという「関東最大級」の環状集落で、後期になると、新たな集落が低地に沿って帯状に展開します。集落の継続時期は約 1,500 年間と長期に及び、低地の遺跡を伴う点が大きな特徴です。

デーノタメ遺跡が終焉を迎えると、これを引き継ぐように縄文時代後期から晩期に宮岡氷川神社前遺跡(高尾)が形成されます。谷頭部の湧水点を中心に集落で、集落を囲む盛土遺構の一部を残しています。山形土偶を始め、市指定文化財を含む土製耳飾、土版、石剣、石冠、ヒスイを含む玉類など、祭祀に使用された多様な遺物の出土が特徴です。



土偶(宮岡氷川神社前遺跡)

③ 弥生時代(遅れてきた米づくり)

米づくりが開始される弥生時代になると、市域では遺跡がほぼ認められず、わずかに弥生時代後期の遺跡が散見されます。北本市域を含む大宮台地は、全国的にみて米づくりが遅れた地域といわれています。

諏訪山北遺跡(石戸宿)から弥生時代終末期の彩色された壺と台付甕が出土していますが、市域における弥生時代の集落は不明確で、市域の台地を浸食する小規模な谷は、弥生時代の米づくりには不向きな土地柄であったようです。



前方後方形周溝墓(庚塚遺跡)

(2) 古代

① 古墳時代(大きな墓を造ったころ)

古墳時代は、市域の各地に集落が形成

されました。古墳時代前期の集落は市の全域に分布し、八重塚遺跡(荒井)では 6 軒の住居が半円形に並ぶ小規模集落の全体像が明らかになっています。また、丸山遺跡(高尾)では方形周溝墓と底部穿孔土器が、庚塚遺跡(石戸宿)では全長約 20m の前方後方形周溝墓が確認され、支配者クラスの墓域として注目されています。

古墳時代中期は、八重塚遺跡で初期のカマドを伴う住居跡が、庚塚遺跡で蛇紋岩を素材とする剣、鏡、玉を模した石製品の工房跡が 2 軒確認されています。

続く、古墳時代後期は荒川低地を望む台地縁に古墳群が形成されました。北から北袋古墳群(高尾)、中井古墳群(高尾)、阿弥陀堂古墳群(高尾)、八重塚古墳群(荒井)などが断続的に連なり、北袋古墳群では前方後円墳が造られました。中井古墳群では県内最大の女性埴輪や渡来人との交流を物語る筒袖の人物埴輪が出土していて注目されます。

また、八重塚古墳群では、7 世紀前半の八重塚 2 号墳(県選定重要遺跡)が北里大学メディカルセンター内に現状保存され、諏訪山南遺跡と庚塚遺跡では石室が出土しています。



古墳石室(庚塚遺跡)

② 奈良・平安時代(仏教と文字が伝わった)

奈良・平安時代は武蔵国足立郡に属し、市域西部の高尾・石戸宿地区および江川水系に集落跡が分布しています。大宮台地の他地域と比較しても分布密度が高く、その特徴は仏教に関連する遺物が出土していることです。特に注目すべき遺物は、下宿遺跡(石戸宿)から出土した市指定文化財「仏像線刻画紡錘車」で、蛇紋岩製の紡錘車に如来の横顔と袈裟が線刻され、「直牛甘(あたいうしかい)」の文字が刻まれています。



仏像線刻画紡錘車(下宿遺跡)

下宿遺跡では仏具の鉄鉢形をした土器や役人が身に付ける銅製の帯金具も出土しているため、官衙的な性格や仏教という文化的な先進性が認められるとともに、集落下における荒川の河川利用が推測されています。

また、江川水系では榎戸遺跡(下石戸)から「奉入寺」、讃岐谷遺跡(高尾)では「矢邊室使物」、「川名」、「真願奉」



寺院関連の一括土器(讃岐谷遺跡)

などの文字を書いた須恵器の坏が出土しました。讃岐谷遺跡では、灯明具に転用された坏類、漆容器として利用された僧が托鉢で持つ形の土器(鉄鉢形土器)、長頸壺、水瓶、台付碗も出土しており、寺院に付属する漆工房であった可能性があります。

なお、宮岡遺跡(高尾)、市場遺跡(石戸宿)では、谷津の肩部や斜面にも集落が広がっているのが特徴で、住居跡からは豊富な鉄製品や炭化したモモの核が出土しました。また、荒久保遺跡(荒井)で小鍛冶の住居跡も確認されています。

(3)中世

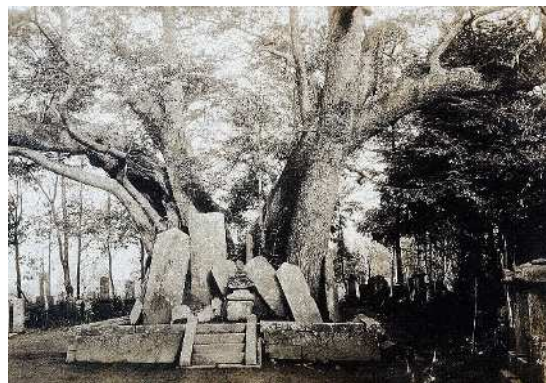
① 鎌倉・南北朝時代(武士が館を構えたころ)

中世は武士が市域を支配していた時代で、東光寺周辺(石戸宿)には堀ノ内館が築かれました。中央に方一町の主郭を設け、周囲に二重の堀を巡らせた大規模なもので、源範頼(源頼朝・義経の異母弟)の館跡と伝わっていますが、実際には御家人石戸氏の館と想定しています。



堀ノ内館跡の堀跡

また、東光寺には範頼の伝説が残る国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」が所在し、江戸時代から江戸市中に知られた存在でした。また、現在収蔵庫に保管されている初期板碑群は、かつて蒲ザクラの根元に立っていたもので、周辺は石戸氏累代の墓所であったと推定しています。板碑群のうち、貞永 2 年銘板碑(1233)は県指定(「板石塔婆」※)および国認定重要美術品です。



石戸蒲ザクラと板碑(大正時代)

一方、高尾の大宮台地の最高地点には、同じく鎌倉時代の大宮館が築かれ、二重の堀跡から中国製の貿易陶磁が出土しています。東光寺と同様、源範頼の奥方とされる亀御前の伝説があり、伝説が共通することから石戸氏と同じ一族の館であった可能性がうかがえます。

なお、市域の西部には地元で鎌倉街道と伝える古道が通っており、中道(なかつみち)から下野方面を結ぶ街道と推定しています。また、無量寿院(朝日)は源頼朝の祈願寺であったという伝説を残しています。

※ 「板石塔婆」は中世の石造供養塔の一形式で、現在では板碑の名が定着しているため、指定名称以外は「板碑」の呼称を用いています。

② 室町・戦国時代(上杉謙信がきた城)

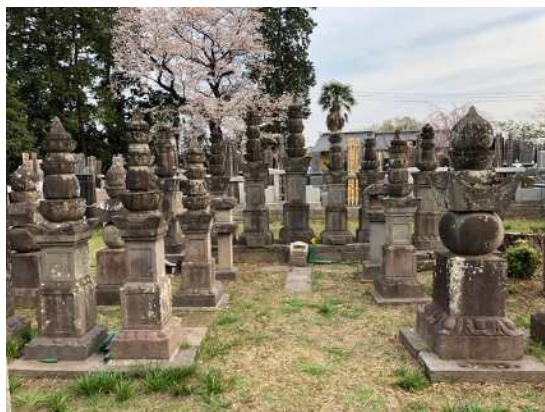
中世後半から戦国時代には、市域の南西部に石戸城(石戸宿)が築かれます。上杉方の岩付城と松山城をつなぐ連絡砦といわれ、城下町跡と渡し跡を残しています。城の三方は崖に囲まれ、地元では北側に接する堤を「リュウゲの土手」と呼んでいます。「リュウゲ」とは「竜崖」のことで、堅固な崖に守られた城を意味する言葉です。「元禄十年古地図」(市指定有形文化財)には、城跡の全体像と南側に連なる城下町跡(上宿遺跡・下宿遺跡)が描かれ、当時の様子がうかがえます。大永3年(1523)、岩付城主の太田資頼が家来の謀反で城を追われた際には、石戸城で再起を図りました。また永禄6年(1563)、松山城が北条・武田の連合軍によって攻められた際(松山合戦)には、上杉謙信が援軍のために石戸城に着陣しています。

荒井には謙信にまつわる「逆さ椿」の伝説があります。この地で陣を張った謙信が去る時、カマドに杭を突き刺すと、やがて見事な白椿となり、枝が下向きに伸びることから「逆さ椿」、「越後銀」などと呼ばれたというのです。平成19年の調査では、ここで大規模な空堀が確認され、ほぼ方一町の軍事施設が存在したことがわかっています。

また、市東部を南北に走る岩付街道沿いには、「鴻巣七騎」と称される複数の地侍が館を構えていました。このうち大島氏と深井氏は、永禄2年(1559)に岩付城主である太田資正から郷内の開発を命じられています(市指定古文書「太田資正判物」)。大島氏の館である上手館跡(古市場)は規模が大きく出丸を設け、一部に土塁(古市場古塁)を残しており、深井氏は寿命院(深井)を菩提寺とし、境内に歴代当主の墓所が残っているほか、市指定有形文化財「木造阿弥陀如来立像」が安置されています。



太田資正判物(市指定古文書)



寿命院の深井家墓所

(4) 近世

① 支配と政治

近世の市域は14か村で構成され、市域東半部の鴻巣領は代官が管理する天領、市域西半部の石戸領は牧野氏が治める旗本領でした。鴻巣領は、元禄時代以降は日下部氏・横田氏等の旗本領および川越藩領でもあったようです。また、石戸領は天正18年(1590)、徳川家康の関東入国に際し、牧野康成に5千石が知行され、翌年に検地が行われています。

このうち、牧野康成の子信成は寛永10年(1633)に1万1千石に加増されて大名に列して

おり、石戸藩が成立したものと想定されます。その後、嫡子信成は正保元年(1644)に1万7千石に加増されて下総国関宿(千葉県野田市)に転封、跡を継いだ嫡子親成は、寛文8年(1668)に丹後国田辺藩(京都府舞鶴市)へ転じ、以後牧野家が藩主を務めました。一方、石戸領5千石は、正保4年に信成の隠居料となっていたましたが、親成の関宿入封後は、親成の願いにより親成の弟3人が分割して知行しました。

また、家康、秀忠、家光と三代の将軍は近隣の鴻巣、川越で頻繁に鷹狩をしており、その際の宿泊施設として鴻巣市に御殿が、本市の石戸宿に休憩所として御茶屋が設けられました。「牧野家系図」によると、家康、秀忠、家光は、忍(現行田市)、川越における放鷹を頻繁に行っており、御茶屋を利用したことが記されています。この御茶屋については、「正保の国図」に描かれ、明治時代の地引図からその位置を推定することができます。

なお、近世の深井氏は郷土として鷹番などを務めました。深井好成の娘は、「知恵伊豆」と称された松平信綱の母にあたり、その分流は武蔵国の川越藩、上野国の高崎藩、伊勢国の津藩の家老を務めるなど、多くの人材を出した一族です。



御茶屋跡の範囲

② 街道と舟運

市域の中央には、中山道が南北に縦断しており、江戸時代初期には宿場が置かれていました。中山道は五街道の1つで、江戸と京都を結ぶ幹線です。慶長年間(1596～1615)になると宿は現在の鴻巣に移転し、本宿村は間宿(あいのしゅく)として機能を果たしました。また、当時の本宿村と東間村にはそれぞれ旅人の休息所である立場がおかれていました。なお、本宿と東間の間(現北本駅東側)には、『中山道分間延絵図』に描かれた松並木が昭和初期まで残っており、ここから分岐する旧道に、「原馬室の一里塚」(県指定史跡・現鴻巣市)が残されています。また、市の東部を流れていた荒川は、寛永6年(1629)に伊奈忠治によって瀬替えが行われ現在の流路となり、和田吉野川から入間川を経て江戸と結ばれました。これにより、



江戸時代の本宿村(中山道分間延絵図)

年貢米をはじめとする物資の輸送のため、河岸場が急速に整備され、元禄3年(1690)には高

尾河岸(高尾)を含む 4 河岸が幕府公認の河岸場となっています。その後、市域では荒井河岸、石戸河岸も設けられました。

『新編武蔵風土記稿』では、高尾河岸の項に「船問屋三件あり」と記され、河岸場には田島家を始めとする船問屋、旅館、小料理屋、醤油屋、雑貨屋、籠屋、棒屋、紺屋、肥料屋、銭湯等が営まれました。市域では特に賑わっていたので、周辺では「塩がなかったら高尾へ行け」といわれていたようです。「しょうがなかったら」の意味もあり、困ったときに高尾へ行けば、塩でも仕事でも、必要なものは手に入ったということです。



高尾河岸跡付近の荒川

③ 生活と文化

本市は、市域の大半が台地上に広がるため、畑作を中心とする産業が主でした。『武蔵田園簿』によれば、市域全体の石高は3,171石で、このうち田高が720石、畑高が2,451石で、畑高が8割弱を占めています。畑作の主な生産物は麦で、明治以降の『武蔵国郡村誌』では大麦と小麦を合わせると7,904石となり、他の作物を圧倒する麦作地帯でした。このため、近世を通じて「中山道麦」として知られ、現在もうどんが代表的な郷土料理となっています。

この他、特徴的な生産物として、さつま芋や紅花などの商品作物、硝石、醤油の醸造などがありました。

市域に所在した寺院は34か寺です。このうち真言宗が最も多く13寺院で、これに次ぐのが天台宗の7寺院でした。寺院のうち、妙龍山如意寺(第十二番)、殿林山寿命院(第十三番)など5か寺は、「足立坂東三十三観音霊場」の札所でした。なお、市域西部には「高尾お宮に荒井堂」という言葉が残されています。高尾地区には神社が多く、荒井地区には仏堂が多いという意味です。

また、近世の庶民教育を担った寺子屋は、市域に11か



寿命院の山門(深井)



蘭臺先生筆子塚(高尾阿弥陀堂)

所が開設され、寛政～文化年間(1804-1830)に盛行しました。旧中丸村の安養院の静栄和尚、旧宮内村の大島耕運、旧高尾村の阿弥陀堂の蘭臺関などの教育者が知られ、それぞれ弟子が建立した筆子塚が残されています。

ちなみに、庶民の間では俳諧が流行し、市域には芭蕉句碑が石戸宿(庚塚)と荒井(個人宅)に 2 基が所在します。前者の碑は嘉永 4 年(1851)の造立で、裏面には「石戸連」15 人の名とそれぞれの句が刻まれています。



芭蕉句碑(石戸宿)

(5)近代

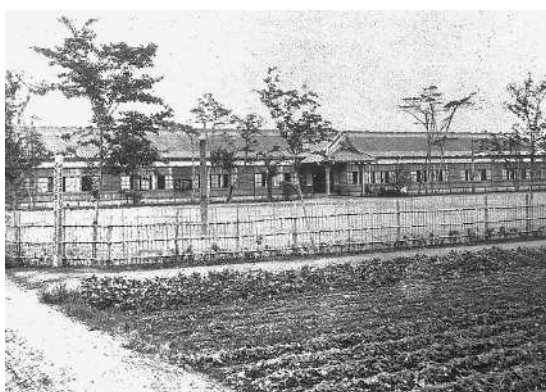
① 中丸村・石戸村の誕生と小学校の変遷

慶応3年(1867)、国は王政復古の大号令を發布し、天皇を中心する祭政一致の方針を定めました。明治 2 年(1869)には武蔵知県事が任命され、市域の 15 か村は大宮県に属し、同年中に浦和県に、同 4 年の廃藩置県により埼玉県に属しました。

その後、明治 11 年(1878)の「郡区町村編制法」など三新法の施行により、市域は北足立郡に属し、戸長制度の変革を経て、明治 22 年、町村制により石戸村と中丸村が誕生しました。

その間、明治 5 年に学制が公布されると、翌年、遍照寺に中丸学校(中丸)、大蔵寺に石戸学校(石戸)、常福寺に宮内学校(宮内)、泉蔵院に高尾学校(高尾)の 4 校がそれぞれ寺院に設置され、近代教育の整備が進められていきました。その後、同 16 年には現在の石戸宿に西石学校(放光寺)、本宿に梅林学校(多聞寺)が開設し、高尾学校は高山学校と改称しています。

また、明治 23 年(1890)の小学校令により、同 25 年には中丸尋常小学校(現中丸小学校)が、同 41 年(1908)には 3 校を統合した石戸尋常高等小学校(現石戸小学校)が開設され、昭和 16 年(1941)に国民学校令が施行されるまで、半世紀にわたって継続しました。



開校時の石戸小学校



石戸小学校日誌(市指定文化財)

② 鉄道の開設と舟運の衰退

明治 5 年(1872)、新橋－横浜間にわが国で初めて鉄道が開通すると、同 16 年には上野－熊谷間も開通し、市域に鉄道が通過するようになります。市域をまたぐ桶川－鴻巣駅間は 9.92 kmと駅間が長いので、近隣の村々は数回にわたって鉄道省に停車場設置の請願書を提出し、大正 6 年(1917)に本宿信号所が開設しました。その後、新駅設置の機運が高まると、敷地の提供や寄付金を募るなどの努力により、昭和 3 年に北本宿駅が開設され、現在に至っています。

なお、荒川の舟運は近世から主要な輸送手段でしたが、明治 16 年の鉄道の開設と道路網の整備により、しだいに衰退していききました。同 20 年の史料においても重要な商品作物であったさつま芋の輸送が著しく減少しており、同 22 年を最後に輸送は途絶えています。

その後、「明治 43 年(しじゅうさんねん)の大洪水」を契機として、荒川の直線化と河川敷の拡大化などの大規模改修が進むと、荒川は交通の手段から治水の対象へと変化していききました。高尾阿弥陀堂には、荒川改修の基準となった標石が残っています。

大正に入っても高尾付近までは船の行き来があったということですが、かつての賑わいは失われました。

③ 石戸トマト

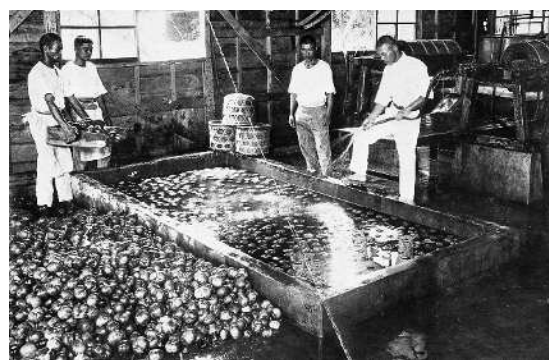
近代における市域の特産農産物は、養蚕と製茶とともに菊やカーネーションなどの花卉栽培などがあり、最も有名なのが「石戸トマト」です。市域におけるトマトの栽培は大正時代から行われ、当初は種子をアメリカに輸出するのが目的でした。ところが、横浜の輸出商の坂田商会から取り寄せた 19 種の種を 400 アールの畑に植え付けたところ、予定の 5 分の 1 しか収穫できず、そのことが「果肉を利用する」という発想に結びついたといわれています。

昭和 2 年、村民の出資によって石戸トマト組合が設立されると、種子の生産からトマトクリームなどの加工販売へと転換し、真空圧力釜による「低温濃縮法」の技術開発により、種子と果肉を活かすことに成功します。

加工品は精養軒、千疋屋、帝国ホテル等において高値で取引されことから、産業組合法による有限会社石戸トマトクリーム製造販売組合を



石戸トマト工場



トマト工場の内部

組織し、新たな工場も設立しました。また、昭和 3 年、東京三越で開催された「全国名産食料品陳列会」において埼玉の名産として好評を博し、同年の大礼記念国産振興東京博覧会では、全国 270 品種中、優良国産賞として日本一の折り紙がつけられたのです。

当時、カゴメ株式会社の前身である愛知トマト製造合資会社が、先進地視察としてトマト工場を訪れており、その先進性が評価されていたことがわかります。

なお、こうしたトマトの歴史性にちなみ、現在はトマトを活用したさまざまな商品が開発されています。とくに北本トマトカレーは、平成 26 年(2014)の「全国ご当地カレーグランプリ」においてグランプリに輝くなど、ご当地グルメとしてメディアでも取り上げられる存在となっています。

④ 特色ある地域産業の展開

畑作が農業の中心である本市では、畑の生産力の向上に役割を果たしてきたのがヤドロと雑木林です。ヤドロは荒川河川敷の肥沃な氾濫土のことで、これを馬の背に乗せて運び、畑にすき込む客土農法をドロツケと呼び、ヤドロはリン酸分が豊富なため、麦の収量が多かったようです。荒川沿岸の高尾、荒井、石戸宿地区では、江戸時代から昭和にかけてドロツケが盛んで、場所によってはヤドロの厚さが1mを超える場所があり、注がれた労力の大きさに驚かされます。

一方、荒川から離れた市域中央部の江川左岸では、広大な雑木林とマツ林が維持管理され、日々の燃料源(薪炭林)になっていました。特に冬期の落ち葉は堆肥となり、ドロツケに代わる重要な肥料として、麦やさつま芋などの畑作に欠かせないものでした。

なお、市域の稲作は湧水起源の小規模な谷津田に限られ、昭和 20 年頃までは苗を植える一般的なウエタ(植田)ではなく、種粃を肥料に包んで播種するツミタ(摘み田)という米づくりが主流でした。この風変わりな稲作は、腰まで水に漬かる排水の悪い谷津田に適したもので、秋の収穫時には稲を汚さぬよう、タブネを曳きながら稲刈りが行われていたといえます。

また、製造業として注目されるのが箱屋で、高尾地区で作られた「高尾タンス」は特にその名が知られ、東京タンスの元祖といわれています。明治から大正にかけて、丸山(高尾)、北袋(高尾)の農家ではほとんどが農閑期にタンスを作っていて、モトジメが問屋の注文に応じて桐材を



ヤドロの堆積状況(石戸宿)



ツミタの行われていた谷津(石戸宿)

揃え、職人に仕立てを頼んで出荷していました。大正期には高尾地区のモトジメは 10 軒、箱屋は 40～50 軒もあったといわれています。

今でも市域の旧家では高尾タンスが大事に使用されています。

⑤ 石戸村・中丸村の合併と戦時下の暮らし

昭和初期の日本経済は、第 1 次世界大戦後の恐慌以来の不況が続き、昭和 4 年(1929)の世界恐慌は、本市にも大きな打撃を与えました。その後、昭和 6 年の満州事変に始まり、日中戦争、太平洋戦争と日本は 15 年戦争に突入します。

昭和 12 年には国家総動員法、同 15 年に大政翼賛運動が始められ、翌年の太平洋戦争が開戦し、軍事体制が一層強化されました。

こうした中、埼玉県では自治体を強化するための合併を促進し、市域では昭和 17 年 12 月に石戸村と中丸村が新体制確立期成会を結成し、同月の合同会議において満場一致で合併を決定しました。新しい村名は「北本宿村」で、現在の北本市域が形づくられました。

銃後の暮らしでは、地域の各組織が戦争体制に組み込まれ、さまざまな統制の中で厳しい生活を強いられます。金属類の供出では、寿命院(深井)や高尾阿弥陀堂(高尾)の梵鐘が供出されました。

なお昭和 19 年(1944)、寿命院は日本橋区久松国民学校の集団疎開を受け入れ、当時の生活を描いた 55 枚の絵が残されています。



梵鐘の供出(寿命院)



学童疎開(寿命院学寮)

(6)現代

① 戦後の民主化と北本市の誕生

昭和 20 年(1945)8 月 15 日、太平洋戦争が終結すると、非軍事化と民主化が進められ、地方分権の強化と地方自治の徹底により、人々の生活は大きく変わりました。

同 28 年には町村合併促進法が成立し、北本宿村でも合併促進協議会が発足しますが、常光村を始めとするいくつかの合併案が不調に終わったため、住民の意思により現状維持となりました。その後、町制の機運が高まると、同 34 年(1959)9 月、木村卯之吉村長は県知事宛てに



市制施行時の北本駅前



北本団地の建設(昭和 46 年)

町制許可を申請し、同年 11 月 3 日に町名を変更して北本町が成立しました。

当時は高度経済成長期で、町の税収の安定とともに都市としての基盤整備が進む中、昭和 30 年代後半から 40 年代前半に、大規模な住宅開発や工場の進出が相次ぎました。最も大規模な開発が日本住宅公団による北本団地で、昭和 46 年に竣工すると、人口は約 7,000 人が増加しました。

昭和 46(1971)年 6 月には、市制施行に必要な①人口 3 万人以上(特例措置・31,699 人)、②中心市街地の密集戸数が 7 割以上(71%)、③都市的産業人口が 8 割(92%)、④県条例の定める 9 項目を満たす、という 4 つの条件が整ったため、町会議員、区長、団体の代表による市制施行促進協議会を組織し、翌年 11 月 3 日に北本市が誕生しました。

② 首都近郊のまちとして

本市の住宅都市としての発展は、日本経済と歩みをともにしており、高度経済成長期に人口が急増し、それはバブル崩壊後まで継続しました。その先駆けとなったのは、昭和 27 年の高崎線の電化で、同 31 年の完全電車化が大きな要因です。

その後、北本駅ではそれまでの東口に加え、昭和 50 年(1975)に駅西口広場 6,300 m²が整備され、同 52 年に橋上駅舎が完成しました。

また、市域を縦断する幹線道路は、昭和 37 年に大宮-鴻巣間の国道 17 号が開通し、それまでの中山道と比較して大幅に輸送力が増大しました。

教育文化では、伝統校である中丸小学校が昭和 41 年、県内で初めてソニー理科教育振興資金の優秀校に入賞したほか、昭和 35 年から完全給食を実施した石戸小学校では、「お別れ給食会」、「グループ給食」、「交歓給食」などの実施により、昭和 48 年に学校給食優良校として文部大臣賞を受賞しました。昭和 40 年代は人口の増加に合わせて小学校の新設が、昭和 50 年代には中学校の新設が続きました。また、社会教育施設は、昭和 59 年(1984)にホールと図書館、プラネタリウムを備えた北本市文化センターが開館、市域の各コミュニティ(8 圏域)ごとに地区公民館も設置されました。このほか、平成 3(1991)年には北本市体育センターと北本総

合公園が、翌年には県営の北本自然観察公園が開園するなど、平成7年までには、ほぼ主要な施設が整備されています。

近年は人口が緩やかな減少傾向にあり、安定期に入っていますが、令和元年のコロナ禍以降は社会増の傾向をみせています。

また、平成22年、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の桶川北本インターチェンジが開設されたほか、近年では上尾道路の建設が間近となっており、交通の利便性がさらに大きく高まりつつあります。



整備された駅西口広場



北本市文化センターの開館

第2章 北本市の文化財の概要

第1節 指定文化財の概要

令和8年3月現在、北本市域には57件の指定文化財が所在しています。その内訳は、国指定史跡1件、国指定天然記念物1件、県指定有形文化財1件、県指定天然記念物1件、市指定有形文化財31件、市指定民俗文化財17件、市指定記念物5件です。国登録、選定の文化財はありません。

文化財の種類のうち、最も指定件数が多いのは有形の民俗文化財の16件で、有形文化財のうち歴史資料は10件、彫刻、古文書、考古資料は6件、記念物のうち天然記念物は7件です。一方、有形文化財のうち建造物は1件、絵画1件、書跡・典籍が0件、無形の民俗文化財が1件、記念物のうち史跡が1件と少なく、無形文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群については、いずれも指定・選定がないため、指定文化財の種別には偏りがあります。

なお、埋蔵文化財では、埼玉県選定重要遺跡が2件、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は96件となっています。

表1 指定文化財等の類型別件数

類型			国指定 ・選定	国選択	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物		0		0	1	1
	美術 工 芸 品	絵画	0		0	1	1
		彫刻	0		0	6	6
		工芸品	0		0	2	2
		書跡・典籍	0		0	0	0
		古文書	0		0	6	6
		考古資料	0		1	5	6
		歴史資料	0		0	10	10
無形文化財			0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0	16	16
	無形の民俗文化財		0	0	0	1	1
記念物	遺跡		1		0	0	1
	名勝地		0		0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		1		1	5	7
	旧跡				0		0
文化的景観			0				0
伝統的建造物群			0				0
合計			2	0	2	53	57

県選定重要遺跡	2
周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)	96

(1)有形文化財

① 建造物

建造物は宮内氷川神社(宮内)に所在する市指定「宮内氷川神社旧社殿」の1件です。

この旧社殿は、一間社流見世棚造で、市域では数少ない見世棚造社殿です。建造時期は虹梁や肘木などの様式から江戸時代初期と推定しています。



宮内氷川神社旧社殿

② 美術工芸品

絵画

絵画は市指定「慈恵大師画像」の1件です。

この画像は天台宗真福寺(本町)の所蔵で、寛保2年(1742)に輪王寺宮一品親王より寄贈されたと伝わっています。『新編武蔵風土記稿』は「元三大師画像」と記し、絹本着色で、慈恵大師が数珠と独鈷を手にした姿を描いています。



慈恵大師画像(真福寺)

彫刻

彫刻は市指定の6件です。すべて寺院等に伝来してきた仏像で、中世仏が4件、近世仏が2件です。

東光寺(石戸宿)所蔵の「銅像阿弥陀如来坐像」は、懸仏であった像に台座を付したもので、巻縄状の螺髪が特徴です。鎌倉時代後期の製作とされ市域最古で、御家人石戸氏が崇拝した仏像と推定しています。

寿命院(深井)の「木造阿弥陀如来立像」は、尺五寸の檜材寄木造で、玉眼、漆箔です。鎌倉時代の快慶の様式を踏襲し、まなじりのつり上がった面相に特徴があります。室町時代の作と推定しています。深井薬師堂(深井)の「木造薬師三尊像」も同じ様式で、寄木造で玉眼、漆箔、彩色され、三尊像の中尊は通肩に法衣をまとい、禅定印を結んで結跏趺坐します。室町時代後半の作と推定しています。

旧修福寺地藏堂(石戸)の「木造地藏菩薩半跏像」は、伊東刑部が伊豆から背負ってきたと伝え、右手に錫杖、左手に宝珠をもち、左足を台座下に垂下します。鎌倉時代の様式で、遺存状態も良好ですが、室町時代後半の作と推定しています。

荒井観音堂(荒井)の「木造観音坐像」は、素朴で簡素な様式から円空の作と想定され、頭上に宝冠、通肩の衲衣をまと



銅像阿弥陀如来坐像(東光寺)

い、禅定印を結んで蓮台に座しています。

真福寺の「真福寺仁王像」は、同寺の仁王門に立つ阿形と吽形の像です。ともに寄木造、玉眼、彩色を施しています。門は台石銘から安永 3 年(1774)の建立で、仁王像も同時期の作と推定しています。



木造薬師三尊像(深井薬師堂)



木造観音坐像(円空仏)

工芸品

工芸品は市指定の 2 件です。

宮内の個人が所蔵する「貝杓子」は、イタヤガイを割り竹に挟み、飴色の漆を塗るもので、柄の中ほどに「丸に三葉葵」の紋が蒔絵され、徳川家康から下賜されたと伝えています。江戸時代初期の作と推定しています。

宮内の個人が所蔵する「鉄製象嵌舌長鎧」は、全体に象嵌が施され、漆がかけられていたもので、その象嵌は意匠および技巧的に優れ、室町から安土桃山時代の作と推定しています。



鉄製象嵌舌長鎧



貝杓子

古文書

古文書は市指定の 6 件です。

寿命院の「寿命院朱印状」は、徳川家康が関東へ入府した翌年から発給され、寺領十石の寄付と寺中の税を除く旨が記されています。本寺には 11 通の朱印状が残されています。

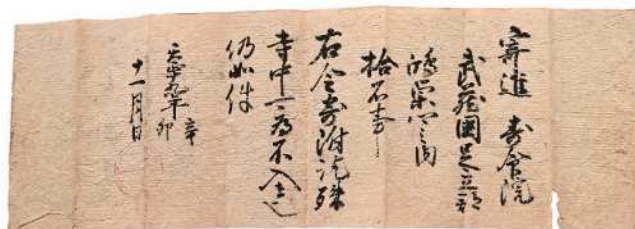
荒井の個人所蔵の「矢部家文書」は、4 種 21 点を一括指定したものです。内訳は元和 6 年(1620)の「武州足立郡新井村御検地水帳」4 冊、元和 9 年「新井水引帳」等で、近世初期の荒井村の様子を知る上で貴重です。

本宿の個人蔵の「岡野家文書」は、寛永 8 年(1631)～明治 12 年(1879)の地方文書 76 点を一括指定したものです。内訳は本宿村検地帳、和宮下向の警備、中山道普請に関するものなどがあり、近世の中山道をうかがう上で貴重な史料です。

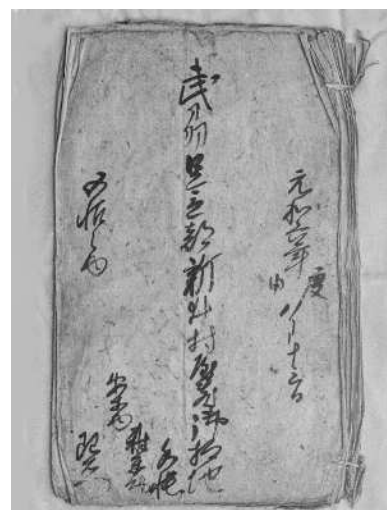
また、「元禄十年古地図」は、下石戸上村、下石戸下村 2 か村と荒井、高尾、松原村 3 か村の秣場論所裁許状で、詳細な絵図が描かれています。入会地の境界を裁定したものです。

宮内の個人蔵の「大島家文書」は、断簡を含めて約 30 点が残されています。このうち、永禄 2 年(1559)の太田資正判物および天正 19 年(1591)の浅野長吉書状は、『新編武蔵風土記稿』にも記載された史料で、戦国時代から近世に至る鴻巣郷の動向を知る上で貴重です。

高尾の旧船問屋が所蔵する「田島家文書」は、荒川の舟運の実態を物語る約 500 点のほか、幕末から昭和までの通信、生活に関する幅広い文書が継続的に遺されています。中でも京都田辺藩(現舞鶴市)の藩主、牧野家の葬送の資材運搬にかかわる資料は注目すべきものです。



寿命院朱印状



矢部家文書

考古資料

考古資料は県指定の 1 件と市指定の 5 件です。

県指定の「板石塔婆」は、東光寺に所在する貞永 2 年(1233)銘の板碑で、かつては日本最古とされていました。塔身に刻まれた幡の意匠から、板碑の起源を知る上で貴重なものです。

他の 5 点はいずれも市教育委員会が所蔵していて、「宮岡氷川神社前遺跡出土品」は縄文時代後・晩期の土製耳飾や御符様土版などの一括資料、「馬場遺跡出土石皿」は 4 脚と掻き出し口をもつ安山岩製の石皿です。「上手遺跡出土品」は、縄文時代中期後半および古墳時代前期の出土品、「中井一号古墳出土人物埴輪」は、県内最大級の女性埴輪を含む一括資料です。

また、「仏像線刻画紡錘車」は、平安時代初期の蛇紋岩製の紡錘車です。袈裟を着た如来の横顔と施無畏印が描かれ、「直牛甘」の文字が刻まれていて、当時、地方集落に仏教が浸透してきたことを示す遺物です。

歴史資料

歴史資料は市指定の 10 点です。

「東光寺板石塔婆群」は国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」の根元に所在していた鎌倉時代中期の一群で、源範頼の供養塔と伝えています。御家人石戸氏の墓所に造立された供養塔と推定しています。また、「寿命院の板石塔婆」の 2 基は建長 3 年（1251）銘と建治 2 年（1276）銘で、前者は天蓋を刻む最古の板碑です。



板石塔婆(貞永 2 年銘板碑)

「道標『大師道』」は石戸両大師として知られる真福寺の参道に立ち、「道標『これより石と舟とミち』」は、伝鎌倉街道の三叉路に立ち、銘文にある「石と舟と」と「たかお舟と」は石戸河岸と高尾河岸を指しています。

荒井の「花見堂廻国供養塔」は、宝永 3 年(1706)の建立で、高さが 2.5m です。全国 66 か所の霊場に法華経を奉納した記念に造立されたもので、荒井村他 17 か村、115 名の寄進者名がみえます。

「旧中丸村道路元標」と「旧石戸村道路元標」は、旧中丸村役場と旧石戸村役場に立ち、後者は大正 5 年(1916)の建立です。ともに村道の起点を示していて、大正 11 年の旧道路法により、各村で 1 基の造立が義務付けられたものです。

「花ノ木村の高札」は、天和 2 年(1682)のキリシタンに関する高札と享保 6 年(1721)の鷹番に関する高札の 2 点です。キリシタンの高札はその信者を訴えた際の褒賞と、隠匿した際の厳罰について記し、鷹番の高札は鷹番役の停止とその後の管理の徹底を求める内容となっています。

また、「石戸小学校日誌」は、明治 45 年(1912)から昭和 25 年(1950)までの日誌で、その



花ノ木村の高札(切支丹・鷹番)

日の天候、学校行事、来校者、学校で行われた村内の行事などが記され、当時の社会や世相を反映している点が貴重です。

(2)民俗文化財

① 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は市指定の16件です。

石造物は6件で、庚申塔は「庚申塔(兼道標)」(宮内)との「阿観堂の庚申塔」(荒井)の2件があり、前者は元禄10年(1697)の造立、後者は延宝3年(1675)と寛延3年(1750)の造立で、いずれも庚申信仰の所産です。

また、「猿田彦大神」(中丸)は神道による庚申信仰の所産で、文化9年(1812)に22名の講員により造立されたものです。

「供養塔(兼道標)」(石戸宿)は寛政11年(1799)の造立で、法華經一千部を読誦したことを記念したもの、「宮内の稲荷石塔」(宮内)は天和3年(1683)の造立で、稲荷を陽刻し、現在でも3月には稲荷講が行われています。

このほか、「山王神社御神体他石刻猿一括」(高尾)は、社殿内に元禄13年(1700)銘を有する御神体の青面金剛を中心に安産祈願の石刻猿が並んでおり、「しもの神様」と呼ばれています。また、石戸宿天神社(石戸宿)の石刻絵馬「菅原道真」は、彩色により牛に乗る菅原道真と松を描くもので、類例が少ないものです。

絵馬は「観音堂大絵馬」(荒井)、山中旧在の「祖師堂絵馬群」、本宿天神社(本宿)の「算額」があります。観音堂の大絵馬は「酒造絵馬」、「群馬図」、「雉図」を描き、「酒造絵馬」には明和5年(1768)の年号が墨書されています。祖師堂の絵馬群は9点が遺存し、当地の八幡社および日蓮宗の信仰にかかわるものです。天神社の算額は明治24年(1891)に奉納されたもので、関流算法により図形の面積を求める10題の



阿観堂の庚申塔



宮内の稲荷石塔



山王神社御神体他石刻猿一括

解法が記され、和算が明治中期まで行われていたことを示しています。

また、神社関係では富士塚と幟があり、富士塚は「東間の富士塚」(東間)と「荒井の富士塚」(荒井)で、ともに富士山を模した塚上に、浅間神社の社殿が鎮座しています。6月30日と7月1日には初山の行事が行われ、毎年、赤子の健やかな成長を願う人々が祈願に訪れます。

幟は石戸宿天神社(石戸宿)の「天神社幟」、「石戸宿の天神社幟」、本宿天神社(本宿)の「本宿の天神社幟」の3件で、石戸宿の幟2件は石戸領を治めていた旗本牧野賛成(よししげ)が揮毫したもので、ともに文政年間(1818~1831)のものであります。また、本宿天神社(本宿)の幟は江戸後期に活躍した書家中沢雪城の揮毫で、文久元年(1862)の夏に製作され、地元では和宮降嫁の際に歓迎の意を込めて掲げたと伝えています。

「放光寺旧蔵のガングルマ」は大八車に輿を乗せた宮形で、棺を運んだ霊柩車です。木札の墨書銘から昭和6年の作で、竜頭形の燭台が5点付属し、平成10年までは故人の自宅から墓地(放光寺)までの野辺送りに使用されたものです。

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、石戸宿天神社(石戸宿)の「天神社ささら獅子舞」の1件です。

江戸時代中期に始まるとされ、獅子はハウガン(法眼)とナカジシ(中獅子)、メジシ(女獅子)の三頭立てで、毎年10月15日の祭礼で舞が奉納されていましたが、現在は休止となっています。



天神社ささら獅子舞

(3) 記念物

① 遺跡

史跡として指定された文化財は、国指定史跡「デーノタメ遺跡」(下石戸下)の1件です。

デーノタメ遺跡は縄文時代中期から後期の集落遺跡で、中期の環状集落は「関東最大級」の規模をもち、集落が約1,500年継続し、低地遺跡を伴うことが特徴です。低地遺跡ではクルミ、トチノキを始めとする種実、漆を塗った土器、昆虫遺体等が多く出土し、縄文時代の生活を知る上で多様な情報を有しています。

② 動物・植物・地質鉱物

天然記念物として指定された文化財は、国指定1件、県指定1件、市指定5件で、多くが神社・寺院に所在しています。

国指定の「石戸蒲ザクラ」(石戸宿)は、エドヒガンとヤマザクラの自然雑種といわれ、「特殊な桜」とされてきました。指定当時は「日本五大桜」の1つに数えられた巨桜であり、源範頼の伝説

を有するため江戸時代から衆目を集めてきました。滝沢馬琴の『玄同放言』は、この桜を渡辺華山の挿絵で紹介しており、植物学のみならず、歴史的にも重要な桜です。

県指定の「多聞寺のムクロジ」(本宿)は多聞寺の境内に所在し、昭和16年に指定を受けています。現在は樹冠部が枯損しており、樹勢が衰えつつあります。市指定のうち、石戸宿天神社の「ムク」(ムクノキ・石戸宿)は、樹高が30mを超えていましたが、双幹のうちの一方が枯損しています。また、サクラでは北本自然観察公園内(荒井)の「エドヒガンザクラ」と高尾の「阿弥陀堂のエドヒガン」があり、前者は平成30年に根元から倒れ、現在は経過観察中です。また、後者は大宮台地の最高地点に所在し、胸高幹周2.5m、樹高13mで、樹勢は良好です。

「高尾カタクリ自生地」(高尾)は、県内の荒川以東では数少ない自生地で、大宮台地の最高地点の北斜面に所在しています。平成7年から開花数等の調査と受粉、採種、播種を継続しており、開花数が年々増加しています。



多聞寺のムクロジ



阿弥陀堂のエドヒガン

(4)埋蔵文化財

埋蔵文化財は、県選定重要遺跡が2件、周知の埋蔵文化財包蔵地が96件です。

このうち、県選定重要遺跡は「八重塚2号墳」(荒井)と「石戸城跡」(石戸宿)で、八重塚2号墳は7世紀後半の方墳で、北里大学メディカルセンターの構内で現状保存されています。また、「石戸城跡」は岩付城と松山城を結ぶ上杉方の城として15世紀半ばの築城といわれ、永禄6年(1563)には上杉謙信が入城しており、文献史料にもその名をとどめる城です。



県選定重要遺跡「八重塚2号墳」



住居跡と掘立柱建物跡(庚塚遺跡)

このほか、市域には周知の埋蔵文化財が分布しており、西から荒川水系、江川水系、元荒川水系の３つの水系を望む台地上に位置しています。注目すべき遺跡としては、国指定史跡および県選定重要遺跡を除くと、旧石器時代の下宿遺跡、縄文時代後、晩期の宮岡氷川神社前遺跡（高尾）、古墳時代の庚塚遺跡（石戸宿）、元屋敷遺跡（石戸宿）、律令期の下宿遺跡、中世の堀ノ内館跡（石戸宿）、近世のお茶屋遺跡（石戸宿）などがあげられます。

第２節 未指定の文化財の概要

令和８年３月現在、市域に所在する未指定文化財は 81,667 件です。その内訳は、有形文化財は 77,287 件、民俗文化財が 3,718 件、記念物が 378 件、文化的景観は 5 件、伝説などの地域文化資源が 279 件で、これらの類型別の件数は表２のとおりです。

未指定の文化財の類型のうち、有形文化財の件数が際立って多いのは、市史編さん事業以来、収集に努めてきた諸家文書を始めとする古文書、市の行政文書、さまざまな写真について、個々の件数をカウントしたためです。

表２ 未指定等文化財の類型別件数

類型			細分	把握件数		
有形文化財	建造物		神社建築	28		
			寺院建築	20		
			民家建築	36		
			産業施設等	3		
	美術工芸品		絵画	絵画	0	
			彫刻	仏像	46	
			工芸品	工芸品	0	
			書跡・典籍	書跡・典籍	1	
			古文書	古文書	37,910	
			考古資料	考古資料	347	
			歴史資料		行政文書	13,799
					石造物	674
					地図・絵図	192
写真	24,231					
無形文化財				—		
民俗文化財	有形の民俗文化財		絵馬	57		
			屋敷神	966		
			守り札	1,843		
			民具	703		

	無形の民俗文化財	信仰	15
		祭礼・芸能	35
		行事	99
記念物	遺跡	社寺	44
		埋蔵文化財包蔵地	96
	名勝地	湧水	8
	動物・植物・地質鉱物	動物	171
		植物	57
		地質鉱物	2
文化的景観		谷津・谷津田	3
		崖線・水田	2
伝統的建造物群			—
文化財の保存技術			—
地域文化資源		伝説・諺等	279
計			81,667

(1)有形文化財

① 建造物

建造物は神社建築、寺院建築、民家建築、宗教建築、産業建築、その他に分類することができ、市域の宮内、本宿、石戸、石戸宿、荒井、高尾地区に多くの歴史的建造物が遺されています。中でも高尾地区には民家建築、宮内地区には神社が集中します。

こうした、建造物は市域に特徴的な谷津や台地上に所在し、歴史的な景観を形成している点で重要です。

神社建築

神社建築のうち、宮内氷川神社(宮内)の本殿は木造平屋建の切妻屋根で、棧瓦葺きです。建築年代は大正4年(1915)で、幣殿も同年代で、ともに近世の様式を踏襲したものです。

また、八雲神社(石戸)の本殿は、石戸小学校の奉安殿を移築したもので、木造平屋建の切妻屋根、銅板葺、千木、堅魚木を載せる神明造です。建築年代は昭和9年(1934)で、木宿天神社(本宿)に所在し、中丸小学校から移築したとされる奉安殿とともに注目すべきものです。

また、民家の屋敷神として祀られている荒井の個人宅(荒井)の稲荷社は、一間社流造、板葺で、彩色・彫物が優れています。高尾の個人宅(高尾)の稲荷社も同様です。

寺院建築

寺院建築のうち、深井の寿命院境内(深井)には、山門・本堂・鐘楼・土蔵などが所在し、市域

で最も大きな伽藍を形成しています。本堂は入母屋屋根、銅板葺で、正面の向拝には軒唐破風が、向拝柱には獅子や猿の木鼻が表現されています。山門は切妻屋根、棧瓦葺で、門柱の後ろに 2 本の控え柱が建つ薬医門の形式です。鐘楼は棧瓦葺で、扇垂木に禅宗様の特徴があります。

また、無量寿院(朝日)は源頼朝の祈願寺という伝承があります。山門は切妻屋根、棧瓦葺で、薬医門の形式です。正月の神願祭では注連縄が飾られます。

このほか、市域では各地域に堂庵が点在しており、天井と壁面に絵を有する荒井観音堂(荒井)、南阿観堂(荒井)などの三間堂は、現状では建築年代が不明ですが、比較的残りのよい堂として注目されます。



八雲神社本殿(旧石戸小学校奉安殿)



無量寿院山門

民家建築

民家建築では、明確に江戸時代の建築は確認できておらず、茅葺屋根の農家建築も数軒となっています。こうした中で、松村家長屋門(宮内)は明治時代初期の建築で、旧名主層の農家の様子を知ることができる貴重な遺構です。また、荒川の旧船問屋であった田島本家(高尾)は、主屋が明治 11 年(1878)の建築、土蔵が大正 6 年(1917)の建築で、土蔵は主屋とつながる座敷蔵、このほかに表門、味噌蔵などがあります。分家にあたる坂田島、南田島、東田島、西田島と呼ばれる各家の民家建築群も、高尾地区を代表する民家形式となっています。

また、荒井の矢部家土蔵(荒井)、下石戸の諏訪家住宅(石戸)、高尾の金子家住宅(高尾)、中山道沿いの旧鴨田家住宅(本宿)、岡野家住宅(本宿)なども注目すべき民家建築です。

産業施設では JA さいたまの石造倉庫(荒井)、宗教建築では解脱会御霊地の道場(緑)があります。

② 美術工芸品

彫刻

仏像のうち未指定の中世仏は 4 体で、このうち、鎌倉時代の作は寿命院の銅像地藏菩薩立

像の1体です。この地蔵菩薩像は像と台座が一鑄、像高 5.5 cmの小金銅仏で、火を受けているため像容は不明瞭です。残る 3 体は室町時代の作で、荒井観音堂の千手観音坐像(荒井)、高尾観音堂の十一面観音懸仏(高尾)、大蔵寺の木造阿弥陀如来立像(石戸)があります。このうち、千手観音坐像は旧双徳寺の本尊と想定され、阿弥陀の化仏を刻む宝冠をかぶり、当初の像容を失っていますが、千手観音であったと想定しています。また、高尾観音堂の十一面観音は、本像である木造十一面観音坐像の胎内仏で、像高 5.1 cm、銅製の懸仏です。大蔵寺の木造阿弥陀如来坐像は旧修福寺の本尊で、来迎印を結び台座上に立つが、後世の塗り替えにより像の構造は不明です。

近世仏では、多聞寺に所在する木食白道作の木造子安地蔵菩薩立像が注目すべきものです。この地蔵像は木食白道が寛政元年(1789)に制作したもので、台座を含めて一材で彫られ、『木食白導一代記』にも記述があります。微笑みながら赤子を「ねんねこ」に包んで抱いていて、以前は檀家の家を回る「廻り地蔵」信仰の本尊であったものです。



荒井観音堂千手観音坐像



木食白道木造子安地蔵菩薩立像(多門寺)

書跡・典籍

石戸宿の個人宅には、『蒲櫻記』という隷書体で記された掛軸が伝えられています。来歴については不明ですが、細川潤次郎氏による撰文、毛利雙松氏の書により、明治 21 年(1888)に作製されたものです。

古文書

地域には村の政治・生活、街道と河岸、寺院と文化などにかかわる近世の諸家文書が遺され、未指定の古文書では下石戸村の名主を務めた吉田家、荒井村の名主を務めた矢部家の古文書が当時の様子を詳細に伝えています。矢部家文書では、鷹場、秣場争論、年貢などのほか、地元の産業である硝石の製造や現在では廃寺となった双徳寺に関する文書が目立ちます。

吉田家文書では、検地帳、入会地、宗門帳、などのほか、荒川の渡守をめぐる支配権の争い、

有君の下向、伝馬、助郷などの中山道の交通に関する文書があります。

考古資料

考古資料は発掘調査の増加により増大しており、各時代に重要な遺物が出土しています。旧石器時代では市域で最古となる下宿遺跡の石器群、ナイフ形石器、石核、細石刃を含む提灯木山遺跡の石器群、デーノタメ遺跡の黒曜石製の細石刃核 2 点が注目されます。

縄文時代では中期の漆工芸技術をうかがわせるデーノタメ遺跡の漆塗土器、マメ栽培などをうかがわせる圧痕土器、クルミ形土製品、後期の住居跡から出土した市場遺跡の深鉢形土器 2 点、晩期の土偶・耳飾・石冠・石剣・土版など、縄文人の精神文化をうかがわせる宮岡氷川神社前遺跡の一括資料があります。

古墳時代では、中期の石製模造品の工房跡から出土した庚塚遺跡の未成品一括資料、元屋敷遺跡から出土した古墳時代後期の銅鈴、終末期の古墳石室から出土した諏訪山南遺跡のフラスコ形長頸瓶などが注目されます。

奈良・平安時代では寺院や官衙関連の遺物が注目され、讃岐谷遺跡の漆工房跡から出土した「真願奉」、「矢邊室使物」の墨書坏、水瓶・壺・台付坏などの一括資料、下宿遺跡から出土した帯金具の巡方、「上」という文字の鉄製焼印などがあります。

中世では阿弥陀堂遺跡の大宮館跡から出土した中国陶磁の青磁・白磁片の一括資料、石戸城跡から出土した懸仏・古瀬戸瓶子、諏訪山南遺跡から出土した大永 3 年・5 年銘の板碑(双碑)などが注目されます。



クルミ形土製品(デーノタメ遺跡)



深鉢形土器(市場遺跡)

歴史資料

歴史資料のうち、未指定の石造物は板碑が 348 件、中世石塔は 43 件、近世の供養塔、石碑などは 283 件です。このうち、板碑では、結衆により造立された民間信仰の月待板碑、申待板碑に特色があり、月待系では石戸宿の個人宅に所在する延徳 4 年(1492)銘板碑、申待系では寿命院に所在する天文 24 年(1555)の 2 基 1 対の双碑、妙音寺(高尾)の永禄 10 年(1567)銘板碑があり、妙音寺の板碑は市域最新です。

近世の石造物は造立趣旨が多彩で、さまざまな信仰、文化的な事績などを知ることができます。信仰の所産のうち念仏供養塔では、北原共同墓地に所在する地藏和讃の場面を描いた宝

暦 7 年(1757)銘の地蔵菩薩、寒念仏供養塔では高尾路傍に立つ享保 18 年(1733)銘の地蔵菩薩、經典供養では石戸宿放光寺に所在する「普門品三千巻」、「心經一千巻」を読誦した享保 6 年(1721)銘の閻魔坐像などがあります。また、廻国供養塔では阿観堂に所在する出羽三山、西国、坂東、秩父札所をめぐる文政 12 年(1829)銘供養塔、女人講の造立では、平仮名で 14 人の女性名を刻んだ北原共同墓地の如意輪観音像の供養塔などがあります。

(2)民俗文化財

① 有形の民俗文化財

市域における有形の民俗文化財は、多様な文化財が所在していますが、ここでは民具 703 件、屋敷神 966 件、守り札 1843 件などをリスト化しました。このうち、民具は衣食住、生産・生業、運搬・通信、団体生活、信仰・行事・儀礼、娯楽・遊戯に関するものなど多岐にわたり、このうち、畑作や谷津田の稲作や養蚕に使用した農具類が充実しています。



地蔵和讃の地蔵菩薩



多聞寺の庚申塔

屋敷神は各家の敷地内に祀られる神々で、その内訳は稲荷・八幡・弁財天・荒神・神明・若宮八幡となっています。

また、守り札は旧家の屋根裏などに菰にくるまれ、長期に累積した状態で発見されることが多いものです。様々な信仰の対象と、信仰の範囲を知ることができます。



守り札(牛王宝印)

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財には、獅子舞や囃子などの郷土芸能が市域の各地で継承されているほか、信仰、祭礼・芸能、行事などがあります。ここでは、信仰、祭礼・芸能、行事について整理します。

信仰

信仰には神社、寺院、各家の神々、各種の講などがあります。このうち、市域の講の多くは代参講で、主なものは榛名講(群馬県高崎市)、大山講(神奈川県伊勢原市)、御岳講(東京都青梅市)、宝登山講(長瀬町)、三峯講(秩父市)、雷電講(群馬県板倉町)などがあります。かつては代参が盛んで、講員の楽しみでもありましたが、現在は省力化の傾向にあります。

祭礼・芸能

祭礼は地域の各神社で執り行われ、囃子が奏でられ、獅子舞などが奉納されます。市域の囃子は神田囃子木下流が多く、一部に杉山流と地囃子を遺しています。7月中旬の祇園祭では、荒井須賀神社、八雲神社、別所白山神社、中丸氷川神社、本宿天神社などで賑わいます。また、6月30日には東間と荒井の浅間社の初山祭で、1歳に満たない子どもたちが集います。

行事

行事のうち、寺院では1月3日と2月3日の真福寺のだるま市、2月11日に無量寿院の神願などがあります。また、地域や各家では1月の小月、2・3月の初午、5月の節供、7月の大山講、8月の盆、施餓鬼、9月の十五夜、10月の恵比寿講、11月のトウカンヤ、12月の冬至、ミソカッパライなど、さまざまな行事が継続しています。



大山講の灯籠(高尾)

(3) 記念物

① 遺跡

遺跡は寺院や神社、街道、埋蔵文化財の包蔵地などがあります。寺院や神社は地域のランドマークとして歴史的な景観を残すとともに、歴史的資源が集中しています。また、これらをつなぐ街道や古道も遺跡としての性格を有しています。

寺院のうち真言宗の寺院では寿命院、多聞寺、無量寿院、安養院、天台宗では真福寺、大蔵寺、放光寺、浄土宗では勝林寺、時宗では東光寺があります。また、神社では高尾、下石戸上、宮内、中丸地区の氷川神社、本宿、石戸宿地区の天神社、荒井地区の須賀神社、下石戸下地区の八雲神社などがあります。

また、街道では市域の西部を伝鎌倉街道が、東部を中山道と岩付街道が南北に走っていますが、道路の拡幅などにより原形は保っていません。ただし、鎌倉街道の宿であり石戸城の城下町として機能した石戸宿では、集落遺構(下宿遺跡)が、中山道の一部では江戸時代の道路遺構(下原遺跡)が調査されています。

なお、埋蔵文化財については、前節「(4)埋蔵文化財」で説明しています。

② 名勝地

名勝地としては、谷津や崖線下に所在する湧水を8件リスト化しました。これら湧水はかつて谷津田の水源として、また巖島神社などの信仰に結びつき、あずきとき婆の伝説の核ともなってきました。また、豊かな生態系を育む水環境の源泉にもなっています。

③ 動物・植物・地質鉱物

市域の動物・植物は、『北本の動植物誌』の中で動物2,216種、植物682種が記載され、開発圧の強い県南部において、豊かな生物相を残していることが明らかにされています。未指定の動物・植物としては、これらのうちからレッドデータブックに記載され、保護を必要とする動物171件、植物57件、合わせて228件をリスト化しました。

地質鉱物では、かつて大宮台地を形成する関東ローム層の崖が各地に存在し、地質調査のフィールドとされていましたが、現在では多くが失われています。リスト化した 1 件は荒川の河床に露出する岩盤(下総層群清川層)です。



谷津の湧水(八重塚の谷津)



荒川河岸の清川層(昭和 54 年)

(4) 文化的景観

市域の西部には北から「北袋の谷津」、「宮岡の谷津」、「八重塚の谷津」と3つの谷津が台地を浸食し、起伏に富んだ特色ある景観となっています。北袋の谷津では現在でもわずかに谷津田が営まれています。こうした谷津では、湧水、小溪流、斜面林、水田、休耕田、畦畔などが文化的な景観を構成しています。

また、大宮台地と荒川低地の境界は、比高差の大きな崖線となっています。崖線は大規模な緑地帯となっていて、低地部の水田、休耕田、畔道とともに文化的な景観となっています。



大宮台地の崖線と荒川河川敷

(5) 地域文化資源

ここでは、民俗調査で得られた伝説、世間話、昔話、諺、言い習わし、および方言をリスト化しました。伝説では国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」の源範頼伝説をはじめ、上杉謙信の「逆さ椿」、巖島神社の「龍灯杉」、石戸城の「一夜堤」、左甚五郎の「一夜でつくった大御堂」など42件、世間話は「オトカの嫁入り」など12件、昔話25件、諺175件、言い習わしでは「高尾お宮の荒井堂」、「しょうがなかったら高尾へ行け」など25件があります。

また、方言は『北本のことば』に採録された4,292件をリスト化しました。

第3章 北本市の歴史文化の特性

第1節 歴史文化の概要

本市は市域の大半が大宮台地上に位置し、おおむね平坦な地形ですが、市の西部では台地を浸食する谷津によって起伏のある地形となっています。また、台地の東と西では低地が広がり、西端では荒川が市境をなしています。市域の地形は、台地と谷津を中心とし、東と西に広がる低地と河川が特徴です。

原始時代の旧石器時代の人々は、荒川や谷津を望む峡谷に沿って獲物を追い求める移動生活続け、縄文時代の人々は豊かな自然の中で、湧水を囲む台地上にデーノタメ遺跡などの大きな集落を形成しました。また、弥生時代の人々が営み始めた水田も、谷津の小さな湿地でした。

古墳時代では、谷津を望む台地上に庚塚遺跡などの大規模な集落を営むようになり、富士山や秩父連山を遠望する台地の縁に方形周溝墓や古墳などの大きな墓を連綿と築きました。

仏教や文字が伝わった奈良・平安時代も、集落の立地は前時代と変わらず、谷津の小河川や荒川を望む台地上に集落を営み、下宿遺跡のような官衙的な集落も現れました。

続く鎌倉時代には、武士によって谷津の地形を活かした堀ノ内館が築かれ、地域支配の拠点としつつ、土地の開発が進みました。また、伝鎌倉街道などの幹線道路が整備され、街道沿いには寺院跡や仏像などが文化財として残っています。

戦国時代には谷津の地形を活かした要害の地に石戸城が築かれ、近隣の城と連携が図られるとともに、上杉謙信などの武将が訪れたほか、城下町が形成されました。

近世は中山道が大宮台地の背骨を貫くように整備されると、旅人が2か所の立場で休息したほか、荒川に幕府公認の高尾河岸がおかれ、舟運の拠点として町場が形成されました。

近代以降は、中山道に沿って鉄道が敷かれると、大正時代に駅信号所が、昭和の初期に駅が開設されました。その後、昭和18年(1943)に中丸村と石戸村の合併により北本宿村が誕生すると、北本市の骨格ができました。

台地上に広がる本市は畑作が中心で、近世以降は麦、サツマイモなどが盛んにつくられ、谷津田では、ツミタという直播法の米づくりが戦後まで行われていました。こうした農業を支えてきたのが、ドロツケと呼ばれる大規模な客土と、堆肥を生産し、水源を涵養する雑木林でした。こうした里山の環境の中で、村々では神仏への信仰や郷土芸能など、今日までさまざまな歴史文化が育まれてきたのです。

第2節 歴史文化の特性

これまで述べてきた本市の歴史文化の特性は、市域が広がる土地柄と、そこに行き来する

人々の交流にフォーカスすれば、「台地と谷津の暮らし」、「街道と川の交流」をキーワードに展開してきました。

歴史文化のキーワード 「台地と谷津の暮らし、街道と川の交流」

これらのキーワードをもとに、時期と地域を考慮した上で整理すると、本市の歴史文化は次の8つのテーマで示すことができます。

1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化

デーノタメ遺跡は縄文時代中期から後期の集落遺跡で、1,500年間も継続しました。中期集落は「関東最大級」と大きく、低地遺跡を伴う遺跡です。縄文人の植物利用や漆のデータが豊富なため「縄文のタイムカプセル」といわれ、縄文文化をリアルに伝えています。



低地遺跡の調査（デーノタメ遺跡）

2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化

中世の文化財が数多く残る本市は、鎌倉時代に御家人石戸氏が館を構え、供養のために板碑を墓所に造立しました。戦国時代には要害の地に石戸城が築かれ、岩付城主の太田氏や上杉謙信が入城するなど、中世の景観と歴史上の人物とのつながりを今に伝えています。



元禄の絵図に描かれた石戸城跡

3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化

戦国時代の市域東部は鴻巣郷に属し、岩付街道が南北に走っていました。街道沿いには、岩付太田氏に仕える「鴻巣七騎」と呼ばれる武士団が割拠し、館跡や菩提寺、古文書、工芸品などを残しており、戦国時代の鴻巣郷の様子を今に伝えています。



上手館跡の土塁(古市場古塁)

4 旅人が一休みした中山道の歴史文化

市域の中央を南北に走る中山道には、当初は宿が置かれていました。宿が移転した本宿村は間宿(あいのしゅく)となり、2か所の立場(たてば)は旅人の休憩所としてにぎわいました。近代以降、街道に沿って鉄道が敷かれると市街地が形成され、北本市の誕生へつながります。



松並木の中山道(明治時代)

5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化

市域の西端を流れる荒川は、江戸時代に高尾河岸がおかれ舟運で賑わいました。この河岸より上流に大きな船は遡行できず、遠方の年貢米もこの河岸から江戸へ運ばれました。河岸の周辺は市域きっての町場で、旧船問屋と河岸への道は当時の面影を今に伝えています。



旧船問屋の門(田島家)

6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化

市域には村の鎮守や寺院、堂庵が点在し、さまざまな信仰が息づいています。真福寺のだるま市、東間と荒井の浅間神社の初山は、多くの参拝客で賑わい、囃子や獅子舞が花を添えます。宮岡の神社群は厳かな景観とともに「竜灯杉」、「弁財天」などの伝説を今に伝えています。



竜灯杉の伝説が残る厳島神社

7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化

本市は大宮台地の北部に位置し、同台地中で最も標高が高いエリアです。台地を浸食する北袋と宮岡の谷津は比高差が大きく、原始時代から人々の生活が営まれてきました。台地上の畑作とこれを支えた客土(ドロツケ)、谷津のツミタの痕跡、記録や農具は、地域の特色ある農業の歴史を今に伝えています。

8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化

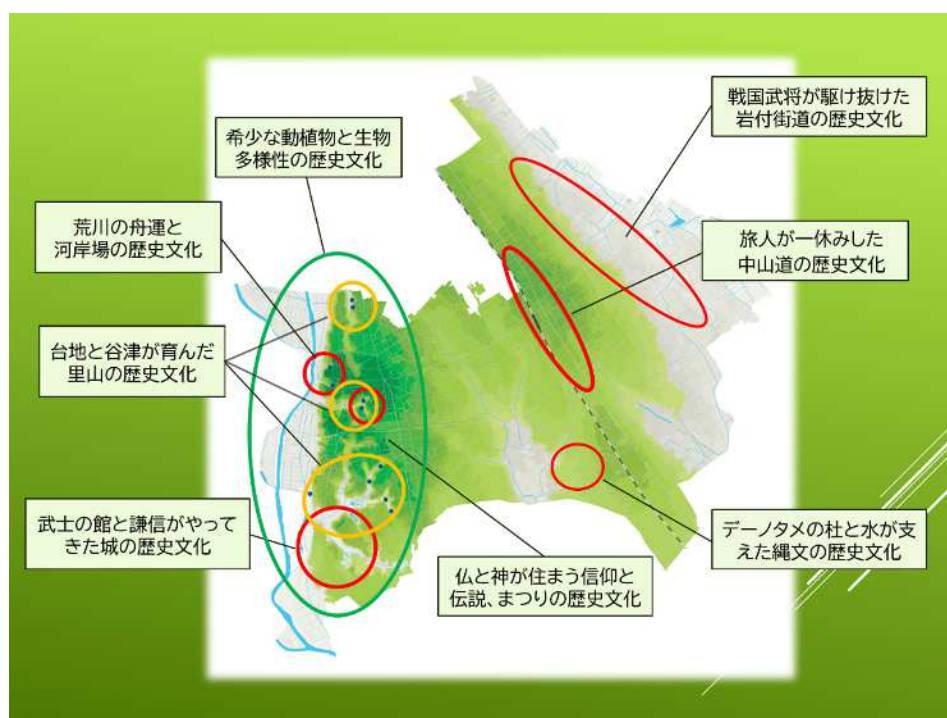
本市は都市化が進む中で里山の環境を残すま
ちです。市域西部の起伏に富む谷津と斜面林、
湧水、湿地には、希少な動植物が生息していま
す。「レッドリスト」に記載される種は 200 種を超
え、生物多様性の観点からも優れた環境を今に
伝えています。



宮岡の谷津(高尾)



希少種のキンラン(左)・ギンラン (中)・エビネ(右)



8つの歴史文化を残すエリア

第4章 文化財の調査と把握状況

第1節 これまでの調査と成果

市域の歴史にかかわる記述は、江戸時代の地誌類や随筆に認めることができ、特に江戸市中で著名であった東光寺の蒲ザクラは、江戸幕府が編さんした『新編武蔵風土記稿』や福島東雄による『武蔵志』のほか、滝沢馬琴の『玄同放言』、津田大浄の『遊歴雑記』などの歴史考証随筆にも詳しく取り上げられています。

この蒲ザクラは、大正11年(1922)10月12日に国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」となり、東京帝国大学の三好學による調査の成果が公にされてきました。また、蒲ザクラの樹下に林立していた鎌倉時代中期の板碑群は、当時、日本最古とされた貞永2年(1233)銘板碑を含んでいたため、多くの研究者が調査に訪れ、板碑の起源をめぐる様々な論考が公にされています。

その後、市教育委員会が市域の文化財の調査を開始したのは、昭和40年代の半ばのことです。当時は、市に文化財の専門職員が配置されていませんでしたが、毎年テーマに沿った調査を行い、報告書を刊行してきました。

市域の文化財を始めとする歴史資料を体系的に調査する契機となったのが、昭和53年(1978)から平成7年(1995)まで、18年間にわたって継続した市史編さん事業です。この市史編さん事業では、原始、古代、中世、近世、近代、民俗、自然分野の資料収集と調査を継続し、その成果を各資料編と通史編として刊行しました。

また、昭和50年頃から市に文化財の専門職員が配置され、特に埋蔵文化財の発掘調査を継続的にを行い、その成果を公開してきました。

このほか、市域の文化財については、埼玉県教育委員会による調査とともに、研究者や市民団体、市民が市域の文化財を調査しており、以下、北本市を主体とする調査、埼玉県を主体とする調査、研究者や市民団体、市民等を主体とする調査に分けて示します。

(1) 北本市による調査の成果と刊行物

北本市および北本市教育委員会が行った調査は以下の表のとおりで、ここでは市教育委員会が行った一般文化財、埋蔵文化財の調査と刊行物、市史編さん事業で行った調査と刊行物を示します。

表3 これまでの調査の成果と刊行物

(ア) 一般文化財の調査・刊行物

書名	著者	発行者	刊行年	シリーズ名・備考
北本市の埋蔵文化財		北本市教育委員会	1972	市文化財調査報告書第1集

北本の石仏		北本市教育委員会	1972	市文化財調査報告書第 2 集
東光寺所在貞永二年銘板石塔婆 保存処置報告・宮岡 I 遺跡発掘 調査概要・北本市所在文書目録		北本市教育委員会	1973	市文化財調査報告書第 3 集
北本の絵馬		北本市教育委員会	1974	市文化財調査報告書第 4 集
北本の民家		北本市教育委員会	1975	市文化財調査報告書第 5 集
北本の植物		北本市教育委員会	1976	市文化財調査報告書第 6 集
北本の仏像		北本市教育委員会	1977	市文化財調査報告書第 7 集
北本の神社		北本市教育委員会	1978	市文化財調査報告書第 8 集
北本の板碑		北本市教育委員会	1979	市文化財調査報告書第 9 集
北本地名誌		北本市教育委員会	1980	市文化財調査報告書第 10 集
北本市野外植物目録		北本市教育委員会	1981	市文化財調査報告書第 11 集
北本の野鳥		北本市教育委員会	1982	市文化財調査報告書第 12 集
北本の屋敷神		北本市教育委員会	1984	市文化財調査報告書第 13 集
北本市石造遺物所在目録 I		北本市教育委員会	1985	市文化財調査報告書第 14 集
北本市石造遺物所在目録 II		北本市教育委員会	1986	市文化財調査報告書第 15 集
北本市石造遺物所在目録 III		北本市教育委員会	1990	市文化財調査報告書第 16 集
北本の民具目録		北本市教育委員会	1995	市文化財調査報告書第 17 集
北本の郷土芸能		北本市教育委員会	1996	市文化財調査報告書第 18 集
北本の守り札		北本市教育委員会	2020	市文化財調査報告書第 19 集
石戸蒲ザクラの今昔		北本市教育委員会	2008	
北本市歴史的建造物調査報告 松村晴夫家長屋門	黒津高行	北本市教育委員会	2003	日本工業大学工学部 建築学科
北本市歴史的建造物調査概報 高尾河岸旧船問屋 田島家住宅	黒津高行	北本市教育委員会	2008	日本工業大学工学部 建築学科
市の木「桜」市の花「菊」		北本市	1983	市の木・市の花制定 5 周年記念
きたもと紀行 -歴史と自然-		北本市	1999	きたもと文庫

(イ)埋蔵文化財の調査・刊行物

書名	著者	発行者	刊行年	シリーズ名・備考
八重塚遺跡		北本市教育委員会	1994	埋蔵文化財調査報告書第 1 集
堀ノ内館遺跡・諏訪山南遺跡・ 諏訪山北遺跡		北本市教育委員会	1995	埋蔵文化財調査報告書第 2 集
氷川神社北遺跡(第 2 次調 査)・市場 I 遺跡		北本市教育委員会	1995	埋蔵文化財調査報告書第 3 集

問屋坂遺跡・北袋神社遺跡		北本市教育委員会	1996	埋蔵文化財調査報告書第4集
市場Ⅰ遺跡(第3次調査)		北本市教育委員会	1997	埋蔵文化財調査報告書第5集
阿弥陀堂遺跡(第1・2次調査)		北本市教育委員会	1997	埋蔵文化財調査報告書第6集
丸山遺跡・宮岡遺跡(第2次調査)		北本市教育委員会	1998	埋蔵文化財調査報告書第7集
庚塚遺跡		北本市教育委員会	1999	埋蔵文化財調査報告書第8集
下宿遺跡		北本市教育委員会	2000	埋蔵文化財調査報告書第9集
宮岡遺跡(第4次調査)		北本市教育委員会	2001	埋蔵文化財調査報告書第10集
石戸城跡(第1-3次調査)		北本市教育委員会	2002	埋蔵文化財調査報告書第11集
下宿遺跡(第3次調査)		北本市教育委員会	2002	埋蔵文化財調査報告書第12集
八幡遺跡		北本市教育委員会	2003	埋蔵文化財調査報告書第13集
雷電遺跡・元屋敷遺跡・鉄砲宿遺跡		北本市教育委員会	2005	埋蔵文化財調査報告書第14集
下宿遺跡・荒久保遺跡		北本市教育委員会	2007	埋蔵文化財調査報告書第15集
宮岡氷川神社前遺跡(第3次調査)		北本市教育委員会	2008	埋蔵文化財調査報告書第16集
八幡遺跡(第2次調査)・中井遺跡(第2次調査)・下宿遺跡(第5次調査)		北本市教育委員会	2009	埋蔵文化財調査報告書第17集
元屋敷遺跡(第3次調査)		北本市教育委員会	2015	埋蔵文化財調査報告書第18集
三五郎山遺跡		北本市教育委員会	2016	埋蔵文化財調査報告書第19集
如意寺遺跡		北本市教育委員会	2016	埋蔵文化財調査報告書第20集
デーノタメ遺跡		北本市教育委員会	2017	埋蔵文化財調査報告書第21集
デーノタメ遺跡総括報告書		北本市教育委員会	2019	埋蔵文化財調査報告書第22集
中井遺跡(第3次調査)・下宿遺跡(第6次調査)		北本市教育委員会	2020	埋蔵文化財調査報告書第23集
雑木林遺跡		北本市教育委員会	2020	埋蔵文化財調査報告書第24集
下宿遺跡(第7次調査)・上宿遺跡		北本市教育委員会	2021	埋蔵文化財調査報告書第25集
善徳遺跡		北本市教育委員会	2021	埋蔵文化財調査報告書第26集
横田遺跡(第3・4次調査)・市場遺跡(第4次調査)・下宿遺跡(第8次調査)		北本市教育委員会	2022	埋蔵文化財調査報告書第27集
権現堂遺跡・刑部谷遺跡・丸山遺跡(第3次調査)・八幡遺跡(第4次調査)		北本市教育委員会	2023	埋蔵文化財調査報告書第28集

下宿遺跡(第9次調査)		北本市教育委員会	2024	埋蔵文化財調査報告書第29集
石戸城跡(第4次調査)・確認調査		北本市教育委員会	2025	埋蔵文化財調査報告書第30集
上手遺跡発掘調査報告書		北本市上手遺跡調査会	1989	
市場Ⅰ遺跡(第2次調査)		北本市遺跡調査会	1994	北本市遺跡調査会報告第1集
提灯木山遺跡(第2次調査)		北本市遺跡調査会	1996	北本市遺跡調査会報告第2集
榎戸遺跡		北本市榎戸遺跡調査会	2000	
デーノタメ遺跡関連シンポジウム資料「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅰ」		北本市教育委員会	2017	
シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅱ」縄文時代の環境と食 資料集		北本市教育委員会	2018	
シンポジウム「デーノタメ遺跡からみた縄文の食文化」資料集		北本市教育委員会	2024	

(ウ)市史編さん事業の調査・刊行物

書名	著者	発行者	刊行年	シリーズ名・備考
北本市史 第一巻 通史編Ⅰ		北本市教育委員会	1994	自然・原始・古代・中世・近世編
北本市史 第二巻 通史編Ⅱ		北本市教育委員会	1993	近・現代編
北本市史 第三巻上		北本市教育委員会	1990	自然・原始資料編
北本市史 第三巻下		北本市教育委員会	1990	古代・中世資料編
北本市史 第四巻		北本市教育委員会	1987	近世資料編
北本市史 第五巻		北本市教育委員会	1988	近・現代資料編
北本市史 第六巻		北本市教育委員会	1989	民俗編
北本市史資料(一)		北本市教育委員会	1979	市史調査報告書 第1集
諸家文書目録		北本市教育委員会	1980	市史調査報告書 第2集
諸家文書目録		北本市教育委員会	1981	市史調査報告書 第3集
岡野家近世文書		北本市教育委員会	1982	市史調査報告書 第4集
諸家資料目録		北本市教育委員会	1983	市史調査報告書 第5集
加藤一男家資料目録		北本市教育委員会	1984	市史調査報告書 第6集
北本市史年表		北本市教育委員会	1985	市史調査報告書 第7集
荒井・高尾の民俗		北本市教育委員会	1986	市史調査報告書 第8集

東間・深井の民俗		北本市教育委員会	1987	市史調査報告書 第 9 集
矢部家近世文書目録(一)		北本市教育委員会	1990	市史調査報告書 第 10 集
吉田家・諸家資料目録		北本市教育委員会	1992	市史調査報告書 第 11 集
諏訪家資料目録		北本市教育委員会	1992	市史調査報告書 第 12 集
新聞記事目録(明治・大正・昭和)		北本市教育委員会	1993	市史調査報告書 第 13 集
矢部家近世文書目録(二)		北本市教育委員会	1994	市史調査報告書 第 14 集
行政資料目録		北本市教育委員会	1995	市史調査報告書 第 15 集
北本市板碑調査報告書		北本市教育委員会	1996	市史調査報告書 第 16 集
地名目録		北本市教育委員会	1996	市史調査報告書 第 17 集
北本のむかしばなし		北本市教育委員会	1991	
雑木林のあるまち		北本市教育委員会	1992	
復刻 石戸村郷土誌		北本市教育委員会	1993	明治 40 年発行
きたもと子ども漫画館 上巻		北本市教育委員会	1994	
郷土読本 石戸小学校編		北本市教育委員会	1994	昭和 8 年発行
北本の動植物誌		北本市教育委員会	1995	
きたもと子ども漫画館 下巻		北本市教育委員会	1995	
谷津ものがたり		北本市教育委員会	1995	

(2) 埼玉県による調査の成果と刊行物

埼玉県教育委員会および県の博物館、資料館などを主体として全県的に調査を行い、市域を含む調査の成果を報告したもののほか、市域における特定の研究成果について公にしたものについては以下のとおりです。

表 4 埼玉県による調査の成果と刊行物

書名	著者	発行者	刊行 年	シリーズ名・備考
埼玉の館城跡		国書刊行会	1968	埼玉県教育委員会編
埼玉県の民家 埼玉県民家緊急調査報告書		埼玉県教育委員会	1972	
埼玉の万作		埼玉県教育委員会	1978	
埼玉の民謡		埼玉県教育委員会	1981	
埼玉県動物誌		埼玉県教育委員会	1978	
埼玉県植物誌		埼玉県教育委員会	1998	

埼玉県板石塔婆調査報告書		埼玉県教育委員会	1981	
埼玉の近世社寺建築			1984	埼玉県有形文化財調査報告書 1
埼玉県バードサンクチュアリ基礎調査報告書		埼玉県	1984	
荒川の水運		埼玉県教育委員会	1987	
埼玉の中世城館跡		埼玉県教育委員会	1988	
美術工芸品(彫刻)所在緊急調査報告書 I		埼玉県立博物館	1988	
埼玉の古墳詳細分布調査報告書		埼玉県教育委員会	1993	
埼玉の中世寺院		埼玉県教育委員会	1991	
埼玉県の民俗芸能		埼玉県教育委員会	1992	
埼玉の祭り囃子 V (北足立地方一)		埼玉県教育委員会	1994	
埼玉の近代化遺産		埼玉県教育委員会	1995	
埼玉の中世石造物		埼玉県教育委員会	1997	
歴史の道 鎌倉街道		埼玉県教育委員会		
埼玉の祭り・行事		埼玉県教育委員会	1997	
埼玉県の諸職		埼玉県教育委員会	1988	
荒川 人文Ⅱ		埼玉県史編さん室	1988	荒川総合調査報告書 3
荒川 人文Ⅲ		埼玉県史編さん室	1988	荒川総合調査報告書 4
提灯木山		埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1990	
船原・内郷/内郷/窪		埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2012	
諏訪北Ⅰ/諏訪北Ⅱ/諏訪南/ニツ家下		埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2014	
北本市デーノタメ遺跡からホンシュウコバエダニの発見	楡井尊・中村修美他	埼玉県立自然の博物館	2013	埼玉県立自然の博物館研究報告第 7 号
北本市デーノタメ遺跡からコブツメエリダニの発見	楡井尊・中村修美他	埼玉県立自然の博物館	2015	埼玉県立自然の博物館研究報告第 9 号
埼玉県の近代和風建築		埼玉県教育委員会	2017	

(3) 研究者・市民団体・市民等による調査の成果と刊行物

ここでは公共機関以外の研究者や市民が市域の歴史、自然、文化財等を調査し、その成果を公開しているものを示します。国指定文化財の石戸蒲ザクラ、デーノタメ遺跡のほか、高尾河岸

に関する報告が多い傾向です。

表 5 研究者・市民団体・市民等による調査と刊行物

書名	著者	発行者	刊行年	シリーズ名・備考
大宮台地のドロツケ	吉川國男	埼玉民俗の会	1975	埼玉民俗第 5 号
北本市話	三宮幸雄		1978	
北本市東光寺の十三仏板碑再論	下村克彦	埼玉考古学会	1981	埼玉考古第 19 号
高尾河岸における廻米について	加藤浩	埼玉県地方史研究会	1987	埼玉地方史第 20 号
北本市石戸宿昆虫調査報告(特集号)	—	埼玉昆虫談話会編	1986	寄せ蛾記 48 号
北本のことば	—	北本歴史研究会編	1994	
牧野家と足立郡石戸領	重田正夫	上尾市教育委員会	1995	上尾市史調査概報第 6 号
ふるさと北本	岡田勝男		1996	地名誌
埼玉考古 別冊 5	磯野治司	埼玉考古学会	1997	提灯木山遺跡
大宮台地のツミ田	吉川國男	上尾市教育委員会	1997	上尾市史調査概報第 8 号
埼玉県昆虫誌		埼玉昆虫談話会	1997- 1999	
東光寺貞永板碑の再検討	磯野治司		2006	『考古学の諸相Ⅱ』
初発期板碑の属性と相関	磯野治司		2013	『考古学の諸相Ⅲ』
北本を描く	岡田勝男	株式会社 中央社	2013	ふるさと北本(姉妹編)
国指定天然記念物石戸蒲桜の研究- 長寿の秘訣と保全的管理法-	横山奉三郎	日本櫻学会	2016	櫻の科学 19
デーノタメ遺跡～関東最大級の縄文 集落～	磯野治司 ・齊藤成元	雄山閣	2016	国史跡が拓く縄文の世界Ⅰ
北本市の遺産 雑木林	岡田勝男		2017	開発略史と四季を詠む
縄文時代中期の環状集落と低地遺跡	磯野治司	雄山閣	2017	季刊考古学第 138 号
舟運で運ばれた大名墓の資材	磯野治司	雄山閣	2018	松原典明編 近世大名墓の 基礎的研究
花粉・昆虫が語る縄文の生活史 北 本市デーノタメ遺跡	磯野治司・ 佐々木由香 ・阿部芳郎	雄山閣	2019	季刊考古学第 146 号
知恵伊豆ゆかりの深井家墓所とその 周辺	磯野治司	雄山閣	2021	松原典明編 墓から見た近 世社会
中期集落と漆工芸の関係	磯野治司 ・齊藤成元	雄山閣	2023	阿部芳郎編『先史文化研究 の新展開3 縄文の漆と社会』
巨木や希少植物は現代に何を伝えて いるのか	磯野治司	雄山閣	2024	文化財が語る日本の歴史 社会・文化編 下山忍他編

第 2 節 文化財の把握状況

前節では市域の文化財などの調査の状況とその成果を示してきました。これらの文化財の調査は種別ごとに偏りがあり、以下のように状況です。なお、本市はコミュニティが 8 圏域に区分され、それぞれ地域の特性を有していますが、文化財の調査は地域的な粗密がないため、ここでは一括して整理しました。

市域に所在する文化財の把握状況は、有形文化財の建造物と石造物については所在調査を終えています。建造物のうち民家は昭和 40 年代に調査が行われていますが、現在では改変、消失が著しく、改めて近代和風建築と社寺建築の所在調査をリスト化しました。

石造物では中世の板碑と石塔類は詳細調査を完了、近世石造物は墓石を含めたすべてを目録化し、全国的にも珍しい調査事例となっています。ただし、庚申塔を除く供養塔などの詳細調査は未了で、カード化を終えた状況にとどまります。

有形文化財における絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍などの美術工芸品のうち、寺院や堂の仏像については調査を終えています。市指定文化財を除く絵画、工芸品の調査は一部にとどまり、書跡・典籍は未調査です。このほか、古文書のうち諸家文書と近代までの行政文書については、市史編さん事業によってほぼ終了し、考古資料は発掘調査のつど整理を進めています。

無形文化財は未調査、民俗文化財は有形と無形ともに把握調査を終えています。有形については継続的な調査と整理、無形については記録調査が必要です。

記念物は、遺跡はほぼ把握済で、名勝地は未調査、動物・植物・地質鉱物については、市史編さん事業などで調査済ですが、その後の変化について現況調査が必要です。

文化的景観は本市を特色づける里山の景観などを把握していますが未評価、伝統的建造物群は該当する文化財がありません。

また、埋蔵文化財は詳細分布調査を終了、地域文化資源の民話・伝説、地名、方言については詳細調査済です。

表 6 文化財等の把握状況

種 別			細 分	調査状況	備考
有形文化財	建造物		社寺建築	○	所在は把握済
			民家建築	○	一部の調査、報告済
			近代化遺産	◎	県の調査、報告済
	美術 工 芸 品	絵画		△	調査は一部にとどまる
		彫刻		○	補足調査が必要
		工芸品		△	調査は一部にとどまる
		書跡・典籍		×	未調査
		古文書		○	市史の調査でほぼ把握済
		考古資料		○	ほぼ把握済
		歴史資料	石造物	○	板碑・中世石塔、他の石造物は把握済
			絵図・地図	○	市史の調査でほぼ把握済
			絵馬	△	一部の調査、報告にとどまる
	古写真		○	市史の調査でほぼ把握済	
無形文化財				×	未調査
民俗文化財	有形の民俗文化財		△	継続的な調査・整理が必要	
	無形の民俗文化財		△	現状調査と記録が必要	
記念物	遺跡		○	ほぼ把握済	
	名勝地		×	未調査	
	動物・植物・地質鉱物		○	動物・植物は総合調査済	
文化的景観(里山・斜面林等)				○	ほぼ把握済だが未評価
伝統的建造物群				－	該当なし
文化財の保存技術				－	該当なし
地域文化資源			民話・伝説	○	市史の民俗調査で把握済
			地名	○	市史の調査で報告済
			方言	○	歴史研究会で報告済

【調査状況】 ◎:調査済 ○:ほぼ調査済(要補足調査) △:一部調査(未調査あり)

×:未調査 —:該当なし

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

第1節 文化財の将来像の設定に向けた調査

本市の文化財の特性は、台地と谷津を舞台とし、街道と川の道を通じた人々の交流によって形成され、現在へと伝えられてきました。これらの地域文化資源を将来へと適切に守り伝えていくためには、行政だけではなく、市民の理解と協力が欠かせません。

そこで、北本市の文化財のあるべき将来像を設定するにあたり、子どもたちを含む市民が、市域の文化財や文化財を取り巻く歴史文化をどのように認識し、何に魅力を感じているのかを把握するため、以下のようなアンケート調査、ワークショップを実施しました。

(1) 市内小学生の「地域の宝物調べ」について

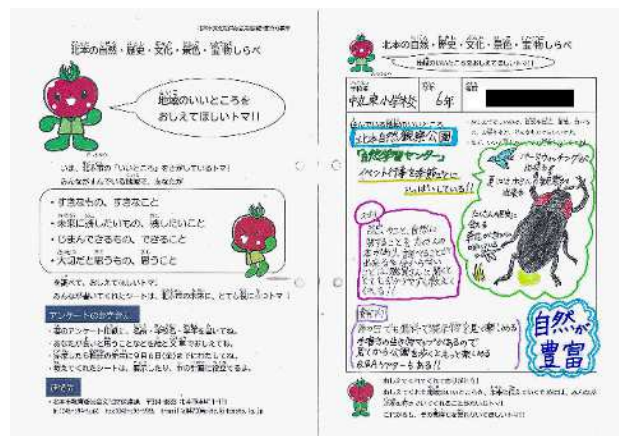
この調査は、市域の小学校 7 校(中丸小学校・石戸小学校・南小学校・北小学校・西小学校・東小学校・中丸東小学校)の協力により、令和 6 年度の夏休みの自由課題として小学 3～6 年生を対象に実施しました。児童には「北本の自然・歴史・文化・景色・宝物しらべ」シートを配布し、児童が魅力を感じている地域の宝をシートへ図、写真、文などで自由に記載するものです。7 校のうち西小学校の 4～6 年生は自由課題とせず、授業の中でシートの作成が行われました。全回答数は 540 シートです。

その結果、西小学校を除く 6 校では、子どもたちがシートに記載した「地域の宝物」の第 1 位は「石戸蒲ザクラ」、第 2 位が「北本トマトカレー」、第 3 位が「北本まつり・宵祭り(ねぶた)」という結果となり、4 位に「豊かな自然が残る」、5 位に「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」がランクインしています。

また、8 位に「災害に強い・地盤が強い」という地域特性を、9 位に国指定前の「デーノタメ遺跡」をあげている点も注目されます。

また、西小学校の結果では、「トマトカレー」が第 1 位、「石戸蒲ザクラ」が第 2 位、第 3 位が「北本まつり・宵祭り(ねぶた)」とベスト 3 は変わらず、「豊かな自然が残る」が 5 位、「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」が 6 位、「災害に強い・地盤が強い」が 7 位となっていて、他 6 校の結果とほぼ同じ傾向であることがわかりました。

ベスト 3 のうち、「石戸蒲ザクラ」はほとんどの児童が小学 3 年生時の社会科見学



「地域の宝物調べ」シートと記載例

で訪れ、文化財保護課の職員の説明を受けているため、こうした学習の成果が反映されていると理解できます。

(2) 文化財の「市民意識アンケート」について

このアンケートの調査は、令和 6 年 11 月 8 日～18 日までの 11 日間で実施し、市の公式 LINE を通じて、その登録者および市職員に回答を求めました。回答数は 270 件です。

回答者のうち、41～60 歳が 43%、61～80 歳が 32%、21～40 歳が 24%という割合で、市民が 60%、市外の住民では近隣の 4 市町が 13%、県内が 10%、県外が 16%という割合です。

問 2 の「文化財は北本の歴史を物語る大切なものだと思いますか」という設問では、83%が「大切と思う」と回答する一方で、9%が「思わない」と回答しています。

また、問 3 の「市域にある大事な文化財や自慢できる文化財を教えてください(複数回答可)」という設問では、「縄文・古墳・城跡などの遺跡」と答えた方が 63%と最も多く、「古い木や希少な動植物」が 56%、「古い神社や寺」が 54%と続いています。

なお、問 4 の自慢できる文化財の具体的な名称を尋ねる設問では、国指定史跡となったばかりの「デーノタメ遺跡」(88 件)および国指定天然記念物の「石戸蒲ザクラ」(75 件)が特に多く、3 位の「北本まつり・宵祭り(ねふた)」(9 件)と比較しても、国指定文化財の 2 件が市の文化財を代表していることがわかります。

問 5 の「文化財の保護・継承の取組に参加してみたいと思いますか」という設問では、「参加してみたいと思う」が 48%と最も多く、「思わない」が 19%、「わからない」が 33%でした。この結果から「わからない」と答えた 3 分の 1 の方をどのように取り込んでいくかが課題であることがわかります。

また、問 6 の「文化財をどのように保存・活用していくべきか教えてください」という問いでは、「学校や生涯学習などの教育に活かす」が 70%と最も多く、「観光振興などの賑わいづくり」が 49%、「郷土愛を育む」が 40%と続いています。

(3) 北本の文化財、地域資源・文化のワークショップ

このワークショップでは市域の歴史や自然、文化財について、座学とフィールドワークを継続的に行ってきた「北本の自然と歴史を詩う会」の第 17 回学習会として、22 名の参加者で行いました。

ワークショップでは 4 班に分かれ、北本の自慢できるモノやコト、文化財、将来に伝えたいものについて各自が書き出し、KJ 法によってワードを分類。分類したワードから北本の文化財の望まれる将来像について考え、各班が発表しました。各班が考えた文化財の将来像は次のとおりです。



ワークショップの様子

- ・カタクリ班 「自然豊かな里山に残る縄文遺跡 北本」
- ・カワセミ班 「台地と荒川がつくる豊かな自然と歴史のまち 北本」
- ・ホタル班 「子どもたちに北本の自然と歴史を伝え、地域愛を育てる！」
- ・さくら班 「緑の里山 遺跡とトマト🍅」

(4)文化財魅力再発見ツアー・ワークショップ

この事業では令和 7 年 4 月 16 日に市域北西部の「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」および高尾河岸周辺を散策し、地域の歴史文化に触れるとともに、文化財の現状について確認しました。さらに、翌週の 4 月 23 日のワークショップでは、参加者が魅力とを感じる市域の歴史文化を参加者が書き出し、KJ 法で分類した 3 つの地域文化資源を保存・活用していくための課題と対応策について検討しました。



文化財魅力発見ツアーの様子

その結果、課題としてあげられた中で最も多かったのは、地域の歴史文化を「知ってもらう」、「関心を高める」、「関心を広める」、「参加を促す」など、市内外への情報発信に関する意見が多く、その対応策としては市広報や SNS の活用などがありました。

第 2 節 文化財の保存・活用の将来像

以上の結果から、市民の認知度の高い文化財は、国指定史跡の「デーノタメ遺跡」と国指定天然記念物の「石戸蒲ザクラ」で、小学生では「トマトカレー」、「北本まつり・宵祭り(ねぷた)」といった観光コンテンツに注目が集まる一方、「豊かな自然が残る」、「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」などの自然環境や自然系の施設が上位を占めていました。

こうした里山に代表される市域の自然については、文化財の「市民意識アンケート」や「ワークショップ」においても重要なキーワードとなっています。それは「第六次北本市総合振興計画」がうたう「緑にかこまれた健康な文化都市」という将来都市像、また、現在市が積極的に進めているシティプロモーションにおけるコンセプト「&green」にも合致したものです。

そこで、本計画における本市の文化財の望まれる将来像としては、

「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」と設定します。

市域の文化財は地域の風土と人々の暮らしの中で育まれ、現在まで伝えられてきました。里山も人の暮らし、働きかけの中で形成されてきたものであり、本市の歴史文化の核となる存在です。こうした里山は、高度成長期のエネルギー革命以降の生活様式の変化などに伴い、開発による減少、管理放棄による荒廃が進んできました。現在では豊かな自然の象徴として新たな意義が認識されており、シティプロモーションでは市の魅力的なコンテンツとして発信され、さまざまな交流人口の増加につながっています。

このため、本計画では個々の文化財の保存活用を図るだけでなく、里山をはじめとする環境や風土も一体的なものとして守り伝えていくものとします。



雑木林のヤマ搔き(平成元年)



麦畑と雑木林(緑)



水田の広がる八重塚の谷津(昭和 36 年)



自然観察で賑わう北本自然観察公園

【「里山」の定義について】

「里山」は、1970 年代の自然保護運動の後、生物多様性の観点からその重要性が認識されてきました。本来の里山は、人里にある雑木林などの二次林を指していましたが、現在ではその解釈が広がり、集落や農地を含めた概念となっており、「SATOYAMA」として国内外で紹介され、同義として「里地里山」という用語があります。本計画では、環境省の「里地里山」の解説に準じ、「里山」を「長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて形成された自然環境」と定義します。「里山」を守り伝えることは、その形成にかかわってきた農業をはじめとする人の営みや歴史文化、そこに息づく動植物生物多様性などを未来につなげることを意味しており、本市の歴史文化と自然を象徴する存在です。

第3節 文化財の保存・活用の方向性

前節で設定した文化財のあるべき将来像を実現するためには、文化財を調べ、守り、その大切さに学び、その成果を活かしていくことが重要です。このため、ここでは将来像の実現に向け、①歴史文化を調べる・明らかにする(調査)、②歴史文化を守る・つなげる(継承)、③歴史文化を学ぶ・広める(発信)、④歴史文化を活かす・創造する(活用)、という4つの方向性を定め、文化財の望ましい保存・活用の実現を目指します。

(1) 方向性1 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)

市域の文化財については、これまでにさまざまな調査が行われてきましたが、第4章で示したように、分野によって調査の精粗があり、十分に調査が行き届いているとはいえない状況です。このため、今後も未指定の文化財をはじめとする歴史文化の計画的な調査を行い、その実態を明らかにしていく必要があります。

(2) 方向性2 歴史文化を守る・つなげる(継承)

市域の文化財は、時間の経過とともに散逸、変化、変容するおそれがあります。そこで、これらを適切に守り、後世に伝えるためには、これらの現状を把握し、適切な管理、保護に努めていくことが大切です。さらに、盗難などの犯罪や、火災や地震などの災害への対応についても対策を講じる必要があります。また、文化財等の管理者に対しても、支援し、保護に必要な体制づくりと、計画的な保存修復を進めます。

(3) 方向性3 歴史文化を学ぶ・広める(発信)

市域の歴史的遺産を適切に継承するためには、これらの重要性と魅力を市民に広く周知し、理解を求める必要があります。このため、文化財をはじめとする歴史的遺産に関する講座、シンポジウム、展示、まつり、ホームページなど、さまざまなチャンネルを通じて、歴史的遺産に学び、



御茶屋跡(お茶屋遺跡)の調査



石戸蒲ザクラの樹勢回復事業

親しみ、楽しむための機会を確保するとともに、これらの情報を市の内外に発信します。また、これらの歴史的遺産を通じて市内外の人のつながりを深め、交流人口を増やします。

(4) 方向性 4 歴史文化を活かす・創造する(活用)

市域の文化財をより積極的に活用するためには、これをまちづくりや観光、産業に結びつけることが有効です。伝統的な地域資源を幅広く地域振興につなげることで、歴史文化を身近なものとしつつ、新たな価値の創造につとめます。



デーノタメ遺跡のシンポジウム



きたもと縄文みやげアイデアコンテスト

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第1節 文化財の保存・活用に関する課題

前章では文化財および歴史文化を保存・活用するための目指すべき将来像と、これを実現するための4つの方向性について示しました。ここでは、これら4つの方向性における課題を整理します。

(1) 方向性1「歴史文化を調べる・明らかにする(調査)」の課題

① 文化財の把握調査と詳細調査が不十分である

- ・市域の文化財については、市史編さん事業や県教育委員会が主導する各種調査が進められてきましたが、有形文化財では建造物、板碑以外の石造物はリスト化にとどまり、絵画、工芸品、書跡・典籍についてはほぼ未調査となっており、計画的な調査が必要です。
- ・古文書については、市史編さん事業を中心に調査が進められ、その後も新出の史料について整理を進めてきましたが、未だ把握できていない史料群が存在している可能性があるため、今後も史料の調査・収集が必要です。
- ・無形文化財については調査が必要です。

② 無形の民俗文化財および有形の民俗文化財(民具)の調査が不十分である

- ・無形の民俗文化財については、「石戸宿ささら獅子舞」など、休止中のもののほか、囃子連などの芸能団体が年々減少している状況にあり、記録化と各団体の実態把握が必要です。
- ・有形の民俗文化財については、概ね把握できていますが、長年収集してきた民具資料は整理、活用が滞っており、計画的な調査、整理が必要です。

③ 動植物の現況調査と地形・地質の調査が不十分である

- ・里山をめぐる人の営みや自然環境について明らかにする調査が必要です。
- ・記念物のうち、動植物の詳細調査は過去に実施されていますが、その後の環境変化と開発は生態系に大きな影響を与えており、その後の追跡調査が必要です。
- ・記念物のうち、地質については市史編さん事業において調査が行われていますが、大宮台地の最高地点を含む市域の地形・地質の特色について、明らかにしていく必要があります。
- ・市域西部の谷津や荒川崖線の斜面林は、本市の特徴的な里山環境を示す文化的景観といえるものですが、未評価のため、今後の保全につなげる調査が必要です。

④ 重要な遺跡を評価するための調査が不十分である

- ・埋蔵文化財の開発に伴う適切な範囲確認調査と緊急調査の実施および調査成果の公開が必要です。
- ・国指定史跡の学術調査を継続するとともに、宮岡氷川神社前遺跡、お茶屋遺跡などの重要

な遺跡についても、継続的な調査が必要です。

(2)方向性 2「歴史文化を守る・つなげる(継承)」の課題

① 指定文化財等の現況確認と支援が不十分である

- ・指定文化財の定期的なモニタリングを行い、現況を確認し、望ましい保存環境の確保が必要です。
- ・指定文化財については、年度ごとに管理者から調査シートに基づく報告を受け、修繕等が必要な場合には適切に補助金の交付が必要です。
- ・指定文化財などの歴史遺産を適切に継承していくため、所有者、管理者へ支援の継続が必要です。

② 指定文化財を含む市の収蔵資料の保存環境が不十分である

- ・市史編さん事業などで収集整理された文書類は、歴史的公文書以外は諸家(個人)が保存・管理しており、その保存環境はまちまちのため、これらの現況を確認し、支援することが必要です。
- ・市史編さん事業やその後に収集した歴史的公文書などについては、収蔵施設が狭隘化しているため、今後も適切な収蔵環境の確保が必要です。
- ・有形の民俗文化財のうち民具資料の収蔵については、一元的な管理をしているものの、移転を予定しているため、新たに一元管理を可能とする施設の確保が必要です。

③ 存続が危ぶまれる郷土芸能団体の支援が不十分である

- ・地域の囃子等の郷土芸能団体に組織する北本市郷土芸能保存団体連合会への継続的な支援が必要です。
- ・囃子等の郷土芸能の存続が危ぶまれる中、将来の郷土芸能を担う後継者の育成が急務であり、後継者の育成が必要です。

④ 指定文化財の保存活用計画を作成する必要がある

- ・令和 6 年に国指定史跡となった「デーノタメ遺跡」については、速やかに「保存活用計画」を作成し、保存・活用に向けた取組みを進めることが必要です。
- ・国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を作成し、追加指定した北側用地の整備が必要です。
- ・市天然記念物「高尾カタクリ自生地」は、周辺の谷津の埋め立てが進行しており、自生地周辺を含めた保全策の検討が必要です。

⑤ 文化財の防災、防犯の対応が不十分である

- ・文化財は常に盗難、破壊、災害などの危機に瀕しており、毎年、消防署と連携して防火訓練を実施していますが、こうした危機を避けるための対策が必要です。

・災害が発生した際、適切に対応するためのマニュアルの作成が必要です。

⑥ 生態系の変化に対する保全と安全対策が不十分である

・市域の谷津や雑木林などの里山は、管理状況や気候の変化とともに、近年ではクビアカツヤカミキリやカンノナガキクイムシが猛威をふるい、森林環境は急速に変化しており、環境保全、安全管理の面から適切な対応が必要です。

・石戸蒲ザクラについてはクビアカツヤカミキリ対策と踏圧防止策の整備が必要です。

⑦ 文化財担当部署の体制と庁内連携が不十分である

・文化財の保存・活用には庁内の関係課との情報共有や連携が必要なため、これを高めることが必要です。

・開発に対する埋蔵文化財の調査、出土品の整理、報告書の刊行を速やかに進める体制の充実が必要です。

・現状では、計画に沿った文化財の保存・活用を進める上で文化財保護担当部署の体制が脆弱なため、これを強化する職員配置が必要です。

(3) 方向性 3「歴史文化を学ぶ・広める(発信)」の課題

① 歴史文化の魅力を知る機会の提供が不十分である

・市域の歴史文化の価値や魅力を伝えるため、シンポジウム、講座などを開催していますが、今後もこれらの知る機会の確保が必要です。

・デーノタメ遺跡の国指定史跡の指定を契機に、「縄文まつり」を開催していますが、今後も縄文の魅力を体験、発信するため、まつりの継続が必要です。

・歴史遺産の魅力や重要性を見学生徒へ周知し、文化財を守る将来の担い手となってもらうため、さらに学校教育との連携が必要です。

② 文化財の魅力を伝える情報発信が不十分である

・市域の歴史文化の魅力を伝えるため、広報、ホームページを通じて情報を発信していますが、今後は市公式の SNS 等の活用とともに、ホームページの充実が必要です。

・市域には博物館、資料館相当の施設が未整備のため、ICT を活用したデジタルミュージアムの構築が必要です。

・市域に点在する文化財を現地で理解できるよう、標識や解説板などの整備を行うことが必要です。

・市民が主体的に行っている、市域の歴史文化に関するデジタルアーカイブ事業などを支援することが必要です。

③ 市民団体や関連機関との連携、支援が不十分である

・市域の歴史文化の発信は、市のシティプロモーション担当部署や観光協会と連携し、幅広く

行うことが必要です。

- ・文化財を保全する市民団体との連携、支援の充実が必要です。
- ・観光協会が所管する森林セラピー事業との連携や市民ガイドなどの育成により、市民が地域の歴史文化の魅力を発信する仕組みを整える必要があります。

④ 文化財関連施設の整備、機能が不十分である

- ・市民が文化財について学べる施設がないため、旧栄保育所に移転した郷土資料室の機能を高めることが必要です。
- ・国指定史跡「デーノタメ遺跡」の史跡公園・ガイダンス施設の整備が必要です。
- ・東光寺に所在する「板石塔婆」群のガイダンス機能を有する収蔵施設の改修が必要です。

(4) 方向性 4「歴史文化を活かす・創造する(活用)」の課題

① 文化財を活かした商品開発や観光事業の展開が不十分である

- ・地域の歴史文化を活かしたグッズや商品を開発し、ふるさと納税の返礼品とするなど、文化財の保存・活用の原資を確保することが必要です。
- ・デーノタメ遺跡のデータに基づいた縄文食を復原し、新たな地域の名産を生み出すことが必要です。
- ・地域を特色づける小麦やサツマイモ、トマト、プラムなどの農産物の歴史的なストーリーを発信し、産業の活性化につなげる必要があります。
- ・文化財を活かした観光事業を展開することが必要です。

② 文化財をはじめとする歴史文化をまちづくりに活かす必要がある

- ・文化財が地域のアイデンティティーであることを踏まえ、文化財を北本らしいまちづくりに活かすことが必要です。
- ・地域の歴史文化をめぐるルートを設定、整備し、健康増進の事業と連携することで、歴史文化と健康を結びつけた事業を展開する必要があります。
- ・デーノタメ遺跡などの市を特徴づける歴史文化の特性をまちづくりに活かすことで、新しい市のイメージを創造することが必要です。

③ 文化財の保存・活用を通じた企業連携が不十分である

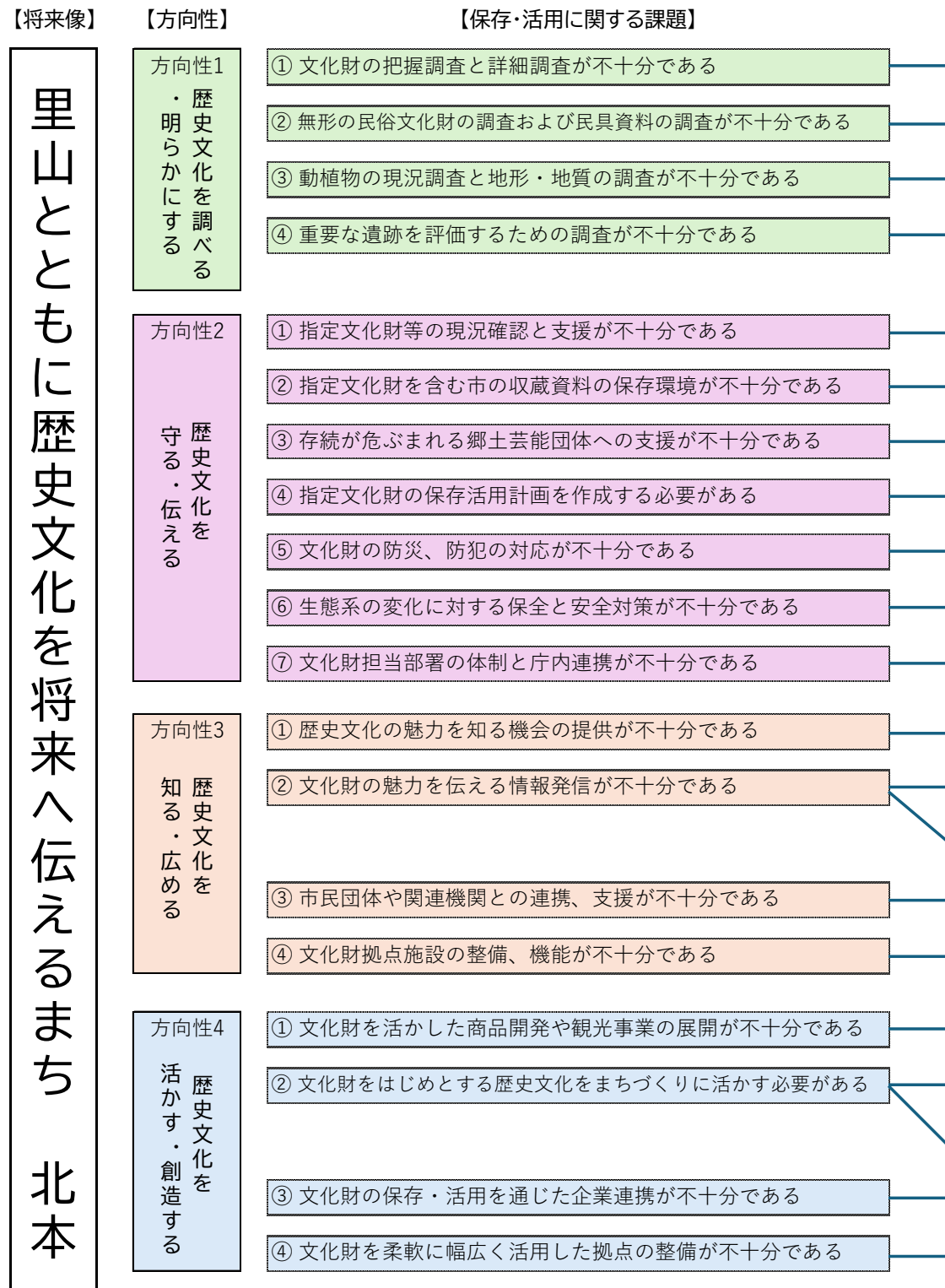
- ・文化財を企業の福利厚生、レクリエーションに活かす取組みの企画開発が必要です。
- ・企業版ふるさと納税などを通じ、企業との良好な関係を構築し、文化財保存・活用の連携を図ることが必要です。

④ 文化財を柔軟に幅広く活用した拠点の整備が不十分である

- ・地域の歴史的建造物が失われていく中、時代を感じさせる歴史的建造物などの保存と幅広い活用について検討を進めることが必要です。
- ・里山の新たな活用を促し、保全につなげる視点が必要です。

第2節 文化財の保存・活用に関する方針

ここでは、前節までに整理してきた文化財の保存・活用に関する4つの方向性とそれぞれの課題に則し、目指すべき将来像に近づくための方針について示します。



将来像から措置までの体系図

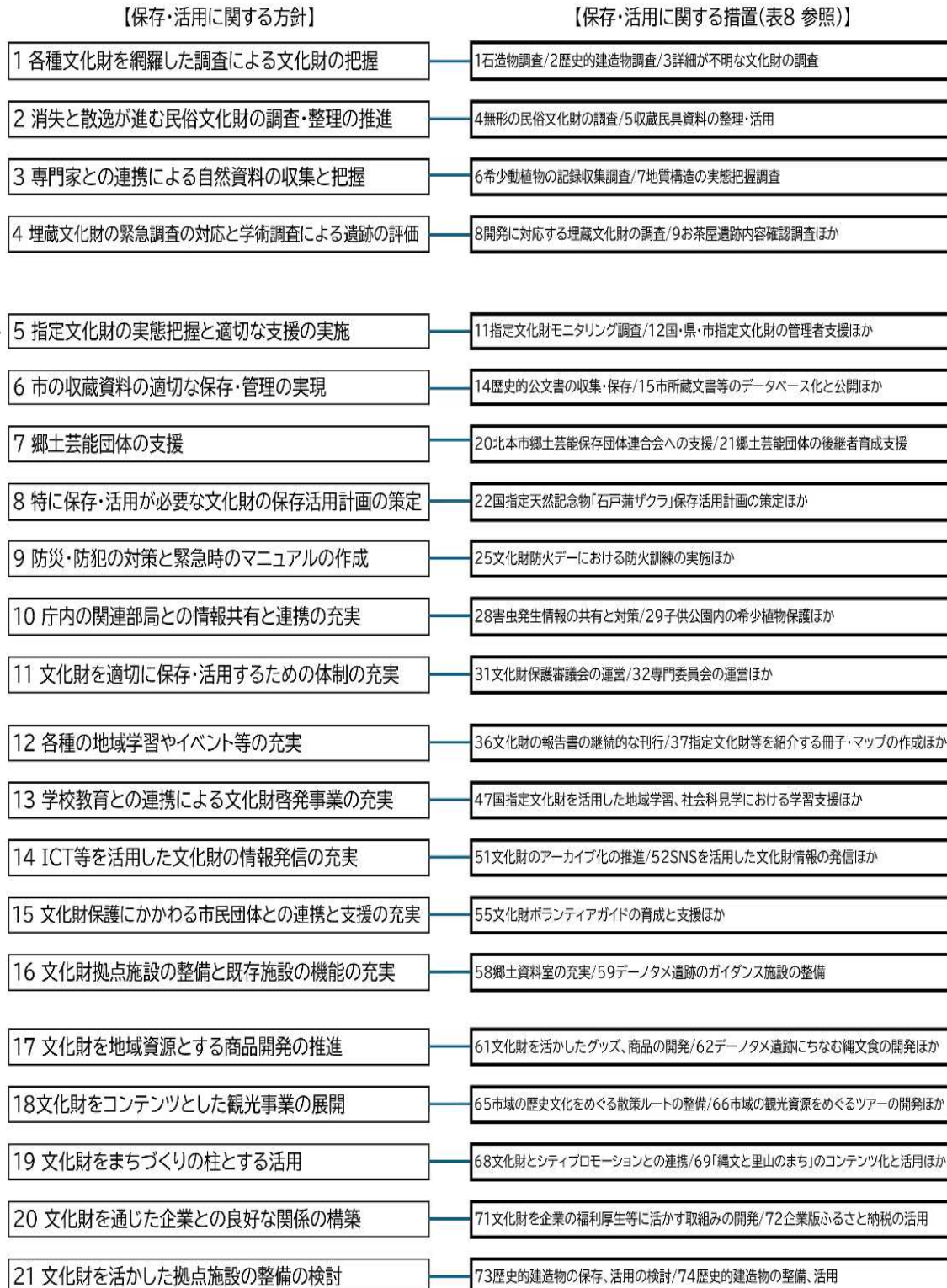


表 7 文化財の保存・活用に向けた方針

将来像	方向性	課 題	方 針
里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本	方向性 1 歴史文化を調べる・明らかにする(調査)	① 文化財の把握調査と詳細調査が不十分である ② 無形の民俗文化財および有形の民俗文化財(民具)の調査が不十分である ③ 動植物の現況調査と地形・地質の調査が不十分である ④ 重要な遺跡を評価するための調査が不十分である	1 各種文化財を網羅した調査による文化財の把握 2 存続と散逸が危ぶまれる民俗文化財の調査・整理の推進 3 専門家との連携による自然資料の収集と把握 4 埋蔵文化財の緊急調査の対応と学術調査による遺跡の評価
	方向性 2 歴史文化を守る・つなげる(継承)	① 指定文化財等の実態把握と支援が不十分である ② 指定文化財を含む市の収蔵資料の保存環境が不十分である ③ 存続が危ぶまれる郷土芸能団体への支援が不十分である ④ 指定文化財の保存活用計画を作成する必要がある ⑤ 文化財の防災、防犯の対応が不十分である ⑥ 生態系の変化に対する保全と安全対策が不十分である ⑦ 文化財担当部署の体制が不十分である	5 指定文化財の実態把握と適切な支援の実施 6 市の収蔵資料の適切な保存・管理の実現 7 郷土芸能団体の支援 8 特に保存・活用が必要な文化財の保存活用計画の策定 9 防災・防犯の対策と緊急時のマニュアルの作成 10 関連部局との情報共有の充実 11 文化財を適切に保存・活用するための体制の充実
	方向性 3 歴史文化を学ぶ・広める(発信)	① 歴史文化の魅力を知る機会の提供が不十分である ② 文化財の魅力を伝える情報発信が不十分である ③ 市民団体や関連機関との連携、支援が不十分である ④ 文化財拠点施設の整備、機能が不十分である	12 各種の地域学習やイベント等の充実 13 学校教育との連携による文化財啓発事業の充実 14 ICT 等を活用した文化財の情報発信の充実 15 文化財保護にかかわる市民団体との連携と支援の充実 16 文化財拠点施設の整備と既存施設の機能の充実
	方向性 4 歴史文化を活かす・創造する(活用)	① 文化財を活かした商品開発や観光事業の展開が不十分である ② 文化財をはじめとする歴史文化を	17 文化財を地域資源とする商品開発の推進 18 文化財をコンテンツとした観光事

		まちづくりに活かす必要がある ③ 文化財の保存・活用を通じた企業連携が不十分である ④ 文化財を幅広く活用した拠点が不十分である	業の展開 19 文化財をまちづくりの柱とする活用 20 文化財を通じた企業との良好な関係の構築 21 文化財を活かした拠点の整備の検討
--	--	--	--

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

ここまで、第6章では本計画における本市の文化財の望まれる将来像を「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」と設定した上で、これを実現するため、4つの方向性を示しました。さらに第7章では、4つの方向性を実現する際の課題を整理し、これを解決するための21の方針について示しました。

本章では、これら21の方針を実現するための具体的な措置となる事業と事業内容、実施主体、その計画期間などについて、(1)歴史文化を調べる・明らかにする(調査)、(2)歴史文化を守る・つなげる(継承)、(3)歴史文化を学ぶ・広める(発信)、(4)歴史文化を活かす・創造する(活用)、という4つの方向性に沿って示します。

これら措置として示した各事業の財源については、文化庁の文化財保存事業費補助金、文化資源活用事業費補助金、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」をはじめとする国費のほか、県費、市費および民間の各種助成金などを活用して進めていきます。

また、事業主体としては市民、各種団体、文化財所有者、専門機関、行政に区分し、このうち「市民」は地域住民、「各種団体」は公益的な活動をする各種民間団体、NPO法人、事業者などを指し、文化財所有者は文化財を所有または管理する者、専門機関は文化財保護審議会や大学、研究機関、「行政」は市教育委員会および市関連部局を意味しています。

各事業の進捗管理については、第六次北本市総合振興計画の計画期間に合わせ、令和12年度(2030)までを前期、残りの6年間を半分に分け、令和15年度(2033)までを中期、令和18年度(2036)までを後期として、事業期間を分けた上で行っていきます。

なお、保存・活用に向けて特に緊急性や重要度が高く、観光や地域振興につながる取組みについては、重点措置として位置づけることとしました。

表8 文化財の保存・活用に関する措置 (1)歴史文化を調べる・明らかにする(調査)

No.	方針	事業名	事業内容	事業主体					事業期間			重点事業
				市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
1	【方針1】 各種文化財を網羅した調査による文化財の把握	石造物調査	近世以降の供養塔を中心とする石造物の実態を把握する。	○		△	○	◎ 文化財保護課	➡	➡		
2		歴史的建造物調査	市域の民家をはじめとする近代和風建築等の実態を把握する。			○	◎	◎ 文化財保護課	➡			★
3		上記以外の詳細が不明な未指定の文化財調査	古文書等の開発等で失われる未指定の文化財を適宜調査し、保存につなげる。			◎	◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
4	【方針2】 存続と散逸が危ぶまれる民俗文化財の調査・整理の推進	無形の民俗文化財の調査	存続が危ぶまれる無形の民俗文化財の調査の記録を進める。	○	○		◎	◎ 文化財保護課	➡	➡		★
5		収蔵民具資料の整理・活用	長年収蔵してきた民具資料を体系的に整理し、展示・活用を図る。					◎ 文化財保護課	➡	➡		★

6	【方針3】	希少動植物の記録 収集調査	県自然学習センターに よる動植物の記録を共 有し、保護・保全に活か す。		○		◎	◎	文化財保護課	➡	➡	➡	
7	専門機関との連 携による自然資 料の収集と把握	地質構造の実態把 握調査	産業技術総合研究所、 県立自然の博物館から 協力を得ながら、地質 構造を明らかにする。				◎	◎	文化財保護課	➡	➡	➡	
8	【方針4】	開発に対応する埋 蔵文化財の調査	開発に対応する埋蔵文 化財の調査を適切に実 施する。		◎	◎		◎	文化財保護課	➡	➡	➡	
9	埋蔵文化財の緊 急調査への対応 と学術調査によ る遺跡の評価	お茶屋遺跡内容確 認調査	徳川三代の将軍が休憩 した施設の範囲、建物群 を明らかにし、保存・活 用につなげる。			◎		◎	文化財保護課	➡	➡	➡	★
10		宮岡氷川神社前遺 跡内容確認調査	低地遺跡の継続的な調 査により、遺跡の評価を 明らかにする。			◎		◎	文化財保護課	➡	➡	➡	

◎：主体的に取り組む主体 ○：受動的に関わって取り組む主体 △：必要や状況に応じて関わる主体

表 8 文化財の保存・活用に関する措置 (2)歴史文化を守る・つなげる(継承)

No.	方針	事業名	事業内容	実施主体					事業期間			重点 事業
				市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
11	【方針5】 指定文化財の実態把握と適切な支援の実施	指定文化財のモニタリング調査	国・県・市指定文化財の現状をモニタリングすることで保存状況を確認し、適切に保存する。			◎		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
12		国・県・市指定文化財の管理者支援	国・県・市指定文化財の管理者に対して管理謝礼を支払う。			◎		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
13		指定文化財修復費補助	指定文化財の修繕などに対し、適切な補助金によって適切に保存する。			◎	○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
14	【方針6】 市の収蔵資料の適切な保存・管理の実現	歴史的公文書の収集・保存	年度ごとに廃棄される公文書を評価、選別し、適切に保存・管理する。					◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
15		市所蔵文書等のデータベース化と公開	市史編さん事業及びその後収集した史料をデータベース化して公開、閲覧に供する。		○			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
16		市所蔵文書等の収蔵環境の改善	現在の収蔵環境は狭小化しているため、適切な収蔵環境、スペースを確保する。					◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
17		市所蔵民具資料の収蔵環境の改善	現在の収蔵施設は、解体が予定されており、新たな収蔵場所を確保する。				○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
18		埋蔵文化財の整理と公開	開発等に伴う出土品の整理と報告書の刊行を継続的に行う。					◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
19		市所蔵埋蔵文化財の収蔵環境の改善	現在の収蔵施設は整理室と離れ、解体が予定されているため、新たな収蔵場所を確保する。					◎ 文化財保護課	➡			★
20	【方針7】 郷土芸能団体の支援	北本市郷土芸能保存団体連合会への支援	御囃子等の郷土芸能団体に組織する北本市郷土芸能保存団体連合会へ補助金を交付する。		◎			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
21		郷土芸能団体の後継者育成支援	郷土芸能大会を開催するなど、郷土芸能を担う後継者の育成を支援する。		◎			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★

22	【方針8】 保存・活用が求められる文化財の保存活用計画の策定	国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」保存活用計画の策定	石戸蒲ザクラ保存検討委員会の指導により「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を策定する。	△	○	○	◎	◎ 文化財保護課	➡			★
23		国指定史跡「デーノタメ遺跡」保存活用計画等の策定	「デーノタメ遺跡」の保存・活用の計画等を策定する。		○		◎	◎ 文化財保護課	➡			★
24		市指定天然記念物「高尾カタクリ自生地」保存活用計画等の策定	市の野草であるカタクリの自生地およびその周辺の保存・活用の計画等を策定する。		◎	○	◎	◎ 文化財保護課 都市計画課 環境課		➡	➡	
25	【方針9】 防災・防犯の対策と緊急時におけるマニュアルの作成	文化財防火デーにおける防火訓練の実施	消防署・文化財所有者・地域住民とともに文化財防火訓練を行う。	○	○			◎ 文化財保護課 北本消防署	➡	➡	➡	
26		文化財防火・防災・防犯設備の設置推進と支援	文化財の防火・防災・防犯設備の設置を推進する。		○	◎		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
27		文化財の防火・防災・防犯対策のマニュアルを作成	防火・防災・防犯対策のマニュアルを作成し、広く共有する。	○	○	◎		◎ 文化財保護課	➡	➡		
28	【方針10】 庁内の関連部局との情報共有と連携の充実	害虫発生情報の共有と対策	関係各所とクビアカツヤカミギリ・カシノナガキイムシ等の害虫の発生情報を共有し、対策を検討する。		◎	○		◎ 文化財保護課 環境課	➡	➡	➡	
29		子供公園内の希少植物保護	キンラン・ギンラン等の森の再生について連携・協議する。		◎			◎ 都市計画課 文化財保護課	➡	➡	➡	
30		デーノタメ遺跡内の枯損木管理	デーノタメ遺跡内の枯損木管理について、必要に応じて関係各所と協議しつつ、安全対策を行う。		◎	○	○	◎ 文化財保護課 環境課	➡	➡	➡	★
31	【方針11】 文化財を適切に保存・活用するための体制の充実	文化財保護審議会の運営	文化財保護審議会の開催し、指導助言を文化財の保護、活用に活かす。				◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
32		専門委員会の運営	デーノタメ遺跡調査指導委員会、石戸蒲ザクラ保存検討委員会等を開催し、適切な保存活用につなげる。				◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
33		文化財担当部署の人員体制の強化	文化財保護の業務を適切に推進するため、人員体制の強化と職員の能力向上を図る。				△	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
34		開発に対応する埋蔵文化財の調査、整理、公開	開発に対応する埋蔵文化財の調査、整理、公開を適切に行う。		○	○		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
35		デーノタメ遺跡の維持・管理に必要な体制の確保	国指定史跡「デーノタメ遺跡」の適切な維持・管理のために必要な体制の確保について検討する。		△		△	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★

◎：主体的に取り組む主体 ○：受動的に関わって取り組む主体 △：必要や状況に応じて関わる主体

表 8 文化財の保存・活用に関する措置 (3)歴史文化を学ぶ・広める(発信)

No.	方針	事業名	事業内容	実施主体					事業期間			重点 事業
				市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
36	【方向性12】 さまざまなチャ ンネルを通じた 地域学習やまつ り等の充実	文化財の報告書の 継続的な刊行	調査の成果を継続的に 報告書として刊行する。				◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
37		指定文化財等を紹 介する冊子・マップ の作成	市域の文化財を紹介す る冊子と、文化財を散策 するマップを改訂する。				◎	◎ 文化財保護課	➡	➡		★
38		埋蔵文化財を紹介 する冊子の作成	市史編さん事業以降に 急増した埋蔵文化財を 紹介する冊子を作成す る。				◎	◎ 文化財保護課		➡	➡	
39		文化財担当部署が 主催する講座の開 催	市民のニーズを捉え、文 化財の大切さと魅力を 伝える講座を開催する。	○				◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
40		公民館、図書館主催 の文化財関係講座、 散策	公民館、図書館主催の 文化財関係講座、散策 に対応する。	○	○			◎ 生涯学習課 文化財保護課	➡	➡	➡	
41		市役所出前講座を 通じた文化財関係 講座の開催	生涯学習課が所管する 市役所出前講座のメ ニューを充実させ、文化 財関係講座に対応する。	○	○			◎ 生涯学習課 文化財保護課	➡	➡	➡	
42		文化財展示の常設	郷土資料室および市役 所ロビーの展示を充実 させる。	○				◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
43		文化財関連の展示 会の開催	庁舎ホール等を会場と し、デーノタメ遺跡・石 戸蒲ザクラ等の展示会 を開催する。	○	○			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
44		文化財関連のシン ポジウムの開催	文化センターホール等を 会場とし、デーノタメ遺 跡・石戸蒲ザクラ等のシ ンポジウムを開催する。	○	◎		◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
45		縄文まつりの継続 的な開催	縄文の魅力を体験、発 信する縄文まつりを継 続的に開催する。	○	◎			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
46		森林セラピー事業と 連携したエコツーリ ズムの推進	観光協会が主催する森 林セラピー事業と連携 し、エコツーリズムのメ ニューを開発する。	○	◎			◎ 産業観光課 文化財保護課	➡	➡	➡	
47	【方向性13】 学校教育との連 携による文化財 啓発事業の充実	国指定文化財を活 用した地域学習、社 会科見学における 学習支援	国指定天然記念物「石 戸蒲ザクラ」、国指定史 跡「デーノタメ遺跡」に 関する学習支援を行う。		○	○		◎ 文化財保護課 学校教育課	➡	➡	➡	★
48		社会科授業や総合 的な学習の時間にお ける地域学習の支 援	社会科授業や総合的な 学習の時間における地 域学習の支援と充実を 図る。		○	○		◎ 文化財保護課 学校教育課	➡	➡	➡	
49		学校周辺の野外に おける学習の支援	学校周辺の文化財や自 然、歴史的資源につい てフィールドワークを実 施する。			○		◎ 文化財保護課 学校教育課	➡	➡	➡	
50		地域学習の教材化	文化財を歴史・地理、地 域学習に活用できる教 材を開発する。			○		◎ 文化財保護課 学校教育課	➡	➡	➡	★

51	【方向性14】 ICT等を活用した文化財の情報発信の充実	文化財のアーカイブ化の推進	文化財史料のデジタル化の推進とアーカイブ推進団体への協力・支援を行う。		◎	△		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
52		SNSを活用した文化財情報の発信	市の公式アカウントを通じた文化財関係情報の発信と広報担当との連携を図る。	○				◎ 文化財保護課 市長公室	➡	➡	➡	
53		文化財ホームページの充実	市の歴史文化を体系的に理解してもらうため、ホームページの内容を充実させる。		◎	△	○	◎ 文化財保護課 市長公室	➡	➡	➡	★
54		文化財関係のサイン・解説板の設置	市域の歴史文化を現地で理解するための標識、解説板を計画的に設置する。			○		◎ 産業観光課 都市計画課 文化財保護課		➡	➡	
55	【方向性15】 文化財保護にかかわる市民団体などとの連携と支援の充実	文化財ボランティアガイドの育成と支援	デーノタメ遺跡をはじめとする市内の文化財を案内するガイドを育成、支援する。	◎	◎			◎ 文化財保護課		➡	➡	
56		文化財を保護する市民団体との連携、支援	文化財の保護にかかわる各種市民団体と連携し、支援する。	○	◎			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
57		市域の里山の保全管理団体との連携	市域の雑木林や谷津等を保全する団体と連携し、適切な保存につなげる。	○	◎	○	○	◎ 環境課 都市計画課 文化財保護課	➡	➡	➡	
58	【方向性16】 文化財拠点施設の整備と既存施設の機能の充実	郷土資料室の充実	文化財の整理、保管とともに資料の閲覧機能と展示内容を充実させる。					◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
59		デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備	国指定史跡「デーノタメ遺跡」の隣接地にガイダンス施設を整備し、史跡の魅力を高め、集客を図る。	○	○	○	◎	◎ 文化財保護課 建築開発課	➡	➡	➡	★
60		東光寺板石塔 婆収蔵庫の改修	老朽化の進む収蔵庫を改修し、板石塔婆の展示機能を高める。			○	◎	◎ 文化財保護課		➡	➡	

◎：主体的に取り組む主体 ○：受動的に関わって取り組む主体 △：必要や状況に応じて関わる主体

表 8 文化財の保存・活用に関する措置 (4)歴史文化を活かす・創造する(活用)

No.	方針	事業名	事業内容	実施主体					事業期間			重点事業
				市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
61	【方向性17】 文化財を地域資源とする商品開発と事業の展開	文化財を活かしたグッズ、商品の開発	文化財を活かしたグッズ、商品等を開発し、文化財の周知と地域振興につなげる。	○	◎	△		◎ 産業観光課 文化財保護課	➡	➡	➡	★
62		デーノタメ遺跡にちなむ縄文食の開発	縄文人の食にちなむ食品を開発し、縄文文化の魅力の周知と地域振興につなげる。	○	◎	△		◎ 産業観光課 文化財保護課	➡	➡	➡	
63		市内の農産物のストーリー化と発信	小麦、サツマイモ、ブラム、トマト等、市域の特色ある農産物の魅力を伝え、地域振興につなげる。	◎	◎	△		◎ 産業観光課 文化財保護課	➡	➡	➡	
64		ふるさと納税との連携	文化財にちなむ商品をつるさと納税の返礼品として活用する。	◎	◎	△		◎ 市長公室 文化財保護課	➡	➡	➡	★
65	【方向性18】 文化財をコンテンツとした観光事業の展開	市域の歴史文化をめぐる散策ルートの整備	市域の文化財をめぐるルートを設定し、1万歩運動等の健康増進に関する取組みと連携する。	○	○			◎ 健康づくり課 都市計画課 文化財保護課		➡	➡	
66		市域の観光資源をめぐるツアーの推進	グリコピア、デーノタメ遺跡、自然観察公園等をつなげ、観光ツアーを推進する。		◎			◎ 産業観光課 市長公室 文化財保護課		➡	➡	
67		観光資源のPRの連携と強化	デーノタメ遺跡や石戸蒲ザクラ等の観光資源のPRについて、観光協会を含む関係各所と連携を深める。	△	◎	○		◎ 産業観光課 市長公室 文化財保護課		➡	➡	
68	【方向性19】 文化財をまちづくりの柱とする積極的な活用	文化財とシティプロモーションとの連携	地域のアイデンティティである文化財をシティプロモーションのコンテンツとして活用を図る。	○	◎	△		◎ 市長公室 文化財保護課	➡	➡	➡	★
69		「縄文と里山のまち」のコンテンツ化と活用	「縄文と里山のまち」をシティプロモーションのコンセプトの一つとしてコンテンツ化し、活用を図る。	○	◎	△		◎ 文化財保護課 市長公室	➡	➡	➡	
70		縄文文化を核とするまちづくりの展開	「縄文プラン」を作成し、縄文文化を核とするまちづくりに活用する。	○	○		○	◎ 都市計画課 政策推進課 文化財保護課	➡	➡	➡	★
71	【方向性20】	文化財を企業の福利厚生等に活かす取組みの開発	文化財や史跡を活用したレクリエーションを開発し、企業と連携を図る。		◎			◎ 文化財保護課 産業観光課	➡	➡	➡	
72	文化財を通じた企業との良好な関係の構築	文化財の保存活用と企業版ふるさと納税との連携	企業版ふるさと納税を活用して文化財の保存・活用につなげる。		◎	○		◎ 市長公室 政策推進課 文化財保護課	➡	➡	➡	
73	【方向性21】	歴史的建造物の保存、活用の検討	市内観光の拠点となる歴史的建造物の保存、活用について検討を進める。	○	○	◎	◎	◎ 文化財保護課 産業観光課	➡	➡		★
74	文化財を活かした拠点施設の整備の検討	歴史的建造物の整備、活用	市内観光の拠点となる歴史的建造物の保存、整備、活用に取り組む。	○	◎	◎	◎	◎ 文化財保護課 産業観光課		➡	➡	★

◎：主体的に取り組む主体 ○：受動的に関わって取り組む主体 △：必要や状況に応じて関わる主体

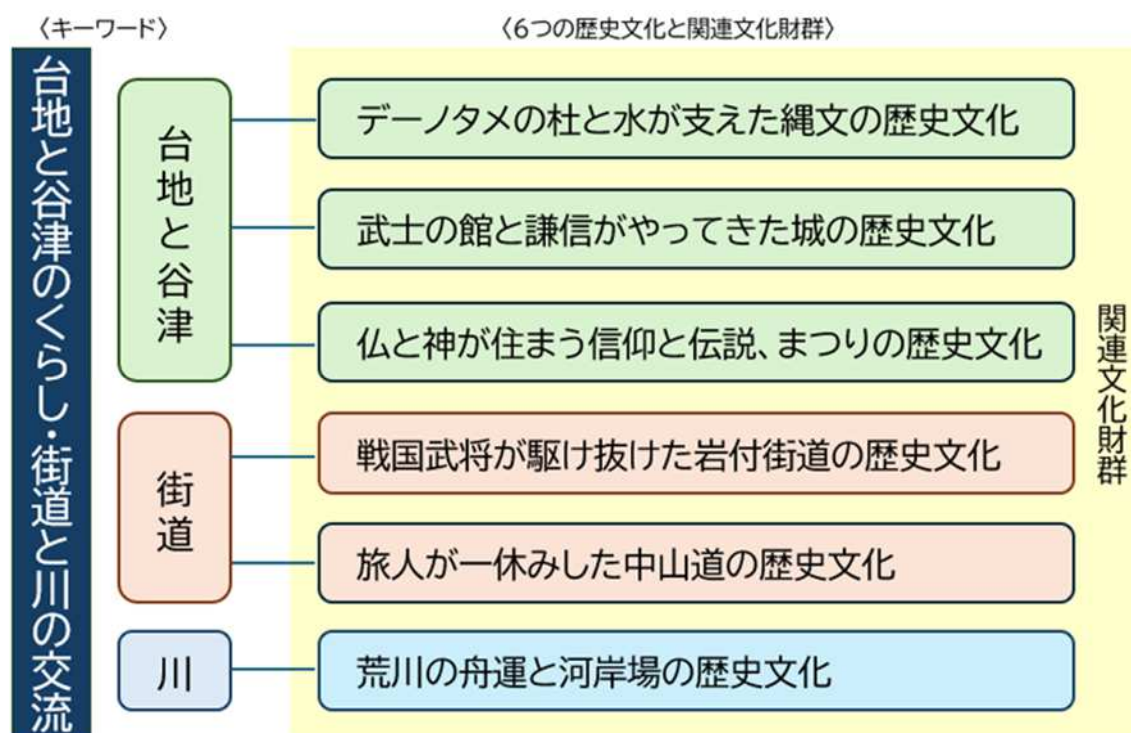
第 8 章 関連文化財群の保存・活用

第 1 節 関連文化財群の設定と目的

本章でいう関連文化財群は、市域の特色ある歴史文化を具体的に物語る文化財群を指しています。この文化財群を構成するのは個々の文化財ですが、これらの文化財を有機的に結び付け、ストーリー性のある歴史文化としてその魅力を発信し、活用を図っていく必要があります。

第 3 章では、市域の歴史文化を「台地と谷津のくらし・街道と川の交流」と位置づけ、これらの時期と地域を視点として、特色ある 8 つの歴史文化として示しました。市域の面積が 19.82 ㎢と狭い本市では、これら 8 つの歴史文化を構成する文化財およびこれを取り巻く歴史的資源、自然的資源、文化的資源などの一群が、そのまま関連文化財群、または次章で述べる保存活用区域として位置づけ、保存と活用を図ることが有効であると考えます。

そこで、第 3 章で示した 1～8 の歴史文化のうち、関連文化財群としては「1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化」、「2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化」、「3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化」、「4 旅人が一休みした中山道の歴史文化」、「5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化」、「6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化」の 6 カテゴリーを設定し、残る「7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化」および「8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化」については、第 9 章の保存活用区域として、保存・活用を図ることとしました。



関連文化財群の概念図

第 2 節 各関連文化財群の構成と課題・方針・措置

ここでは、第 3 章で示した 8 つの歴史文化のうち、前節で 1～6 の歴史文化を関連文化財群として位置づけました。個々の概要についてはすでに第 3 章で述べていますが、ここでは関連文化財群のもつストーリー性と構成要素である具体的な文化財、これらを保存・活用する上での課題と方針、措置について記載します。

なお、関連文化財群の「6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化」については、宮岡地区の信仰と伝説および市域のまつりと郷土芸能という 2 つの文化財群を位置づけました。

(1) 関連文化財群 1 デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化

国指定史跡「デーノタメ遺跡」をはじめとする市域の縄文時代の遺跡と遺物を関連文化財群として活用し、日本の基層文化というべき縄文文化のもつ魅力と現代的な意義を伝えます。

① 関連文化財群 1 の内容とストーリー

市域には旧石器時代から人の生活の痕跡が遺跡として遺されています。その後、縄文時代に入ると、市全域で遺跡が確認されるようになり、とくに縄文時代中期には大規模な集落が形成され、縄文文化が花開きました。

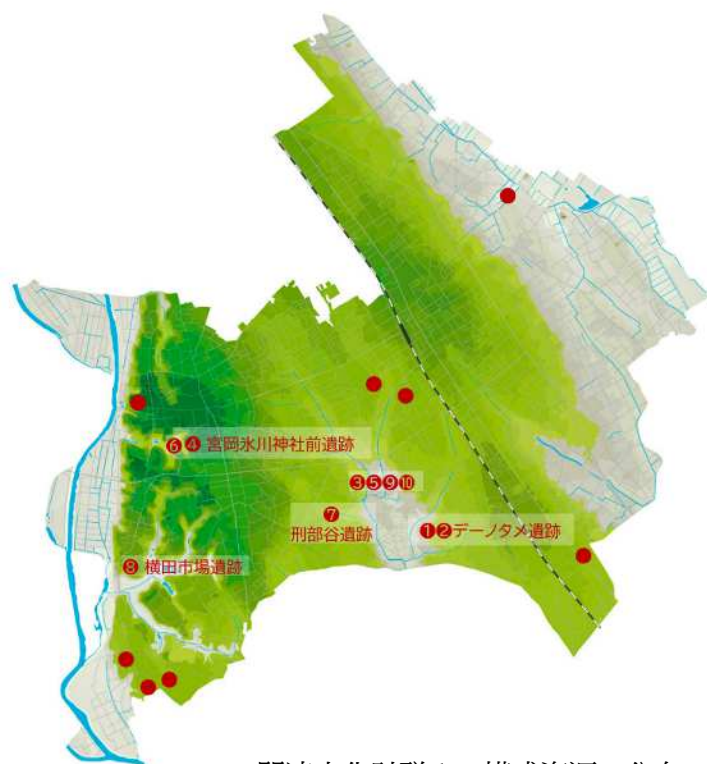
令和 6 年 10 月、国指定史跡に指定された下石戸下地区のデーノタメ遺跡は、市を代表する縄文時代中期から後期の集落遺跡で、大規模な集落跡と低地遺跡がセットで確認され、縄文人の食と漆工芸、植生や環境の変化が理解できる遺跡として評価されています。

このデーノタメ遺跡が 1,500 年間継続したすぐ後に、高尾の宮岡氷川神社遺跡では縄文時代後期から晩期までの集落が営まれており、この 2 つの大きな遺跡には連続性が見て取れます。宮岡氷川神社前遺跡からは、縄文人の儀礼にかかわる土偶、土版、耳飾り、石剣、石冠等の遺物が多く出土しており、縄文人の精神性をうかがうことができます。

近年、縄文文化が「共生」と「循環」、「平等」を基本とする点が高く評価され、日本の基層文化として注目を集めています。彼らの生活様式は現代につながる部分が多く、今後のまちづくりを考える上で指針になるものです。

② 関連文化財群 1 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	デーノタメ遺跡	記念物(遺跡)	国指定
2	(仮称)デーノタメ縄文の杜公園	記念物(遺跡)	
3	デーノタメ遺跡出土品	有形文化財(美術工芸品)	未指定
4	宮岡氷川神社前遺跡	記念物(遺跡)	未指定
5	宮岡氷川神社前遺跡出土遺物	有形文化財(美術工芸品)	市指定(一部)
6	高尾宮岡ふるさと緑の景観地	文化的景観	県トラスト第 8 号地
7	刑部谷遺跡	記念物(遺跡)	未指定
8	横田市場遺跡	記念物(遺跡)	未指定
9	馬場遺跡出土土皿	有形文化財(美術工芸品)	市指定考古資料
10	上手遺跡出土品	有形文化財(美術工芸品)	市指定考古資料



関連文化財群 1 の構成資源の分布



デーノタメ遺跡の現況



デーノタメ遺跡の杜



デーノタメ遺跡出土品展



宮岡氷川神社前遺跡の谷津

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・デーノタメ遺跡の「保存活用計画」を策定する必要がある。
- ・(仮称)デーノタメ縄文の杜公園、ガイダンス施設の整備を進める必要がある。
- ・低地遺跡から出土した漆製品の保存処理が不十分である。
- ・遺跡から出土した自然資料の理化学的な分析が不十分である。
- ・宮岡氷川神社前遺跡の低地遺跡の詳細を把握する必要がある。
- ・主要な遺跡の範囲等の把握が不十分である。
- ・デーノタメ遺跡を拠点とする市民活動を充実させる必要がある。

b 方針

- ・デーノタメ遺跡の適切な保存・活用に向け、速やかに「保存活用計画」を策定する。
- ・デーノタメ遺跡の史跡公園、ガイダンス施設の整備を推進する。
- ・漆製品を適切に保存しつつ、今後の保存処理方法について検討を進める。
- ・デーノタメ遺跡調査指導委員会の指導に基づき、遺跡出土の分析を進め、遺跡の詳細を明らかにする。
- ・宮岡氷川神社前遺跡の低地の調査を進め、低地遺跡の実態を明らかにする。
- ・主要な縄文遺跡の範囲、内容等について、その実態把握に努める。
- ・デーノタメ遺跡を核とした市民活動の支援と、市民ボランティアを組織する。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
1-1	国指定史跡「デーノタメ遺跡」保存活用計画等の策定(再掲)	「デーノタメ遺跡」の保存・活用の計画等を策定する。		○		◎	◎ 文化財保護課	➡			★
1-2	デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備(再掲)	国指定史跡「デーノタメ遺跡」の隣接地にガイダンス施設を整備し、史跡の魅力を高め、集客を図る。	○	○	○	◎	◎ 文化財保護課 建築開発課	➡	➡	➡	★
1-3	出土遺物の分析の推進	出土遺物の理化学的な分析の推進により、縄文時代の生活の詳細を明らかにする。				◎	◎ 文化財保護課	➡	➡		
1-4	宮岡氷川神社前遺跡の低地の調査	重要遺跡と目される宮岡氷川神社前遺跡の低地遺跡の調査を推進する。				○	◎ 文化財保護課	➡	➡		
1-5	主要な縄文遺跡の範囲、内容等の実態把握	市域に所在する縄文時代の遺跡の範囲、内容について調査を進める。				○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
1-6	文化財ボランティアガイドの育成と支援(再掲)	デーノタメ遺跡をはじめとする市内の文化財を案内するガイドを育成、支援する。	◎	◎			◎ 文化財保護課		➡	➡	
1-7	文化財を保護する市民団体との連携、支援(再掲)	文化財の保護にかかわる各種市民団体と連携し、支援する。	○	◎			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
1-8	文化財関連のシンポジウムの開催(再掲)	文化センターホール等を会場とし、デーノタメ遺跡・石戸蒲ザクラ等のシンポジウムを開催する。	○	◎		◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
1-9	縄文まつりの継続的な開催(再掲)	縄文の魅力を体験、発信する縄文まつりを継続的に開催する。	○	◎			◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★

(2) 関連文化財群 2 武士の館と謙信がやってきた城の歴史文化

鎌倉時代の御家人石戸氏が構えた堀ノ内館や戦国時代に上杉謙信が逗留した石戸城、江戸初期に徳川家康が鷹狩の際に休息した御茶屋などを群とし、その華やかな歴史を今に伝えます。

① 関連文化財群 2 の内容とストーリー

鎌倉時代の市域には、鎌倉幕府の御家人であった石戸氏が堀ノ内館(石戸宿)を構えていました。江戸時代に描かれた絵図(石戸神社御獅子箱裏絵図)では、方一町の主郭の周囲を二重の堀が巡っていて、主郭の四方には信仰施設が館を守護する配置となっています。このうち、南西の高台には東光寺が存在し、阿弥陀堂の傍らには国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」が所在するため、この桜にまつわる源範頼伝説とともに江戸時代から衆目を集めてきました。

東光寺の前身は石戸氏の持仏堂と想定され、堂の傍らには石戸氏累代の墓所が築かれ、供養のために建てられた初期の板碑群(県・市指定文化財)、鎌倉時代の銅像阿弥陀如来坐像などが所在し、同じく範頼伝説を残す高尾の大宮館とともに、武士の地域支配の拠点と信仰のあり方を示す文化財群となっています。

また、戦国時代には荒川沿岸の要害の地に石戸城(石戸宿)が築かれます。岩付城と松山城を連絡する城といわれ、江戸時代には「天神山城」と呼ばれていました。舌状台地の先端に郭を連ねる構造で、南側には城下町跡(上宿遺跡・下宿遺跡)が遺され、東側の湿地には落城にまつわる「一夜堤」も現存します。永禄 6 年(1563)2 月には、北条・武田の連合軍が攻める松山城を救うため、上杉謙信は雪の上越国境を越えて石戸城へ逗留しました。

また、石戸城の城下の東側には、徳川家康から家光までの三代将軍が鷹狩の際に休憩した「御茶屋」が良好に遺存しており、中世武士と戦国武将、徳川将軍などが活躍した華やかな歴史文化を物語る文化財群となっています。

② 関連文化財群 2 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	堀ノ内館跡	記念物(遺跡)	未指定
2	石戸蒲ザクラ	記念物(植物)	国指定
3	板石塔婆	有形文化財(美術工芸品)	県指定
4	東光寺板石塔婆群	有形文化財(美術工芸品)	市指定
5	銅像阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品)	市指定
6	石戸神社御獅子箱裏絵図	有形文化財(美術工芸品)	未指定
7	源範頼・亀御前位牌	有形文化財(美術工芸品)	未指定
8	凝灰岩石塔(範頼石塔)	有形文化財(考古資料)	未指定
9	石戸城跡	記念物(遺跡)	県選定重要遺跡
10	石戸城跡出土品	有形文化財(美術工芸品)	未指定

11	石戸宿(城下町跡)	記念物(遺跡)	未指定
12	一夜堤	記念物(遺跡)	未指定
13	元禄十年古地図	有形文化財(美術工芸品)	市指定
14	御茶屋跡(お茶屋遺跡)	記念物(遺跡)	未指定
15	お茶屋遺跡出土品	有形文化財(美術工芸品)	未指定
16	明治時代地引図	有形文化財(美術工芸品)	未指定
17	御茶屋稲荷	有形の民俗文化財	未指定
18	庚塚(一里塚跡)	記念物(遺跡)	未指定



関連文化財群 2 の構成資源の分布

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を策定する必要がある。
- ・板石塔婆の収蔵庫を改修し、展示を充実させる必要がある。
- ・凝灰岩石塔の適切な保存を検討する必要がある。
- ・「石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画」の推進を検討する必要がある。
- ・御茶屋跡の計画的な調査により、御茶屋の実態を明らかにする必要がある。
- ・東光寺、石戸城跡、御茶屋跡を結ぶ散策ルートと解説板の整備をする必要がある。

b 方針

- ・石戸蒲ザクラ保存検討委員会の指導により「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を策定する。
- ・板石塔婆収蔵庫の改修設計に基づき、老朽化の進む収蔵庫を改修する。
- ・現在、露天に所在する凝灰岩石塔の保存について検討、協議を進める。
- ・石戸城跡の既存の整備計画に基づき、その推進について地域と協議を進める。
- ・学術調査によって御茶屋跡の範囲と施設の状況を明らかにする。
- ・東光寺、石戸城跡、御茶屋跡を結ぶルートを設定しルートサインを整備する。



現在の石戸蒲ザクラ



東光寺板石塔婆群



石戸神社御獅子箱裏絵図



範頼石塔



石戸城跡現況



伝一夜堤

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点 事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
2-1	国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」保存活用計画の策定(再掲)	石戸蒲ザクラ保存検討委員会の指導により「石戸蒲ザクラ保存活用計画」を策定する。	△	○	○	◎	◎ 文化財保護課	➡			★
2-2	東光寺板石塔婆収蔵庫の改修(再掲)	老朽化の進む収蔵庫を改修し、板石塔婆の展示機能を高める。			○	◎	◎ 文化財保護課		➡	➡	
2-3	凝灰岩石塔の適切な保存の検討	現在、露天に所在する凝灰岩石塔の保存について検討、協議を進める。			○	◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
2-4	「石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画」の推進	石戸城跡の既存の整備計画に基づき、その推進について地域と協議を進める。			◎	◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	

2-5	御茶屋跡の継続的な調査	学術調査によって御茶屋跡の範囲と内部の施設を明らかにする。			○	○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
2-6	散策ルートと解説板の整備	東光寺、石戸城跡、御茶屋跡を結ぶルートを開発し、ルートサインを整備する。		○	○		◎ 文化財保護課 産業観光課	➡	➡	➡	

(3) 関連文化財群 3 戦国武将が駆け抜けた岩付街道の歴史文化

戦国時代の岩付街道沿いには、岩付城主に仕える「鴻巣七騎」が館を構えて地域を支配していました。鴻巣郷の知られざる文化財を群として保存・活用し、その歴史を今に伝えます。

① 関連文化財群 3 の内容とストーリー

戦国時代における市域の東部は、鴻巣郷に属しており、西部の石戸郷とともに岩付城(現さいたま市)を拠点とする戦国武将、太田資正の支配下にありました。鴻巣郷には岩付街道が南北に走り、市域と岩付城を往来する際の幹線となっていて、街道沿いには太田氏に仕えていた「鴻巣七騎(しちき)」と呼ばれる地侍が館を構えて点在していました。

「鴻巣七騎」の氏名は明確ではなく、またその人数も七騎に限定されていなかったと想定されますが、宮内の大島家文書(市指定古文書)のうち、永禄2年(1559)に太田資正が発給した太田資正判物では、鴻巣郷の深井、宮内の開発を大島大炊助と深井氏に命じていること、天正18年(1590)の浅野長吉書状では、大島大炊助の他に大島大膳助、矢辺新右衛門、矢部兵部、小川図書へ帰農を命じています。また、水堀を構える大久保館跡では、堀を掘り上げた土を岩付城の築城にあてた、という伝承が残っていることから、大島氏、深井氏、矢部氏、小川氏、加藤氏のほか、市域外の立川氏、小池氏などが「鴻巣七騎」の構成員だったようです。このうち、白井長尾氏を祖とする深井氏は、五代目の景孝から深井氏を名乗って祖となり、嫡孫である好秀の娘は「知恵伊豆」といわれ、老中首座となる松平信綱を産んでいる点も注目されます。

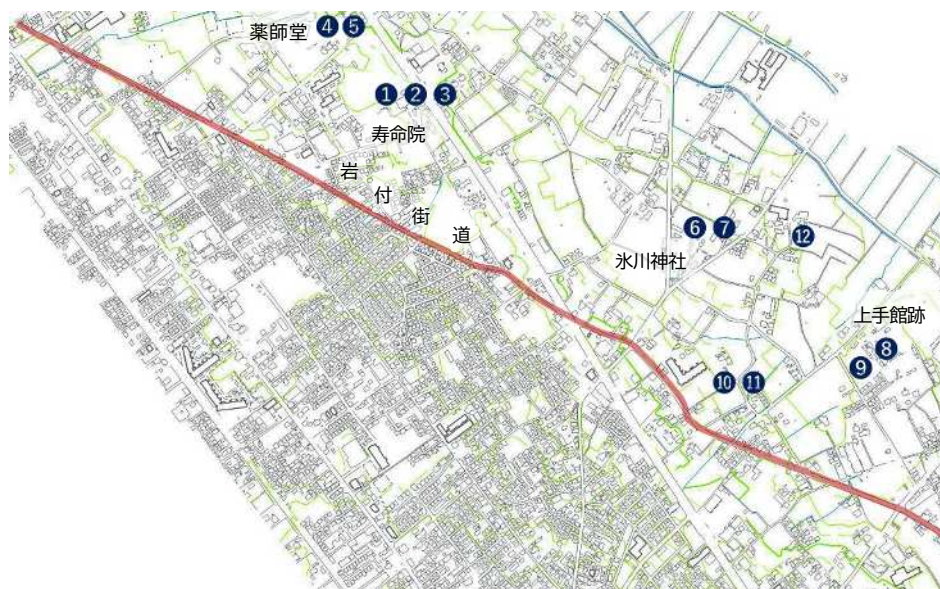
このため、岩付街道沿いには深井氏の菩提寺であった寿命院、大島氏の拠点である上手館跡と「古市場古壘」、加藤氏の大久保館跡と安養院墓所などが遺され、宮内地区の旧家では戦国期の「大島家文書」や「鉄製象嵌舌長鎧」(市指定工芸品)などが伝えられています。

このほか、宮内氷川神社には、見世棚造の旧社殿(市指定建造物)や大島氏の来歴を伝える「旧遺碑」、同神社が「三ノ宮」の称号を受けた文書が遺されており、中世末から近世に至る鴻巣郷と地侍の歴史文化を物語る文化財群となっています。

② 関連文化財群 3 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	寿命院	記念物(遺跡)	未指定
2	木造阿弥陀如来立像	有形文化財(美術工芸品)	市指定
3	寿命院板石塔婆(建長3年・建治2年)	有形文化財(美術工芸品)	未指定

4	木造薬師三尊像	有形文化財(美術工芸品)	市指定
5	深井薬師堂中世石塔群	有形文化財(美術工芸品)	未指定
6	宮内氷川神社旧社殿	有形文化財(建造物)	市指定
7	三ノ宮文書	有形文化財(美術工芸品)	未指定
8	上手館跡	記念物(遺跡)	未指定
9	古市場古塁	記念物(遺跡)	未指定
10	大島家文書	有形文化財(美術工芸品)	市指定
11	貝杓子	有形文化財(美術工芸品)	市指定
12	鉄製象嵌舌長鐙	有形文化財(美術工芸品)	市指定
13	大久保館跡	記念物(遺跡)	未指定
14	安養院墓所	記念物(遺跡)	未指定



関連文化財群3の構成資源の分布



木造阿弥陀如来立像(寿命院)



寿命院板石塔婆



宮内氷川神社



大久保館跡の水堀(中丸)

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・深井氏関係の文献史料および墓所の石塔調査と保存を検討する必要がある。
- ・「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集し、その動向を整理する必要がある。
- ・大島氏関係の墓所の詳細調査を進める必要がある。
- ・深井薬師堂の中世石塔群の調査を進める必要がある。
- ・岩付街道沿いの文化財群のサインを充実させる必要がある。

b 方針

- ・深井氏関係の文献史料および石塔類の調査を進め、深井氏の実像を明らかにする。
- ・「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集し、その動向を明らかにする。
- ・未調査の大島氏関係の墓所の調査を進め、その実態を明らかにする。
- ・深井薬師堂に所在する宝篋印塔等の中世石塔群の調査を進め資料化する。
- ・岩付街道沿いに分散する文化財群を有機的につなげるためのサインを整備する。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
3-1	深井氏関係の史料および墓所の調査と保存の検討	深井氏関係の文献史料の調査および墓所の石塔調査と保存を検討する。			○	○	◎ 文化財保護課	➡	➡		★
3-2	「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集、整理	「鴻巣七騎」に関する歴史資料を収集し、その動向を明らかにする。			○	○	◎ 文化財保護課		➡		
3-3	大島氏関係墓所の調査	未調査の大島氏関係の墓所の調査を進め、その実態を明らかにする。			○	○	◎ 文化財保護課		➡		
3-4	深井薬師堂の中世石塔群の調査	深井薬師堂に所在する宝篋印塔等の中世石塔群の調査を進め、資料化する。	○		○	○	◎ 文化財保護課		➡	➡	
3-5	岩槻街道沿いの文化財群のサイン整備	岩槻街道沿いに分散する文化財群を有機的につなげるためのサインを整備する。			○		◎ 文化財保護課 産業観光課 建設課	➡	➡		

(4) 関連文化財群 4 旅人が一休みした中山道の歴史文化

中山道に設けられた宿場は江戸時代初期に移転しますが、休憩所(立場)が2か所に設けられ、旅人の往来で賑わいました。中山道の面影を残す文化財を群とし、その歴史を今に伝えます。

① 関連文化財群 4 の内容とストーリー

江戸時代の初期に整備された中山道は、市域の中央部を南北に走っています。整備された当時は市域に宿場が置かれていましたが、宿場はすぐに北側の鴻巣に移転したため、「間の宿」となり、市域の2か所に立場(休憩所)が置かれていました。

江戸時代の中山道の面影を残す文化財としては、本宿の北部に位置する多聞寺と天神社があり、多聞寺には「多聞寺のムクロジ」(県指定天然記念物)および「元鴻巣」銘を刻む石造地藏菩薩が、天神社には和宮の降嫁に際して新調したと伝わる「本宿の天神社幟」(有形の民俗文化財)などが所在しています。また、岡野家が所蔵する「岡野家文書」(市指定古文書)は、町割りや助郷制度などの実態を伝え、近年発見された本宿観音堂の木造子安地藏は、木食白道の作として注目すべき彫刻です。

本宿と北側の東間までは昭和初期までは街道筋に松並木が残り、東間の立て場跡には「三軒茶屋」の名を今もとどめています。また、7月1日の初山で賑わう浅間神社(有形の民俗文化財「東間の富士塚」)および伊奈忠次(関東郡代)の実弟日誉が開基したと伝わる勝林寺では、歴代住職の墓所や馬頭観音などの石造物が特色です。

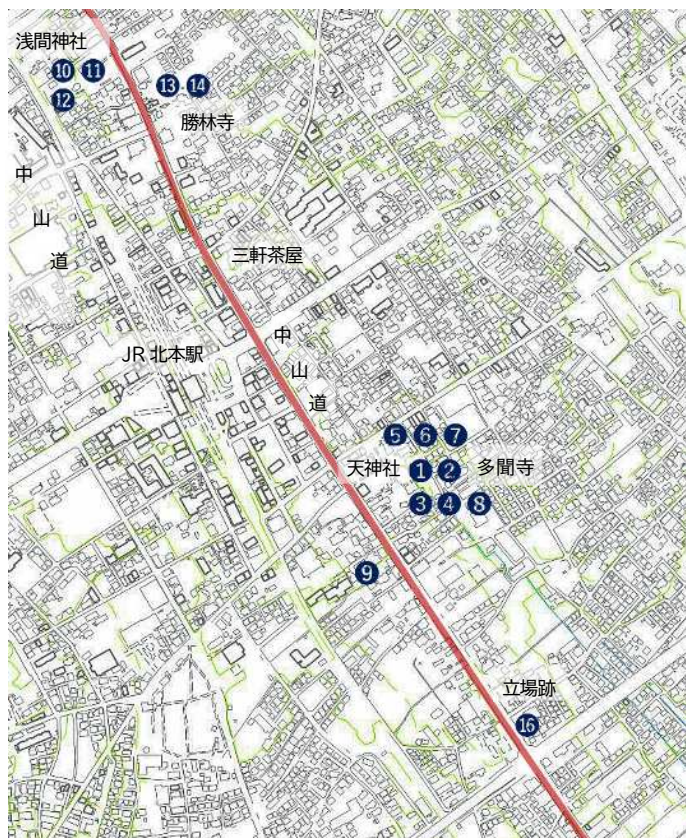
なお、市域に中山道が通っていたことは、その後の「北本」という地名やまちの形成に大きな影響を与えています。中山道の存在により、街道に平行して明治16年(1883)には鉄道(高崎線)が開通し、大正6年(1917)には駅信号所が、昭和3年には待望の新駅が開設されました。

その後、駅東口の中山道を中心に市街地が形成され、幹線道路の17号も中山道に並行して走ります。駅の東西に住宅地が広がってきた経緯を振り返ると、中山道は過去から現代の北本につながる、生きた「道」といえるのです。

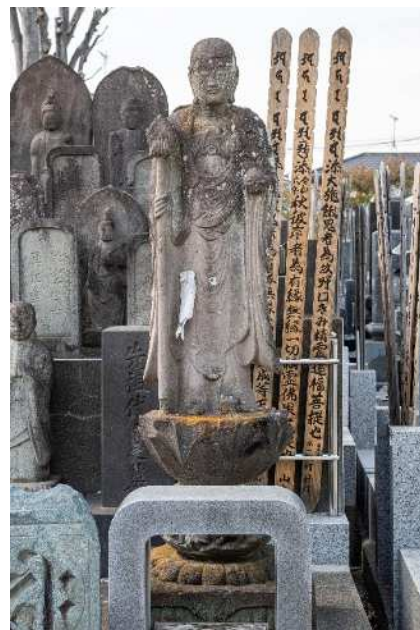
② 関連文化財群 4 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	多聞寺	記念物(遺跡)	未指定
2	多聞寺のムクロジ	記念物(植物)	県指定
3	「元鴻巣村」銘地藏菩薩	有形の民俗文化財	未指定
4	庚申塔	有形の民俗文化財	未指定
5	天神社	記念物(遺跡)	未指定
6	本宿の天神社幟	有形の民俗文化財	市指定
7	算額	有形の民俗文化財	市指定
8	木食白道作観音像	有形文化財(美術工芸品)	未指定
9	岡野家文書	有形文化財(美術工芸品)	市指定
10	東間浅間神社	記念物(遺跡)	未指定

11	東間の富士塚	有形の民俗文化財	市指定
12	初山行事	無形の民俗文化財	未指定
13	勝林寺	記念物(遺跡)	未指定
14	馬頭観音群	有形の民俗文化財	未指定
15	三軒茶屋	記念物(遺跡)	未指定
16	立場跡	記念物(遺跡)	未指定



関連文化財群4の構成資源の分布



「元鴻巣村」銘地藏菩薩(多聞寺)



本宿天神社



東間の富士塚



現在の中山道(本宿)

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・中山道の往時をしのばせる絵図、絵画、写真などをアーカイブする必要がある。
- ・中山道の沿線の宿場を思わせる歴史的建造物の把握が不十分である。
- ・中山道の宿場およびその周辺の歴史文化を示す分かりやすい標示の整備が不十分である。
- ・中山道に関する情報収集と、街道の歴史について発信する必要がある。
- ・中山道の歴史的面影をめぐる周遊ルートを設定する必要がある。

b 方針

- ・中山道の往時をしのばせる絵図、絵画、写真などを計画的に整理、アーカイブしていく。
- ・中山道の沿線の宿場を思わせる歴史的建造物の把握に努める。
- ・中山道の宿場およびその周辺の歴史文化を示すサインや解説板の整備を進める。
- ・中山道に関する古文書を整理し、街道の歴史的ストーリーを発信する。
- ・中山道の歴史的面影をめぐる周遊ルートを設定し、発信していく。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
4-1	中山道関係の絵図、絵画、写真等のアーカイブ	中山道の往時をしのばせる絵図、絵画、写真などを計画的に整理、アーカイブする。		○	○		◎ 文化財保護課	➡	➡		★
4-2	中山道沿線の歴史的建造物の調査	中山道の面影を残す歴史的建造物を把握する。			○	○	◎ 文化財保護課	➡			
4-3	中山道の文化財群のサイン整備	中山道の宿場およびその周辺の歴史文化を示すサインを整備する。		○	○	○	◎ 文化財保護課		➡	➡	★
4-4	中山道の歴史的ストーリーの発信	中山道に関する情報収集と、街道の歴史的ストーリーを発信する。	△	△	△		◎ 文化財保護課 市長公室	➡	➡	➡	
4-5	中山道の歴史的周遊ルートの設定	中山道の歴史的面影をめぐる周遊ルートを設定する。	△	△			◎ 文化財保護課 産業観光課 建設課	➡	➡		

(5) 関連文化財群 5 荒川の舟運と河岸場の歴史文化

市域の西縁を流れる荒川では、舟運が盛んで江戸との物資の往来が盛んで、船問屋を中心に町場が栄えました。舟運と河岸場に関する文化財を群として捉え、その歴史を今に伝えます。

① 関連文化財群 5 の内容とストーリー

江戸時代初期の寛永 6 年(1629)、荒川が入間川水系の和田吉野川へ瀬替えされると、市域と江戸を結ぶ舟運が盛んになりました。市域の北西部に位置する高尾河岸は、早くから幕府公認の河岸場となり、この河岸より上流へは大型の船が運航できなかったため、特に賑わいをみせ、近世を通じて市域における最も大きな都市的な場として商家などが集住していました。

『新編武蔵風土記稿』によると、当時は 3 軒の船問屋があったと記していますが、河岸場を取り仕切っていたのが船問屋の田島家です。田島家は大宮台地の最高地点に問屋を構え、今でも舟運にかかわる歴史的建造物として門、母屋、土蔵、納屋などが遺されています。

また、田島家には舟運に関する「田島家文書」(市指定古文書)および御用旗、官許旗、イカリ、帆柱、もやい綱が所蔵されており、当時の詳細を知ることができる資料群として注目すべきものです。

田島家の西側には阿弥陀堂が所在し、林立する石塔類が河岸場の賑わいをうかがわせ、ここから荒川の河岸場へ至るメインストリートには、河岸稲荷、水神宮、傍示石(兼道標)、河岸場跡、倉庫跡などが点在しています。

なお、河岸稲荷には船問屋の当主であった「田嶋此右衛門」が寄進した手洗い石が、河岸場跡には道標を兼ね「西よしみみち」、「田嶋此右衛門所有」などの銘を有し、倉庫群の一角を示す傍示石などが所在し、船問屋を起点として河岸場までの歴史的ルートには、往時を偲ばせる文化財群が集中しています。

② 関連文化財群 5 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	旧船問屋田島家	有形文化財(建造物)	未指定
2	田島家文書	有形文化財(美術工芸品)	市指定
3	御用旗・官許旗	有形の民俗文化財	未指定
4	イカリ・もやい綱	有形の民俗文化財	未指定
5	阿弥陀堂	記念物(遺跡)	未指定
6	河岸稲荷	記念物(遺跡)	市指定
7	手洗石	有形の民俗文化財	市指定
8	水神宮	有形の民俗文化財	未指定
9	傍示石(兼道標)	有形の民俗文化財	未指定
10	河岸場跡	文化的景観	未指定
11	河童伝説	無形の民俗文化財	未指定
12	白竜大神	有形の民俗文化財	未指定
13	倉庫群跡	記念物(遺跡)	市指定

③ 課題・方針・措置

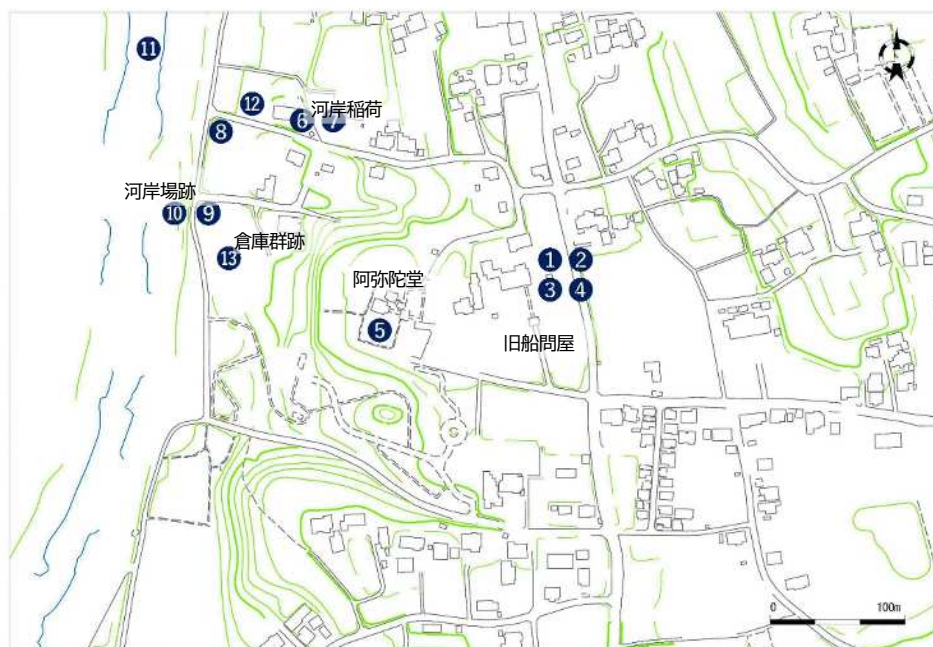
a 課題

- ・旧船問屋の保存・活用について検討する必要がある。
- ・高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートを整備する必要がある。
- ・高尾河岸を中心とする舟運の歴史文化を示す分かりやすい標示の整備が不十分である。
- ・旧船問屋が所蔵する舟運関係の文化財の保存・活用を検討する必要がある。
- ・高尾河岸跡の荒川は灌木が生い茂っており、河岸跡を見学できる工夫が必要である。

b 方針

- ・旧船問屋の保存・活用について、所有者とも協議しながら検討を進める。
- ・高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートの検討、整備を進める。
- ・高尾河岸を中心とする舟運の歴史文化を示すサインや解説板の整備を進める。

- ・旧船問屋が所蔵する舟運関係の文化財の保存・活用について、所有者とも協議しながら検討を進める。
- ・高尾河岸跡付近の整備を行うとともに、安全に川面を見学できる方法の検討を進める。



関連文化財群5の構成資源の分布



旧船問屋座敷蔵



御用旗・官許旗



阿弥陀堂



河岸場跡付近の荒川

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
5-1	舟運関係の建築物の保存・活用の検討	舟運関係の建築物の保存、活用について所有者と協議、検討を進める。	○		◎	◎	◎ 文化財保護課 政策推進課	➡	➡	➡	★
5-2	高尾河岸の歴史の道の検討	高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートの検討を進める。	○		◎		◎ 文化財保護課 産業観光課 建設課	➡			
5-3	高尾河岸の歴史の道の整備	高尾河岸へ至る歴史の道の散策ルートを整備する。			◎		◎ 文化財保護課 産業観光課 建設課	➡	➡	➡	★
5-4	舟運関係の資料の保存、活用の検討	舟運関係の資料の文化財の保存、活用について協議、検討を進める。			◎	◎	◎ 文化財保護課		➡	➡	★
5-5	高尾河岸跡の整備の検討	高尾河岸跡の整備と活用について検討を進める。			○	○	◎ 文化財保護課 都市計画課		➡	➡	

(6) 関連文化財群 6 仏と神が住まう信仰と伝説、まつりの歴史文化

市域の宮岡地区は神社群が鎮座する市域最大のパワースポットで、数々の信仰や伝説、風習を残します。湧水を核とする風光明媚な里山景観と併せて、その魅力と秘密を今に伝えます。

また、市域には古くから伝わる宗教的な行事があり、真福寺のダルマ市や浅間神社の初山行事はその代表的なもの。市域の各所に残る獅子舞やお囃子などの郷土芸能とともにその魅力を伝えます。

① 関連文化財群 6-1 の内容とストーリー

市域の位置する大宮台地は、川口市から鴻巣市に至る長さ 35 kmの紡錘形の台地で、その中で最も標高の高いエリアが市域の高尾地区です。「高尾」という地名も土地が高いことに由来し、高尾地区の中でも最も高い場所といわれてきたのが宮岡地区です。

宮岡地区(高尾)には、旧高尾村の鎮守である氷川神社と同社に付属する巖島神社、旧荒井村の鎮守である須賀神社が鎮座していますが、これらの神社群が「宮岡ふるさと緑の景観地」という県トラスト保全第 8 号地の谷頭部に位置していることが大きな特色となっています。このため、豊かな自然と神社群による厳かな歴史的景観は、宮岡の大きな魅力となっています。

これら神社群には興味深い伝説が遺されていることも注目すべき点です。巖島神社石段を下った湧水池の中の島に鎮座し、周囲は埧塙のような地形ですが、ここは「竜灯杉」と呼ばれていた御神木の大スギが万治 3 年(1660)の大風で倒壊した跡であるといい、その後、東京神田の商人が庭に祀っていた弁財天のお告げにより、宝暦 6 年(1756)、宗祇の歌に導かれてこの地に勧請されたと伝わっており、当時、整備された石橋も残されています。

また、須賀神社(牛頭天王社)の氏子は、天王様の家紋「五瓜唐花紋(ごかにからはなもん)」に似たキュウリが禁忌作物となっており、キュウリを「作らない」、「食べない」という風習が最近まで続いていました。参道には石造の道祖神もあり、以前は旅の安全を祈願し、無事に帰れば、御礼に草鞋を奉納するという風習がありました。

このほか、付近の麦畑の中には上杉謙信が陣を払う際、カマドについた杭がツバキの大木となったという「逆さ椿」の伝説と石碑や、「万人講中」が造立した北向き地蔵があり、祈願の際に泥団子を備えるという風習が現在も残っています。

② 関連文化財群 6-1 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	高尾氷川神社	記念物(遺跡)	未指定
2	巖島神社	記念物(遺跡)	未指定
3	龍灯杉の伝説	無形の民俗文化財	未指定
4	弁財天の伝説	無形の民俗文化財	未指定
5	宝暦の石橋	有形の民俗文化財	未指定
6	荒井須賀神社	記念物(遺跡)	未指定
7	禁忌作物(きゅうり)	無形の民俗文化財	未指定
8	道祖神	有形の民俗文化財	未指定
9	逆さ椿碑(謙信伝説)	有形の民俗文化財	未指定
10	北向き地蔵	有形の民俗文化財	未指定
11	高尾宮岡ふるさと緑の景観地	文化的景観	県トラスト第 8 号地



関連文化財群6-1の構成資源の分布



高尾氷川神社



荒井須賀神社



道祖神(須賀神社)



北向き地藏(荒井)

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・宮岡地区の景観に影響する幹線道路の計画への対応の検討が必要である。
- ・神社という信仰対象を地域の魅力として発信する際の調整が必要である。
- ・宮岡地区の厳かな景観を保全、活用するための検討が必要である。
- ・隣接する高尾宮岡ふるさと緑の景観地および高尾さくら公園などを結ぶ連携したルート整備が必要である。
- ・厳島神社の湧水を起点とする古代人の生活と信仰という歴史性を発信する必要がある。

b 方針

- ・幹線道路の影響に配慮した対応を検討する。
- ・信仰対象であることを尊重した上で、関係者に活用への理解を図っていく。
- ・宮岡地区の厳かな景観を保全、活用することを検討する。
- ・隣接する高尾宮岡ふるさと緑の景観地および高尾さくら公園などを結ぶルートを整備する。
- ・厳島神社の湧水を起点とする古代人の生活と信仰という歴史性について発信する。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点 事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
6-1 -1	神社群の歴史的魅力の発信	神社という信仰対象を地域の魅力として発信するための検討と調整を進める。		○	○	○	◎ 文化財保護課 産業観光課 市長公室	➡	➡	➡	
6-1 -2	宮岡地区の景観保全と活用	宮岡地区の豊かな景観の保全と活用を検討する。		○	◎	◎	◎ 文化財保護課 産業観光課	➡	➡	➡	★
6-1 -3	神社群と「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」のルート整備	隣接する「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」および高尾さくら公園などを結ぶルートを整備する。	○	○	○		◎ 文化財保護課 環境課 建設課	➡	➡		
6-1 -4	宮岡氷川神社前遺跡と併せた歴史的魅力の発信	厳島神社の湧水を起点とする古代人の生活と信仰の歴史文化を発信する。		○			◎ 文化財保護課 市長公室		➡	➡	

④ 関連文化財群 6-2 の内容とストーリー

現在、市域で最も規模の大きなまつりは11月第1土曜日の夜に行われる北本まつりの「宵祭り」で、ねぶたの曳航を基本としています。その際、市域の囃子の団体は北本駅西口ロータリーで「ひっかわせ」を披露し、また山車を運行してまつりを盛り上げています。

また、寺社行事としては1月3日、2月3日に行われる真福寺(石戸)の「だるま市」では、多くの参拝客で参道が賑わい、6月30日、7月1日に行なわれる東間浅間社、荒井浅間社の初山行事も、1歳未満の子どもの健やかな成長を願う多くの人々が祈願に訪れます。

なお、祭りの花形である市域の囃子は、神田囃子の系譜を引くものが多く、古くから神社の祭礼には欠かすことのできない民俗芸能として継承されてきました。これら囃子などの団体は、昭和54年に「北本市郷土芸能保存団体連合会」を組織し、各団体が交流と後継者育成に取り組み、毎年「郷土芸能大会」を開催し、令和7年には第26回を迎えています。

しかしながら、発足当時は14団体が所属していた連合会も、近年では後継者不足により8団体と減少し、今後もさらに減少していくことが懸念されています。

また、市指定無形民俗文化財の「石戸宿のささら獅子舞」は昭和50年代半ばに復活し、継承されてきましたが、現在では休止されている状況です。このほか、万作が北中丸地区や北袋地区で行われていたが、現在では行われておらず、「北本四丁目囃子連」が演目の1つとするにとどまっています。

こうした囃子や獅子舞などの郷土芸能は、今後も継承または復活が期待されている文化財群です。

⑤ 関連文化財群 6-2 の構成要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	真福寺のだるま市	無形の民俗文化財	未指定
2	東間浅間神社の初山行事	無形の民俗文化財	未指定
3	荒井浅間神社の初山行事	無形の民俗文化財	未指定
4	別所囃子連	無形の民俗文化財	未指定
5	北原囃子連	無形の民俗文化財	未指定

6	原組囃子保存会	無形の民俗文化財	未指定
7	北本宿囃子連	無形の民俗文化財	未指定
8	上手囃子保存会	無形の民俗文化財	未指定
9	石戸宿囃子連	無形の民俗文化財	未指定
10	石戸宿ささら獅子舞	無形の民俗文化財	市指定
11	荒井囃子保存会	無形の民俗文化財	未指定
12	北中丸囃子連	無形の民俗文化財	未指定
13	北袋囃子連	無形の民俗文化財	未指定
14	顕揚会(剣舞)	無形の民俗文化財	未指定
15	北本四丁目囃子連	無形の民俗文化財	未指定



関連文化財群6-2の構成資源の分布



東間浅間社の初山行事



真福寺のだるま市



荒井浅間社の初山行事



北本市郷土芸能大会

⑥ 課題・方針・措置

a 課題

- ・無形の民俗文化財の調査、記録が不十分である。
- ・存続が危ぶまれる郷土芸能団体への支援が不十分である。
- ・コロナ禍や人口減少、少子高齢化によるまつり等の休止、縮小傾向に対応する必要がある。
- ・人口減少、少子高齢化に伴う後継者不足への支援が不十分である。
- ・郷土芸能大会など芸能の発表の機会を継続的に確保する必要がある。

b 方針

- ・存続が危ぶまれる無形の民俗文化財の調査、記録を進める。
- ・郷土芸能団体の実態に応じて支援を進めていく。
- ・地域のまつり、行事など実態を把握し、必要な措置を検討する。
- ・郷土芸能の魅力を学校の児童・生徒が体験する機会を設けていく。
- ・今後も郷土芸能大会などの充実に努めていく。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
6-2-1	無形の民俗文化財の調査（再掲）	存続が危ぶまれる無形の民俗文化財の調査の記録を進める。	○	○		◎	◎ 文化財保護課	➡	➡		★
6-2-2	郷土芸能団体の支援	郷土芸能団体の実態に応じた支援の推進する。		◎		○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
6-2-3	地域のまつり、行事の支援の検討	地域のまつり、行事などの実態を把握し、必要な措置を検討する。		◎		○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
6-2-4	郷土芸能の学校における体験	郷土芸能の魅力を学校の児童・生徒が体験する機会を設けていく。		◎		○	◎ 文化財保護課 学校教育課		➡	➡	
6-2-5	郷土芸能大会の開催と充実	郷土芸能大会の開催を継続し、その充実に努める。		◎		○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★

第9章 文化財保存活用区域の保存・活用

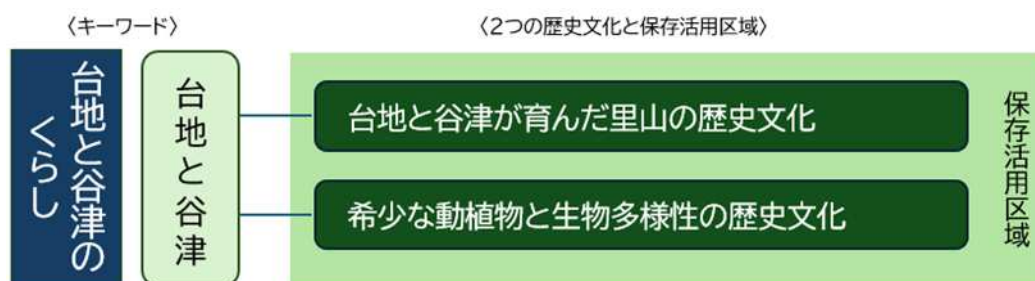
第1節 文化財保存活用区域の設定と目的

本章で扱う文化財保存活用区域は、第8章で整理したように、市域における8つの特色ある歴史文化のうち、「7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化」および「8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化」を示す一定の区域を保全、活用することを目的としています。本市の文化財の将来像として設定した「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」を具現化する区域でもあるといえます。

しかしながら、台地や谷津の里山環境およびこれらに生息、自生する多様な生物を保全するためには、用地の確保やその後の維持・管理など、解決すべき課題が少なくないため、ここでは、すでに計画の検討がある、またはすでに市民による保全活動が行われていることなどを重視し、より実現性のある区域に絞って設定することとしました。

特色ある歴史文化の「7 台地と谷津が育んだ里山の歴史文化」を具現化する区域としては、「①北袋の谷津」、「②下沼田んぼ」を、「8 希少な動植物と生物多様性の歴史文化」では「③高尾カタクリ自生地」を保全活用区域とします。

このうち、「①北袋の谷津」は谷津田の景観、「②下沼田んぼ」は荒川崖線と田んぼ、「③高尾カタクリ自生地」は台地上の斜面林、という里山を象徴する景観に対応するものです。



保存活用区域の概念図



保存活用区域の位置

第2節 各文化財保存活用区域の構成と課題・方針・措置

(1) 保存活用区域1 北袋の谷津

北袋の谷津は谷津田が営まれ、クジラヤマと呼ばれる斜面林や市内最大のエドヒガン、湿地の希少植物やヘイケボタルなどが健在で、この優れた里山環境を将来に向けて保存・活用します。

① 保存活用区域1の説明

市域の西部には、北から北袋の谷津、宮岡の谷津、八重塚の谷津という3つの谷津地形が所在しています。このうち、宮岡の谷津は「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」(県緑のトラスト保全第8号地)として、八重塚の谷津は「県営北本自然観察公園」として保全、活用が図られていますが、北袋の谷津はとくに保護が図られていない状況です。

北袋の谷津はクジラヤマと呼ばれる斜面林と谷底の湿地、水田で構成され、市域では唯一谷津田が営まれています。このうち、斜面林ではセンブリ、イカリソウなどの林床植物が、湿地ではタコノアシ、ミクリ、ミゾコウジュなどの湿生植物が自生し、「市の昆虫」であるヘイケボタルが発生するほか、アオヤンマやヒメアカネなどの希少なトンボ類が生息することでも注目されています。また、トレイルカメラによる観察では、ニホンジカ、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、アナグマ、キウシュウノウサギなどが記録され、平野部における哺乳類の貴重な生息地ともなっています。

また、クジラヤマの対岸の斜面林では、市域では最大のエドヒガンが自生しており、3月下旬には爛漫とした花を咲かせています。

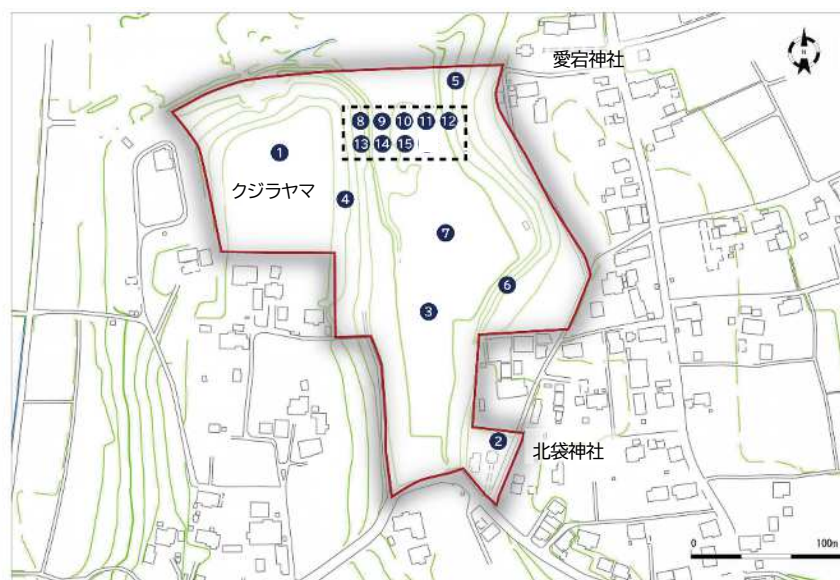
現在、湿地の一部では市民グループによる「トンボ公園」づくりと管理が進められていますが、常に斜面林の伐採や埋め立てなどの危機に瀕しているため、文化財保存区域として保存を計画に位置づけるものです。

② 保存活用区域の主要要素

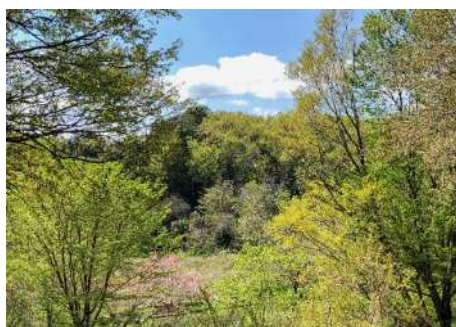
No.	名称	種別	指定等の状況
1	北袋遺跡	記念物(遺跡)	未指定
2	北袋神社遺跡	記念物(遺跡)	未指定
3	北袋の谷津	文化的景観	未指定
4	クジラヤマの斜面林	文化的景観	未指定
5	愛宕神社の斜面林	文化的景観	未指定
6	エドヒガン	記念物(植物)	未指定
7	ヘイケボタル	記念物(動物)	県 NT1

8	ヒメアカネ	記念物(動物)	県 VU
9	サワガニ	記念物(動物)	県 NT2
10	センブリ	記念物(植物)	県 VU
11	イカリソウ	記念物(植物)	県 NT
12	ミクリ	記念物(植物)	国 NT、県 NT
13	ミゾコウジュ	記念物(植物)	国 NT、県 NT
14	タコノアシ	記念物(植物)	国 NT、県 VU
15	ノウルシ	記念物(植物)	国 NT、県 VU

【レッドリストカテゴリー】 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧(1:1 型、2:2 型)



保存活用区域 1 の概要



北袋の谷津



エドヒガン



谷津の湿地



センブリ

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・谷津に生息・自生する動植物の調査、記録が不十分である。
- ・希少動植物の保護策が不十分である。
- ・谷津の保全管理を進めている市民グループを支援する必要がある。
- ・ナラ枯れによる雑木林の安全・管理が不十分である。
- ・市域最大の桜であるエドヒガンの市天然記念物の指定を検討する必要がある。

b 方針

- ・谷津に生息・自生する動植物の実態把握に努める。
- ・希少動植物の保護策について調査のデータに基づいて検討する。
- ・谷津の保全管理を進めている市民グループの支援策を検討する。
- ・ナラ枯れによる雑木林の安全・管理について検討を進める。
- ・エドヒガンの市天然記念物の指定に向けた調査を進める。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
1-1	谷津に生息・自生する動植物の調査	『北本の動植物誌』の刊行から30年を経過したため、その後の動植物の現況を調査する。	○	○		○	◎ 環境課 文化財保護課	➡	➡		
1-2	希少動植物の保護	レッドリストの掲載種をはじめとする希少な動植物を保護、保全する。	○	○		○	◎ 環境課 文化財保護課		➡	➡	
1-3	谷津を保全管理する市民グループ支援	谷津の保全管理を進めている市民グループの支援策を検討する。	○	○	○		◎ 環境課 文化財保護課	➡	➡	➡	
1-4	ナラ枯れによる雑木林の安全管理	近年、急速に進む雑木林のナラ枯れの現況を調査し、安全管理を図る。		○	◎	○	◎ 環境課 文化財保護課	➡	➡	➡	★
1-5	エドヒガンの調査と市天然記念物の指定	北袋の谷津に自生する市内最大の桜を市指定の天然記念物として保護する。			◎	○	◎ 文化財保護課	➡	➡		

(2) 保存活用区域 2 下沼たんぼ

荒川河川敷の下沼たんぼは、かつては大宮台地の崖線と水田からなる景観でした。近年ではヤナギ林とヨシが繁茂しているため、文化的な景観を復元し、保存・活用を図ります。

① 保存活用区域 2 の説明

市域西部の荒川河川敷は、北から上沼、下沼、附歩という耕地が広がっており、上沼地区では麦と米の二毛作、下沼地区では米、附歩地区では麦と牧草の作付けが行われています。このうち、下沼地区の水田では休耕地化が進んでおり、一部ではヨシ原からヤナギ林へと遷移が進んでいる状況です。

この傾向は下沼地区北部で著しく、特に高尾さくら公園北本水辺プラザ公園、野外活動センターに挟まれた休耕地は人が立ち入れないほどヨシやヤナギ類が繁茂し、地域住民からも危険な場所と認識される状況となっています。このため、この休耕地化したエリアをたんぼおよびたんぼ型ビオトープとして再生し、①たんぼの体験ゾーン、②たんぼの生き物観察ゾーンとするほか、③ノハナショウブなどの希少植物のストックヤードとして活用し、④台地崖線の斜面林と水田からなる本来の文化的景観を復元することが有効な解決策になると考えます。

現在、市では休耕地の一部で試行的にヨシを刈って水田に復元しており、今後は周辺を含めたエリアで保全、活用が図れるよう基本計画を策定することになっています。

なお、同エリアは昭和 36 年の発掘調査により丸木舟が出土した下沼遺跡の範囲を含んでいるため、文化的な景観と低地遺跡の保全という観点から、文化財保存区域として設定するものです。

② 保存活用区域の主要要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	下沼遺跡	記念物(遺跡)	未指定
2	丸木舟	有形文化財(考古資料)	未指定
3	荒川崖線の斜面林(テンノウヤマ)	文化的景観	未指定
4	下沼のたんぼ	文化的景観	未指定
5	マシジミ	記念物(動物)	未指定
6	アオヤンマ	記念物(動物)	国 NT、県 VU
7	二ホンアカガエル	記念物(動物)	県 VU
8	シュレーゲルアオガエル	記念物(動物)	県 NT2
9	ミクリ	記念物(植物)	国 NT、県 NT
10	キツネノカミソリ	記念物(植物)	県 NT
11	ノハナショウブ	記念物(植物)	県 VU

【レッドリストカテゴリー】 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧Ⅰ型 NT2: 準絶滅危惧Ⅱ型

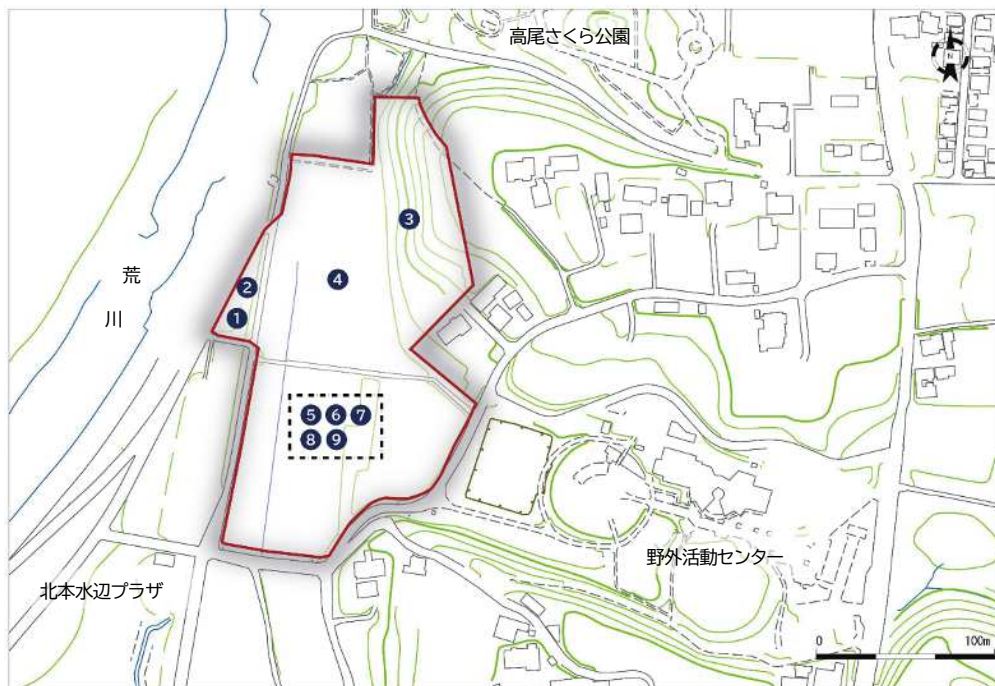
③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・休耕地化した田んぼの再生計画を策定する必要がある。
- ・再生後の活用と管理体制を整える必要がある。
- ・田んぼ型ビオトープで復活する希少植物などの継続的な調査をする必要がある。
- ・田んぼの再生により、周囲の公共施設との連携を図る必要がある。
- ・斜面林と田んぼで構成される文化的景観を復原する必要がある。

b 方針

- ・休耕地化した田んぼの再生計画を策定し、整備・活用を進める。
- ・再生後の活用と管理体制について検討を進める。
- ・田んぼ型ビオトープで休眠から復活する希少植物の動向について調査を進める。
- ・田んぼの再生により、周囲の公共施設との連携を図り、魅力度を高めていく。
- ・斜面林と田んぼで構成される文化的景観を復原する。



保存活用区域2の概要

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
2-1	下沼田んぼ再生計画の策定	休耕地化した田んぼの再生計画を策定し、整備・活用を進める。	○	○		○	◎ 産業観光課 文化財保護課	➡	➡		
2-2	田んぼの活用と管理体制の検討	再生後の活用と管理体制について検討を進める。		◎	◎	◎	◎ 産業観光課	➡			★
2-3	田んぼ型ビオトープの動植物調査	田んぼ型ビオトープで再生する希少動植物の継続的な調査を進める。			◎	◎	◎ 産業観光課 環境課	➡	➡	➡	
2-4	再生田んぼと公共施設との連携	再生田んぼと、周辺の公共施設との連携を図る。		◎		◎	◎ 産業観光課 都市計画課 生涯学習課	➡	➡		
2-5	再生田んぼと斜面林による文化的景観の保全	再生した田んぼと斜面林で構成される、復原された文化的景観の保全をめざす。				◎	◎ 産業観光課 都市計画課 文化財保護課		➡	➡	



下沼遺跡の丸木舟



下沼の湿地



シュレーゲルアオガエル

(3) 保存活用区域 3 高尾カタクリ自生地

市天然記念物「高尾カタクリ自生地」は荒川以東では数少ない自生地で、かつてはアズキとぎ婆の伝説の残る深い谷であった。現在は周囲の埋め立てが著しいため、周辺の整備を図る。

① 保存活用区域 3 の概要

埼玉県における荒川以東のカタクリ自生地は、本市の高尾地区に限られ、大宮台地における最高地付近に所在しています。自生地は阿弥陀堂の谷津と宮岡の谷津の2か所で、このうち阿弥陀堂の谷津の自生地を、平成8年に「高尾カタクリ自生地」として市天然記念物に指定しました。県レッドリストのカテゴリーでは準絶滅危惧(NT)にランクされています。

「高尾カタクリ自生地」は阿弥陀堂の北側斜面に広がり、3月初旬に芽を出した後、4月初旬に淡い紅色の花弁を反り返らせて咲き、5月上旬には葉を落として地中の球根で休眠に入ります。地上での生活が1年のうちの2か月間と短いのは、林床に陽が届く春季に生活を完結させるため、落葉広葉樹のサイクルに適応した結果であるといわれています。

ちなみに、カタクリの種子にはエライオソームというアリを誘引する物質が付属し、アリが運ぶ範囲で分布を広げますが、自生地は北向きの斜面に限定されるため、氷期以来、この場所に遺存してきたと考えられています。

平成7年から自生地の下草刈り、常緑樹の除去、落ち葉掃きを開始し、開花期には人工授粉、5月には採種、6月には播種を継続的に行い、調査当初の開花株は12株でしたが、現在は5,000株を超えるようになりました。

なお、自生地内にはエビネ、イカリソウ、ニリンソウ、ヤマユリ、オドリコソウなどの野草も確認でき、カタクリとともに、現在では失われつつある野草の自生地となっているほか、斜面下には湧水点があり、水辺の妖怪「アズキとぎ婆」の伝説が残されています。

しかしながら、近年では谷頭部の埋め立てが進行し、周辺環境の悪化が著しく、自生地を含めた周辺を整備することが望ましいため、保存活用区域として設定しました。

② 保存活用区域の主要要素

No.	名称	種別	指定等の状況
1	高尾カタクリ自生地	記念物(天然記念物)	市指定
2	カタクリ	記念物(植物)	県 NT、市の野草
3	阿弥陀堂遺跡	記念物(遺跡)	未指定
4	大宮台地最高地点(32.8m)	記念物(地質)	未指定
5	湧水点	記念物(地質)	未指定
6	エビネ	記念物(植物)	国 NT、県 EN
7	サイハイラン	記念物(植物)	県 NT
8	イカリソウ	記念物(植物)	県 NT
9	ニリンソウ	記念物(植物)	未指定
10	アズキとぎ婆の伝説	無形の民俗文化財	未指定

【レッドリストカテゴリー】 EN:絶滅危惧 I B 類 NT:準絶滅危惧



保存活用区域3の概要



高尾カタクリ自生地



カタクリ自生地整備



水準点(大宮台地最高地点)



イカリソウ

③ 課題・方針・措置

a 課題

- ・地域で組織する「カタクリ保存会」が高齢化しており、後継者を確保する必要がある。
- ・自生地の維持・管理等の作業に市民参加を図る必要がある。
- ・ナラ枯れなどによる日照条件の変化に伴う、自生地への草本類の侵入対策が不十分である。
- ・自生地周辺の環境を整備するための基本構想、計画を策定する必要がある。
- ・市の野草「カタクリ」をさらに周知していく必要がある。

b 方針

- ・地域で組織する「カタクリ保存会」の実情に応じて支援を行う。
- ・自生地の管理作業について市民参加を呼びかけ、促していく。
- ・自生地における草本類の侵入対策とクヌギ、コナラ等の森の再生を図る。
- ・自生地周辺の環境を整備するための基本構想、計画を関係課とともに策定を進める。
- ・市の野草「カタクリ」をさらに周知する。

c 措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
3-1	市指定天然記念物「高尾カタクリ自生地」保存活用計画等の策定(再掲)	市の野草であるカタクリの自生地およびその周辺の保存・活用の計画等を策定する。		◎	○	◎	◎ 文化財保護課 都市計画課 環境課		➡	➡	
3-2	「カタクリ保存会」の支援	地域で組織する「カタクリ保存会」の現状に応じて支援を行う。	○			○	◎ 都市計画課 文化財保護課	➡	➡	➡	
3-3	自生地の維持・管理作業の市民参加	自生地の管理作業について市民参加を呼びかけ、促していく。			◎	◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
3-4	自生地における植生の管理、再生	草本類の侵入への対策と、クヌギ、コナラ等による森の再生を図る。			◎	◎	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
3-5	自生地周辺の保存・活用に向けた基本構想等の策定	自生地周辺を適切に整備するための基本構想、計画を関係課とともに策定する。		◎		◎	◎ 都市計画課 文化財保護課		➡	➡	
3-6	市の野草「カタクリ」の周知	市の野草「カタクリ」の魅力と重要性をさらに周知する。	○				◎ 市長公室 文化財保護課	➡	➡	➡	★

第 10 章 文化財の防災・防犯

第 1 節 文化財の防災・防犯に関する課題

文化財は屋内、屋外を問わず、さまざまな環境の下で存在しています。このため、自然災害や人的災害などによる損壊や消失などのリスクは、常に隣り合わせにある状況です。とくに近年では、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などが激甚化し、そのリスクはさらに高まっています。また、地域のコミュニティが変化する中で、火災、盗難、破壊などの人的な災害も発生しており、文化財を適正に保存管理するための課題は少なくありません。

ここでは、以下に本市の文化財において想定される災害について整理します。

(1) 想定される災害

① 自然災害

本市は、市域の大半が大宮台地上に広がっているため、比較的地盤が安定しているとともに、水害についても市域西端の荒川流域及び東端の赤堀川流域の低地にほぼ限られるため、大きな水害がないまちです。このため、令和 2 年に発表された「首都圏 184 市区 GNS で読み解く災害に強い街ランキング」(『SUUMO AWARD 2020』)では、総合ランキングで 3 位となっています。

ただし、地震ハザードマップによると、市域で最も大きな被害が想定される地震としては「関東平野北西縁断層帯地震(想定マグニチュード 8.1)」があり、市域の震度は 6 強～7 と推定されています。この場合、建物の全壊率は危険度 3(10%以上 20%未満)・4(20%以上 30%未満)となり、建立から年数を経た歴史的建造物などの被災が懸念されるところです。

なお、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋地震では、市域の震度は 5 強を記録し、近隣市の状況と比較しても大きな被災はありませんでした。

また、水害については、市西部の荒川河川敷は高水敷となっており、台地西縁部と台地を浸食する谷津では 3～5m 以上の浸水が想定されるほか、市域南部の江川では 0.5～3m 以上の浸水、市域東部の赤堀川流域では同じく 0.5～3m の浸水が想定されています。このうち、宮内の民具収蔵庫はハザードマップの浸水域に位置していますが、浸水は 0.5m にとどまっているため、水害の恐れはないと考えています。

なお、荒川の高水敷は、現状では水神や道標などの石造物が分布しています。これまで洪水に際して移動した事例はありませんが、長年のうちには埋没の恐れがあり、今後も注意が必要です。

このほか、近年の激甚化する台風などの暴風は、建造物や樹木などへの影響が大きく、とくに国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」をはじめとする老木、大木では幹や枝が毀損する恐れがあり、大きな懸念点となっています。「石戸蒲ザク



荒川の増水(平成 13 年)

ラ」については、令和元年 10 月 12 日の台風 19 号において北側の太枝が毀損し、樹形を大きく損ねた事例があります。

② 人的災害

人的な災害としては、火災、盗難、破壊などが想定されます。これまで、市域では指定文化財が火災にあった事例はありませんが、平成 17 年に東間浅間神社の社殿が焼失した事例があります。また、昭和 62 年(1987)、山中の祖師堂(現在は解体)内に所在していた絵馬群(市指定文化財)が盗難にあった事例がありました。市域の堂庵および社殿は多くが無住のため、こうした事案が発生する恐れが常にあります。

このほか、「高尾カタクリ自生地」(市指定天然記念物)では、株を盗掘された痕跡が確認されているほか、「ムク」(市指定天然記念物)では、安全確保のために許可なく幹の中央で大きく切断された事例がありました。後者は管理者による安全管理上の行為でしたが、天然記念物の取扱いとしては大きな問題があり、今後、指定文化財の適切な取扱いについても周知していく必要があります。

交通事故に関するものでは、道路に面した指定文化財のうち「道標『これより石と舟とミち』」(荒井)、「庚申塔」(宮内)、「猿田彦大神」(中丸)、「道標『大師道』」(本町)が車の追突により毀損する事例がありました。

なお、人的なものではありませんが、近年ではアライグマやハクビシン等の市街地への進出が顕著で、建造物の屋根裏で営巣するほか、上り下りの際に建造物を爪で傷つけるなどの事例があり、注意が必要です。



石戸蒲ザクラの毀損状況(令和元年)



庚申塔の毀損状況(平成 16 年)

(2) 文化財の防災・防犯の現状

本市では毎年の文化財防火デー(1月 26 日)に合わせ、文化財の所有者、消防署、市が連携して文化財の防火訓練を実施しています。実施に当たっては、1 月の市広報誌の「お知らせ」欄に「貴重な文化財を火災から守る文化財消防訓練」として実施日時を掲載しており、当日は関心のある市民がつどい、訓練会場における文化財の運び出しや一斉放水などの見学をしています。



防火訓練の様子(真福寺)

これまで防火訓練を行ってきたのは、2 件の指定文化財を所蔵する本町の真福寺、2 件の指定文化財を所蔵する本宿の天神社、1 件の指定文化財を所蔵する宮内の氷川神社などで、現在では毎年の恒例行事となっています。

(3) 文化財の防災・防犯の課題

これまで見てきたように、自然災害のうち地震や竜巻、雪害では、建造物の耐震性や仏像・石塔等の転倒、倒壊、収蔵している文化財の落下や損壊を防ぐことが課題となります。また、風水害では建造物の屋根や壁の損壊、浸水、収蔵施設の浸水のほか、野外の文化財では樹木の幹・枝折れ、石造物の埋没などへの対応が課題です。

人的災害のうち、火災では建造物の多くが木造であるため、火災の発生と延焼のリスクが高い状況にあります。防火設備が十分とはいえない状況が課題といえます。また、盗難や破壊については、管理体制が十分でないことや文化財の価値が正しく理解されていない取扱いの不備や紛失など、これらに対応することが課題です。

このほか、実際に災害が起こった際の対応すべき事項の明確化と周知、これを実行するための体制整備、文化財レスキューの充実などが課題となっています。

第 2 節 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の防災・防犯に関する対応については、『北本市地域防災計画』の中で「文化財の事前対策」および「文化財の保護対策」として明記されています。このうち「文化財の事前対策」では、「文化財の収蔵・保管体制の整備」、「防火体制等の整備強化」が示され、耐震などの収蔵環境整備、防火設備や体制の整備などの予防策を図るものとなっています。

また、「文化財の保護対策」では、震災被害が生じた際の対応として、「情報の収集伝達」、「収蔵・保管施設の応急対策」、「文化財の応急対策」を「文化財保護班」が対応することとなっています。

なお、国は令和元年に「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」を、県では令和4年に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しているほか、埼玉県文化財保護協会や埼玉県地域資料保存活用連絡協議会では、文化財のレスキューの研修会や検討が進められています。

これらの趣旨をふまえ、本市における文化財の防災・防犯の課題に対する方針としては、①文化財保存施設などの整備、②防災・防犯意識の向上、③防災・防犯体制の整備、④文化財レスキュー体制の整備を設定します。

第 3 節 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯には、前項の方針で示した施設の整備、意識の向上、体制の確立、被災時の対応という 4 つの柱が必要です。まず、耐震・耐火などに配慮した施設を整備することで、災害などに備え、関係者や地域住民の理解を深めることで、未然の防止と迅速な対応につなげ

ます。さらに、防災・防犯の組織的な体制を整え、関係機関と協力しながらリスクを管理するとともに、被災した際のレスキュー体制を整備することが重要で、以下にそのための措置を示します。

(1) 文化財の保存施設などの整備

文化財の保存施設は、文化財を管理する収蔵施設のほか、仏像などを祀る寺院などの歴史的建造物のほか、保存環境という面では、史跡や自生地などの周辺環境を含んでいます。これらを適切に継承するためには、自然災害や人的被害への対策が必要です。

表 9 文化財の保存施設などの整備の措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
1-1	文化財保管施設の新設	防災、防犯上の観点から、文化財を安全・安心に保管するための施設・設備を新設する。			◎	○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
1-2	防災設備の整備	既存の保管施設の耐震診断や消火器などの防災設備の設置を促す。			◎		◎ 文化財保護課 北本消防署	➡	➡	➡	
1-3	防犯設備の整備	既存の保管施設等に防犯カメラ・センサーライト・警備システム等の設置を促す。			◎		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	

(2) 防災・防犯意識の向上

防災・防犯への対応には、関係者や地域住民の文化財を守る意識を高めるとともに、日常から文化財の重要性を理解し、防災・防犯への知識を深めることが大切です。

表 10 防災・防犯意識の向上の措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
2-1	防災・防犯研修の参加・開催	防災・防犯の研修会に参加するとともに、研修会を開催する。	○	○	◎	○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	
2-2	文化財の防災訓練の実施	所有者や消防、地域住民による防火訓練を定期的に行う。	◎	◎	◎		◎ 文化財保護課 北本消防署	➡	➡	➡	★
2-3	情報共有と啓発活動	SNSやパンフレットにより文化財の情報を周知し、防災・防犯への意識を高める。	○	○	○		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	

(3) 防災・防犯体制の整備

文化財を守るためには、日常的に文化財の状況を把握する体制を整え、関係機関と連携して対応できるようにすることが重要です。

表 11 防災・防犯体制の整備の措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点 事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
3-1	文化財の所有者との連絡体制の整備	定期的に所有者と文化財の状況を共有し、緊急時の体制を整える。	○		◎		◎ 文化財保護課	➡			★
3-2	消防・警察との連絡体制の整備	防災・防犯にかかわる機関と情報を共有し、連携を強める。	○	○	◎		◎ 文化財保護課 くらし安全課 北本消防署 鴻巣警察署	➡	➡	➡	
3-3	文化財パトロール設置の検討	定期的に文化財の状況をモニタリングするパトロール制度の設置を検討する。	◎		○		◎ 文化財保護課	➡			

(4) 文化財レスキュー体制の整備

災害などによって破損、倒壊した施設内の文化財を救出し、一時的に保管するとともに応急処置を行うことができるようにすることが重要です。

表 12 文化財レスキュー体制の整備の措置

No.	措置の名称	措置の内容	実施主体					事業期間			重点 事業
			市民	団体	所有	専門	行政	前期	中期	後期	
4-1	文化財の所在地の詳細マップの作成	文化財の所在地を詳細に記したマップを作成し、文化財の位置を明確にする。	○		◎		◎ 文化財保護課	➡			
4-2	レスキューボランティアの体制の構築と研修の実施	レスキューボランティアの体制整備と講習・訓練を実施する。		◎	◎		◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	★
4-3	レスキュー作業用具の整備	文化財のレスキューに使用する、消毒剤、段ボール、梱包材、文具類を常備する。	○	○	◎	○	◎ 文化財保護課	➡	➡	➡	

第 11 章 文化財の保存・活用の推進体制

第 1 節 推進体制の方向性

(1)行政

① 北本市・北本市教育委員会

本市の文化財の保存・活用に関する業務は、北本市文化財保護条例に基づき、北本市教育委員会教育部文化財保護課が所管しています。文化財の諮問機関には、北本市文化財保護審議会を設置し、文化財の保護について教育委員会の諮問に応じるほか、意見を述べ、調査研究などを行っています。

市内の主な推進体制は下表のとおりで、必要に応じて他の関係各課と連携し、また県・国などの関係機関との連携によって各事業を推進していきます。

表 22 北本市の文化財の保存・活用体制(令和 7 年4月現在)

部署名	計画に関する業務	配置人数等
文化財保護課 (市教育委員会)	・文化財の調査・研究に関すること ・文化財の保存・活用に関すること ・文化財の普及・啓発に関すること ・デーノタメ遺跡の整備・活用に関すること 等	・職員 7 名(このうち埋蔵文化財専門職員 3 名)
市長公室 (政策推進部)	・シティプロモーションに関すること ・広報誌及び市内報の発行に関すること	・職員
政策推進課 (政策推進部)	・文化財を活かしたまちづくりの推進に関すること	・職員
くらし安全課 (市民経済部)	・防火、防災、防犯に関すること	・職員
環境課 (市民経済部)	・自然保護に関すること ・緑のトラスト保全第 8 号地に関すること ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること	・職員
産業観光課 (市民経済部)	・観光に関する情報の収集及び提供に関すること ・観光関係団体等の育成及び支援に関すること ・観光資源の開発・普及に関すること ・農業を活かすまちづくりの推進に関すること ・森林に関すること	・職員
健康づくり課 (こども健康部)	・文化財を活かした健康づくりに関すること	・職員

都市計画課 (都市整備部)	・まちづくり条例に関すること ・中山道景観整備の推進に関すること ・都市公園の調査及び計画に関すること ・緑地の調査及び計画に関すること	・職員
建築開発課 (都市整備部)	・史跡デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備に関するこ と	・職員
建設課 (都市整備部)	・文化財のアクセスを向上させる道路等の整備に関する こと	・職員
学校教育課 (教育部)	・学校教育における文化財の活用に関すること	・職員
生涯学習課 (教育部)	・社会教育における文化財の活用に関すること	・職員

② 関係機関

- ・埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課 ・埼玉県立歴史と民俗の博物館
- ・埼玉県立文書館 ・埼玉県自然学習センター ・埼玉県央広域消防本部北本消防署
- ・埼玉県鴻巣警察署 ・周辺自治体

(2)所有者・市民・団体

- ・文化財所有者 ・市民 ・郷土芸能保存団体連合会 ・NPO 法人北本市観光協会
- ・北本市商工会 ・合同会社くらしの編集室 ・NPO 法人北本雑木林の会
- ・NPO 法人埼玉 SOHO ・デーノタメ縄文の杜プロジェクト ・カタクリ保存会
- ・蒲ザクラ保存会

(3)専門家

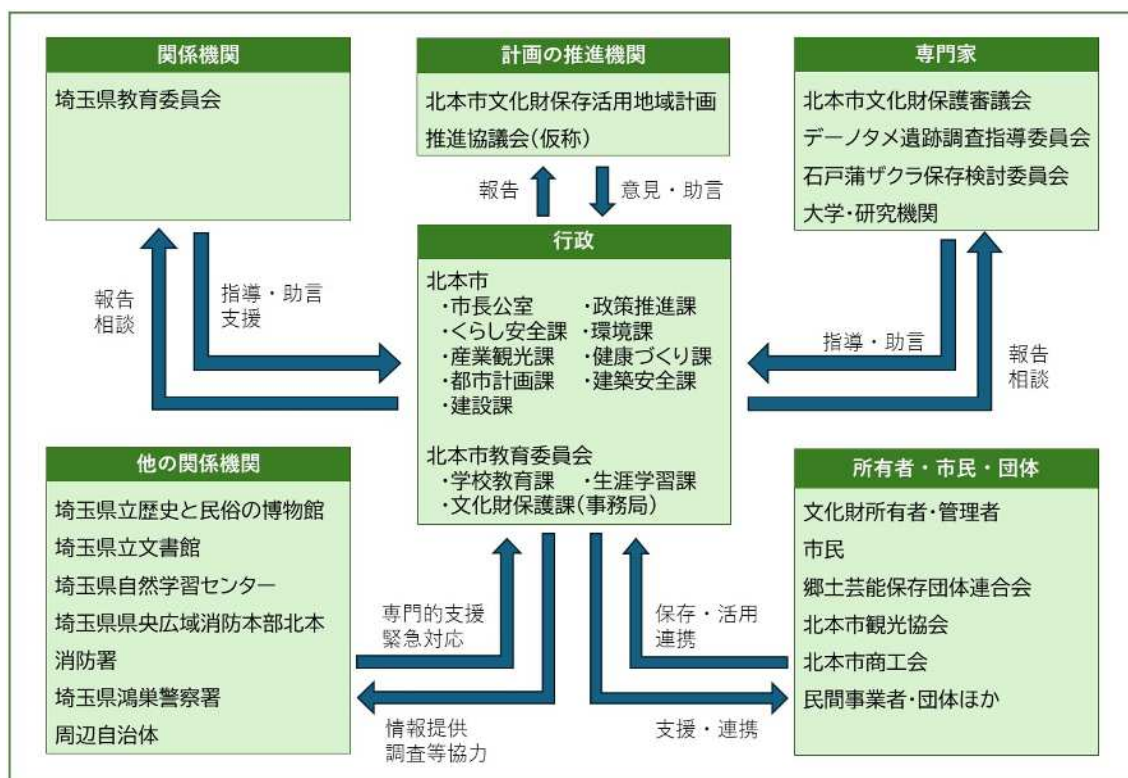
- ・北本市文化財保護審議会 ・デーノタメ遺跡調査指導委員会
- ・石戸蒲ザクラ保存検討委員会 ・大学・研究機関

第 2 節 今後の取組み

本計画に定める事業の推進にあたっては、北本市教育委員会教育部文化財保護課が事務局となり、事業の推進および進捗管理を行っていきます。併せて、「北本市文化財保存活用地域計画推進協議会」(仮称)を設置し、事業の推進に関する意見と助言を求めます。

また、「第六次北本市総合振興計画」(令和 8 年 4 月から令和 18 年 3 月)の前期基本計画期間(令和 8 年 4 月から同 13 年 3 月)および後期基本計画期間(令和 13 年 4 月から同 18 年 3 月)に合わせ、令和 13 年度には上位計画との整合性および計画の進捗状況などを「文化財

保存活用地域計画推進協議会」(仮称)において評価する「中間評価」を実施するとともに、計画の見直しを行います。令和 18 年度には、計画全体の「総括評価」を実施するとともに、「第七次北本市総合振興計画」との整合に留意しつつ、第 2 期の計画を策定します。



文化財保存活用地域計画の推進体制